

第百五十五回国会
衆議院
法務委員会議録第八号

平成十四年十一月十五日(金曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長代理理事 佐藤 剛男君

理事 塩崎 恭久君 理事 園田 博之君

理事 棚橋 泰文君 理事 加藤 公一君

理事 山花 郁夫君 理事 漆原 良夫君

理事 石原健太郎君

左藤 章君

中野 清君

松島みどり君

柳本 卓治君

吉野 正芳君

仙谷 由人君

平岡 秀夫君

山内 功君

木島日出夫君

植田 至紀君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

法務委員会専門員

森山 眞弓君

増田 敏男君

中野 清君

横田 猛雄君

委員の異動

十一月十五日

辞任

鎌田さゆり君

不破 哲三君

同日

辞任

齋藤 淳君

中林よし子君

補欠選任

齋藤 淳君

中林よし子君

補欠選任

鎌田さゆり君

不破 哲三君

本日の会議に付した案件

第一類第三号

法務委員会議録第八号

平成十四年十一月十五日

会社更生法案(内閣提出第五七号)

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五八号)

○佐藤(剛)委員長代理 これより会議を開きます。
委員長の指名により、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、会社更生法案及び会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。森山法務大臣。

会社更生法案

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 最初に、会社更生法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の会社更生法は、昭和二十七年に制定されたものであり、昭和四十二年に手続の乱用防止等の観点から一部改正がなされましたが、その後は、特段の見直しが行われておらず、現在に至っております。

しかし、この間の社会経済情勢の変化は著しく、とりわけ近年は、会社更生法がその利用対象として想定する大規模な株式会社倒産事件が激増している状況にあります。

このような状況のもとで、現行法の規律する更生手続に対しては、手続開始の申し立てから手続終結に至る各段階の手続が厳格に過ぎ、更生計画の成立に時間がかかり過ぎるとの批判や、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるとの指摘等がされております。

そこで、この法律案は、現行法の全部を改正して、経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生をより一層合理的かつ機能的に図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、更生事件の土地管轄規定を緩和したことであり、

現行法では、更生事件の申し立ては、更生会社の本店所在地にある地方裁判所にしか許されておりましたが、改正法では、処理体制の整った東京地方裁判所または大阪地方裁判所への申し立てを一般的に認め、管轄裁判所の範囲を拡大しております。

第二は、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させたこととあります。

更生事件の申し立てがなされると、債権者の強制執行等により、手続開始前に更生会社の財産が散逸するおそれがありますが、改正法では、債権者の強制執行等を全面的に禁止する包括的禁止命令の制度を創設するなどして財産保全の措置を充実しております。

第三は、更生手続の開始要件を緩和したこととあります。

現行法では、裁判所が更生手続開始の決定をするには、更生の見込みがあるかを判断しなければなりません。改正法では、手続開始の遅延を防ぐため、裁判所によるこのような経営的予測判断は不要としております。

第四は、更生手続開始後の手続を簡素かつ合理的なものに改めたこととあります。

更生手続が開始されると、更生会社の債務の総額を確定し、その財産状況を調査した上、更生計画を立案し、債権者の多数の同意を得てその成立を図るという一連の手続が必要となりますが、

改正法では、これらの手続をできる限り簡素かつ合理的なものに改めて、その迅速化を図っております。

第五は、更生計画案の早期の提出を義務づけたこととあります。

現行法では、管財人等が更生計画案を裁判所に提出する期限について特段の規律はございませんが、改正法では、更生計画案の提出期限を更生手続の開始から原則として一年以内と限定することとしております。

第六は、更生計画案の可決要件を緩和したこととあります。

現行法における更生計画案の可決要件は厳格に過ぎるとの批判があることから、改正法では、更生計画の早期成立を図るために、更生計画案の可決要件を緩和しております。

第七は、更生会社の再建のための手法を整備したこととあります。

改正法では、担保権の設定された物件の早期売却等を容易にする担保権消滅制度や手続の早期段階における営業譲渡を裁判の許可により認める制度等を設けて、企業再建のための手法をより強化しております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

続いて、会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社更生法の施行に伴い、証券取引法はか二十六の関係法律について、規定の整備を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○佐藤剛委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

会社更生法案

会社更生法

会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第十六条）	第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置
第一節 更生手続開始の申立て（第十七条―第二十三条）	第二節 更生手続開始の申立てに伴う保全措置
第一款 開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第二十四条―第二十七条）	第二款 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第二十八条―第二十九条）
第三款 保全管理命令（第三十条―第三十四条）	第四款 監督命令（第三十五条―第三十八条）
第五款 更生手続開始前の調査命令等（第三十九条―第四十条）	第三章 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等
第一節 更生手続開始の決定（第四十一条―第四十四条）	第二節 更生手続開始の決定に伴う効果（第四十五条―第六十六条）

第三節 管財人	第一款 管財人の選任及び監督（第六十七条―第七十一条）
第二款 管財人の権限等（第七十二条―第八十二条）	第三款 更生会社の財産状況の調査（第八十三条―第八十五条）
第四節 否認権（第八十六条―第九十八条）	第五節 更生会社の役員の責任の追及（第九十九条―第一百零三条）
第六節 担保権消滅の請求等	第一款 担保権消滅の請求（第一百零四条―第一百零六条）
第二款 債権者の第三債務者の供託（第一百零七条―第一百一十二条）	第七節 関係人集会（第一百四十四条―第一百四十六条）
第八節 更生債権者委員会及び代理委員等（第一百四十七条―第一百四十九条）	第九節 調査命令（第一百五十五条―第一百二十六条）
第四章 共益債権及び開始後債権	第一款 共益債権（第一百二十七条―第一百三十条）
第二款 開始後債権（第一百三十四条）	第五章 更生債権者及び更生担保権者
第一節 更生債権者及び更生担保権者の手続参加（第一百三十五条―第一百三十七条）	第二節 更生債権及び更生担保権の届出（第一百三十八条―第一百四十三条）
第三節 更生債権及び更生担保権の調査及び確定	第一款 更生債権及び更生担保権の調査（第一百四十四条―第一百五十条）
第二款 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続（第一百五十一条―第一百六十三条）	第三款 租税等の請求権等についての特例（第一百六十四条）

第六章 株主（第一百六十五条―第一百六十六条）	第七章 更生計画の作成及び認可
第一節 更生計画の条項（第一百六十七条―第一百八十三条）	第二節 更生計画案の提出（第一百八十四条―第一百八十八条）
第三節 更生計画案の決議（第一百八十九条―第一百九十一条）	第四節 更生計画の認可又は不認可の決定（第一百九十二条―第一百九十九条）
第八章 更生計画認可後の手続	第一節 更生計画認可の決定の効力（第二百条―第二百二条）
第二節 更生計画の遂行（第二百九条―第二百三十二条）	第三節 更生計画の変更（第二百三十三条）
第九章 更生手続の終了	第一節 更生手続の終了事由（第二百三十四条―第二百三十六条）
第二節 更生計画認可前の更生手続の終了	第一款 更生計画認可の決定（第二百三十五条）
第二款 更生計画認可前の更生手続の廃止（第二百三十六条―第二百三十八条）	第三節 更生計画認可後の更生手続の終了
第一款 更生手続の終結（第二百三十九条―第二百四十条）	第二款 更生計画認可後の更生手続の廃止（第二百四十一条）
第十章 外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百四十二条―第二百四十五条）	第十一章 雑則（第二百四十六条―第二百五十条）
第十二章 罰則（第二百五十一条―第二百六十一条）	附則
第一章 総則（目的）	

第一条 この法律は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「更生手続」とは、株式会社について、この法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2 この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第六十七條に規定する条項を定めた計画をいう。

3 この法律において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4 この法律において「更生裁判所」とは、更生事件に係属している地方裁判所をいう。

5 この法律（第六條、第四十一条第一項第二号、第六十五條第二項及び第六十九條を除く。）において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6 この法律において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件に係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7 この法律において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件に係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8 この法律において「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であつて、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一 更生手続開始後の利息の請求権

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権 三 更生手続参加の費用の請求権 四 第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権 五 第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権 六 第六十三条において準用する破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条の規定による損害賠償の請求権 七 第六十三条において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生会社の有するものを除く。） 八 第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利	開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。 13 この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。 14 この法律において「株主等」とは、株主又は端株主をいう。 15 この法律において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。 16 この法律において「租税等の請求権」とは、国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて、公益債権に該当しないものをいう。	規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）に該当する場合における同条第一項に規定する親会社についての更生事件に係属する地方裁判所 四 株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第二項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項に規定する連結子会社（当該株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限り。） 五 株式会社が商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社に該当する場合における同項に規定する他の株式会社（当該他の株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限り。） 六 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所 七 前二項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、更生事件は、先に更生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。 （専属管轄） 第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。 （更生事件の移送） 第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。 一 更生手続開始の申立てに係る株式会社の営業所の所在地を管轄する地方裁判所
九 この法律において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。 10 この法律において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（公益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時まで更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。 11 この法律において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。 12 この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二章第二節においては、開始前会社について更生手続	（外国人の地位） 第三条 外国人又は外国法人は、更生手続に関し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。 （更生事件の管轄） 第四条 この法律の規定による更生手続開始の申立ては、株式会社が日本国内に営業所を有するときに限り、することができ。 第五条 更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）を管轄する地方裁判所が管轄する。 2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、次に掲げる地方裁判所にもすることができる。 一 株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所 二 株式会社が商法第二百一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社について、更生事件に係属する地方裁判所 三 株式会社が商法第二百一条ノ二第一項に	二 前号の株式会社の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所 三 第五十二条第二項各号に掲げる地方裁判所（任意的口頭弁論等） 第八条 更生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。 2 裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。 3 裁判所は、必要があると認めるときは、開始前会社又は更生会社の事業を所管する行政庁及び租税等の請求権につき徴収の権限を有する者に対して、当該開始前会社又は当該更生会社の更生手続について意見の陳述を求めることができる。 4 前項に規定する行政庁又は徴収の権限を有する者は、裁判所に対して、同項に規定する開始前会社又は更生会社の更生手続について意見を述べることができる。 （不服申立て） 第九条 更生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。 （公告等） 第十条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。 2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。 3 この法律の規定によつて送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えて公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。 4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。 (更生手続の終了に伴う破産宣告等) 第十四条 破産宣告前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由が生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産の宣告をすることができ。ただし、当該株式会社に再生事件が係属している場合は、この限りでない。	4 第一項本文及び前項の規定により破産の宣告がされた場合には、共益債権(更生手続が開始されなかった場合における第六十二条第二項並びに第二百二十八条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。次項及び第十三条において同じ。)は、財団債権とする。	いる場合において、第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によって再生手続が進行されたときは、共益債権は、再生手続における共益債権とする。	(支障部分の閲覧等の制限) 第十五条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、更生会社(開始前会社及び開始前会社又は更生会社であつた株式会社を含む。以下この条において同じ。)の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができ。当該申立てをした者及び更生会社(管財人又は保全管理人が選任されている場合にあつては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。)に限ることができ。
2 前項本文の規定による破産の宣告があつた場合における破産法第七十二条第二号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第二百四十二条第二号及び第四号の規定の適用については、次に掲げる裁判又は行為は、当該裁判又は当該行為の前に支払の停止又は破産の申立てがないときに限り、支払の停止又は破産の申立てとみなす。 一 更生手続開始の決定 二 更生手続開始によつて効力を失つた整理又は特別清算の手続におけるその手続開始の命令 三 更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続におけるその手続開始の決定 四 詐欺破産の罪に該当することとなる当該株式会社取締役、執行役又はこれらに準ずる者の行為	5 破産宣告後の株式会社について第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定の確定によつて破産手続が進行された場合も、共益債権は、財団債権とする。 (破産宣告前の保全処分) 第十二条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二百五十五条第一項に規定する保全処分を命ずることができ。 一 破産宣告前の株式会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があつた場合 二 破産宣告前の更生会社につき更生手続廃止又は更生計画認可の決定が確定した場合 三 破産宣告後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合	2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。 3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める裁判のいづれかがあつたときは、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。 一 開始前会社以外の利害関係人 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三十五条第二項に規定する監督命令又は更生手続開始の申立てについての裁判 二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定又は前号に定める裁判	2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。 3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、更生裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができ。 4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。 5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、
3 破産宣告後の株式会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後に第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合には、裁判所は、職権で、破産法に従い、破産の宣告をしなければならぬ。この場合における同法第七十二条第二号から第五号まで、第七十三条第二項、第七十四条第一項並びに第二百四十二条第二号及び第四号の規定の適用については、更生計画認可の決定によつて効力を失つた破産手続における破産の申立ての時に破産の申立てがあつたものとみなす。	2 裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産の宣告をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分を取り消さなければならない。 3 第一項第一号の規定による保全処分は、同号に規定する決定を取り消す決定があつたときは、その効力を失う。 4 破産法第二百三十二条前段の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。 (更生手続の終了に伴い再生手続が進行された場合の取扱い) 第十三条 株式会社について再生事件が係属して	二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定又は前号に定める裁判	二 第八十四条第二項の規定による報告又は第二百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

確定しなければその効力を生じない。

(民事訴訟法の準用)

第十六条 更生手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一節 更生手続開始の申立て

(更生手続開始の申立て)

第十七条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社に更生手続開始の申立てをすることができる。

一 破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 当該株式会社の資本の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該株式会社の総株主の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の十分の一以上を有する株主

(破産等の申立義務と更生手続開始の申立て)

第十八条 他の法律によって株式会社の清算人が当該株式会社に對して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、更生手続開始の申立てをすることを妨げない。

(解散後の株式会社による更生手続開始の申立て)

第十九条 清算中、特別清算中又は破産宣告後の

第一類第三号

法務委員會議録第八号

平成十四年十一月十五日

株式会社がその更生手続開始の申立てをするには、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

(疎明)

第二十條 更生手続開始の申立てをするときは、第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

2 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の数をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十一條 更生手続開始の申立てをするときは、申立人は、更生手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取等)

第二十二條 裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、開始前会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは開始前会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が更生手続開始の申立てをした場合においては、裁判所は、当該申立てについての決定をするには、開始前会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）を審尋しなければならない。

(更生手続開始の申立ての取下げの制限)

第二十三條 更生手続開始の申立てをした者は、

更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げるることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があつた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二節 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一款 開始前会社に関する他の手続の中止命令等

第二十四條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。ただし、第二号に掲げる手続については、その手続の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 開始前会社についての破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続

二 強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

三 開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

四 開始前会社の財産関係の訴訟手続

五 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているもの

六 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（公益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（公益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）

2 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（公益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（公益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）

で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があつたとき、又は中止を命ずる決定があつた日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人）が選任されている場合にあっては、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第一項第二号の規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続又は第二項の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令)

第二十五條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第二号又は第二項の規定による中止の命令によつては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるときは、特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等に対し、同条第一項

第二号に規定する強制執行等及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限り。 2 前項の規定による禁止の命令（以下「包括的禁止命令」という。）を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分を包括的禁止命令の対象から除外することができる。 3 包括的禁止命令が発せられた場合には、次の各号に掲げる手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの（当該包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限り。）は、当該各号に定める時までの間、中止する。 一 前条第一項第二号に規定する強制執行等の手続 更生手続開始の申立てについての決定があった時 二 前条第二項に規定する国税滞納処分 前号に定める時又は当該包括的禁止命令の日から二月が経過した時のいずれか早い時 4 裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。 5 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した同項各号に掲げる手続の取消しを命ずることができる。ただし、前条第二項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。 6 包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。 7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有し	ない。 8 包括的禁止命令が発せられたときは、更生債権等（当該包括的禁止命令により前条第一項第二号に規定する強制執行等又は同条第二項に規定する国税滞納処分が禁止されているものに限り。）については、当該包括的禁止命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。 （包括的禁止命令に関する公告及び送達等） 第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があった場合には、その旨を公告し、その決定書を開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の本文を知れている更生債権者等及び開始前会社（保全管理人が選任されている場合に限り。）に通知しなければならない。 2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、開始前会社に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。 3 前条第五項の規定による取消しの命令及び同条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。 （包括的禁止命令の解除） 第二十七条 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の申立人である更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該更生債権者等の申立てにより、当該更生債権者等に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該更生債権者等は、開始前会社の財産に対する当該強制執行等を行うことができ、当該包括的禁止命令が発せられる前に当該更生債権者等がした当該強制執行等の手続は、続行する。 2 前項の規定は、裁判所が第二十四条第二項に	規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。 3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 6 第一項の申立てについての裁判並びに第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 第二款 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等 第二十八条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、開始前会社の財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。 2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。 3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合に	においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 6 裁判所が第一項の規定により開始前会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、更生債権者等は、更生手続の関係においては、当該保全処分を反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、更生債権者等が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限り。 （更生手続開始前における商事留置権の消滅請求） 第二十九条 開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。 2 前項の請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。 3 第一項の請求及び前項の弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。 4 前項の規定による許可があった場合における第二項の弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。 5 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項の弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。	規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。 3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 6 第一項の申立てについての裁判並びに第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合に	においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 6 裁判所が第一項の規定により開始前会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、更生債権者等は、更生手続の関係においては、当該保全処分を反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、更生債権者等が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限り。 （更生手続開始前における商事留置権の消滅請求） 第二十九条 開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。 2 前項の請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。 3 第一項の請求及び前項の弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。 4 前項の規定による許可があった場合における第二項の弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。 5 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項の弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。	規定する国税滞納処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認める場合について準用する。 3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項及び第六項において同じ。）の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十五条第八項の規定の適用については、同項中「当該包括的禁止命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解除の決定があった日」とする。 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 6 第一項の申立てについての裁判並びに第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合に	においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。 6 裁判所が第一項の規定により開始前会社が更生債権者等に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、更生債権者等は、更生手続の関係においては、当該保全処分を反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、更生債権者等が、その行為の当時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限り。 （更生手続開始前における商事留置権の消滅請求） 第二十九条 開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合において、当該財産が開始前会社の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。 2 前項の請求をするには、同項の財産の価額に相当する金銭を、同項の留置権者に弁済しなければならない。 3 第一項の請求及び前項の弁済をするには、裁判所の許可を得なければならない。 4 前項の規定による許可があった場合における第二項の弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。 5 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項の弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。
--	--	---	---	--	---	--	---

第三款 保全管理命令

(保全管理命令)

第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。

3 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第三十一条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第三項の規定による決定及び同条第四項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(保全管理人の権限)

第三十二条 保全管理命令が発せられたときは、開始前会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。）の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が開始前会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

らない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 第七十二条第二項及び第三項の規定は、保全管理人について準用する。

(保全管理人代理)

第三十三条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人代理に選任することができない。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(準用)

第三十四条 第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで、第八十一条第一項から第四項まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は保全管理人について、第八十一条第一項から第四項までの規定は保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条中「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは、「第三十一条第一項の規定による公告」と読み替えるものとする。

2 第五十二条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が発せられた場合について、同条第四項から第六項までの規定は保全管理命令が効力を失つた場合（更生手続開始の決定があつた場合を除く。）について、それぞれ準用する。

3 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一 保全管理命令が発せられた場合 第五十二条第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失つた場合（更生手続開始の決定があつた場合を除く。） 第五十二条第四項から第六項まで

4 第六十五条の規定は、保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の営業の部類に属する取引をする場合について準用する。

第四款 監督命令

(監督命令)

第三十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3 前項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

4 裁判所は、監督命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 監督命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(監督命令に関する公告及び送達)

第三十六条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(取締役等の管財人の適性に関する調査)

第三十七条 裁判所は、監督委員に対して、開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人開始前会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であつた者を含む。）のうち裁判所の指定する者が管財人又は管財人代理の職務を行うに適した者であるかどうかについて調査し、かつ、裁判所の定める期間内に当該調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第三十八条 第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定は、監督委員について準用する。

(準用)

第三十九条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第二百二十五条第二項に規定する調査命令を発することができる。

一 第十七条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前会社の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの可否

二 第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

（更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分）

第四十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認め

るときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、第九十九条第一項各号に掲げる保全処分をすることができる。

2 第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があつた場合について準用する。

第三章 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一節 更生手続開始の決定

（更生手続開始の決定）

第四十一条 裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあつた場合において、同条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、更生手続開始の決定をする。

- 一 更生手続の費用の予納がないとき。
- 二 裁判所に破産手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。
- 三 事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。
- 四 不当な目的で更生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものではないとき。

ければならない。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。

一 更生手続開始の決定の主文

二 管財人の氏名又は名称

三 前条の規定により定めた期間

四 財産所持者等（更生会社の財産の所持者及び更生会社に対して債務を負担する者をいう。）は、更生会社に対する財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

五 更生会社が発行した社債について社債管理会社等（社債管理会社又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社をいう。）がある場合における当該社債についての更生債権者等の議決権は、第九十九条第一項各号のいずれかに該当する場合（同条第三項の場合を除く。）でなければ行使することができない旨

2 管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等、株主等及び前項第四号に規定する財産所持者等には、同項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。保全管理命令、監督命令又は第三十九条の規定による調査命令があつた場合における保全管理人、監督委員又は調査委員についても、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にあることが明らかであるときは、株主等に対しては、同項の規定による通知をすることを要しない。

4 前三項の規定は、第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）について準用する。

（抗告）

第四十四条 更生手続開始の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前章第二節の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して前項の即時抗告があつた場合について準用する。

3 更生手続開始の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、前条第二項に規定する者（同条第三項の規定により通知を受けなかつた者を除く。）にその主文を通知しなければならない。

第二節 更生手続開始の決定に伴う効果（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第四十五条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行うことができない。

- 一 株式の消却、併合又は分割
- 二 新株、新株予約権又は社債の発行
- 三 利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配
- 四 株式交換、株式移転、会社の分割又は合併
- 五 資本の減少
- 六 解散、会社の継続又は有限会社への組織変更

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社の定款の変更をすることができない。

（営業譲渡）

第四十六条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

は重要な一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

- 一 知れている更生債権者。ただし、第九十九条第二項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。
- 二 知れている更生担保権者。ただし、第七百七条第六項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。
- 三 労働組合等（更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者をいう。）

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の営業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる営業の内容

二 当該譲渡に反対の意思を有する株主は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内のその旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

5 前項の規定による株主に対する通知は、株主名簿に記載された住所又は株主が更生会社若しくは管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6 第四項の規定による株主に対する通知は、その通知が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二項の許可をすることができない。

- 一 第四項の規定による公告又は通知があつた日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあつたとき。

二 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8 第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時に、更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(更生債権等の弁済の禁止)

第四十七條 更生債権等については、更生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

2 更生会社を主要な取引先とする中小企業者が、その有する更生債権等の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、更生会社と同項の中小企業者との取引の状況、更生会社の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 管財人は、更生債権者等から第二項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

5 少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

ときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 第一項の規定は、次に掲げる事由により、更生債権等である租税等の請求権が消滅する場合には、適用しない。

一 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分(当該国税滞納処分又はその続行が許される場合に限る。)

二 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分による差押えを受けた更生会社の債権(差押えの効力の及ぶ債権を含む。)の第三債務者が当該国税滞納処分の中止中に徴収の権限を有する者に対して任意にした給付

三 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

四 管財人が裁判所の許可を得てした弁済(相殺債)

第四十八條 更生債権者等が更生手続開始当時更生会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が第百三十八條第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、更生債権者等は、当該債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができ。債務が期限付であるときも、同様とする。

2 破産法第百三條の規定は、前項の規定による相殺について準用する。この場合において、同条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又はハ更生担保権者」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続ノ開始」と読み替えるものとする。

(相殺の禁止)

第四十九條 次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 更生債権者等が更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二 更生債権者等が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいづれの時より一年以上前に生じた原因に基づくとき。

特別清算開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があったことを知って更生会社に対して債務を負担したとき。ただし、その負担が法定の原因に基づくとき、更生債権者等が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいづれの時より一年以上前に生じた原因に基づくとき、は、この限りでない。

三 更生会社に対して債務を負担する者が更生手続開始後に他人の更生債権等を取得したとき。

四 更生会社に対して債務を負担する者が支払の停止等があったことを知って更生債権等を取得したとき。ただし、その取得が法定の原因に基づくとき、当該者が支払の停止等があったことを知った時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいづれの時より一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

(他の手続の中止等)

第五十條 更生手続開始の決定があつたときは、破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等若しくは企業担保権の実行はすることができず、破産手続、再生手続並びに更生会社の財産に対して既にされている同号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続は中止し、整理手続及び特別清算手続はその効力を失う。

2 更生手続開始の決定があつたときは、当該決定の日から一年間(一年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの間)は、更生会社の財産に対する第二十四条第二項に規定する国税滞納処分はす

ることができず、更生会社の財産に対して既にされている同項に規定する国税滞納処分は中止する。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、前項の一年の期間を延長することができる。ただし、裁判所は、あらかじめ、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

4 徴収の権限を有する者は、前項の同意をすることができない。

5 裁判所は、更生に支障を来さない認めるときは、管財人若しくは租税等の請求権につき徴収の権限を有する者の申立てにより又は職権で、次に掲げる手続又は処分の続行を命ずることができない。

一 第一項の規定により中止した第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続

二 第二項の規定により中止した第二十四条第二項に規定する国税滞納処分

6 裁判所は、更生のため必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

7 裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定があるまでの間において、更生担保権に係る担保権の目的である財産で、更生会社の事業の更生のために必要でないことが明らかなものがあるときは、管財人の申立てにより又は職権で、当該財産について第一項の規定による担保権の実行としての競売の禁止を解除する旨の決定をすることができない。

8 管財人は、更生担保権者から前項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告しなければならない。

9 第一項の規定によつて効力を失つた手続のために更生会社に対して生じた債権、その手続に関する更生会社に対する費用請求権並びに第五項の規定によつて続行された手続又は処分及び第七項の解除の決定によつて申立てが可能となつた担保権の実行としての競売手続に関する更生会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

10 第二十四条第二項に規定する国税滞納処分により徴収すべき徴収金の請求権の時効は、第二項及び第三項の規定により当該国税滞納処分をすることができず、又は当該国税滞納処分が中止している期間は、進行しない。
(続行された強制執行等における配当等に充てべき金銭の取扱い)

第五十一条 前条第五項の規定によつて続行された手続又は処分及び同条第七項の解除の決定によつて申立てが可能となつた担保権の実行としての競売手続においては、配当又は弁済金の交付(以下この条において「配当等」という。)を実施することができない。ただし、前条第五項第二号の規定によつて続行された処分における租税等の請求権に対する配当等については、この限りでない。

2 前項本文に規定する手続(更生債権等を被担保債権とする留置権であつて、商法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。)又は処分においては、配当等に充てべき金銭が生じたとき(その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき)は、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社)に対して、当該金銭に相当する額(前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額)の金銭を交付しなければならない。

3 更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、第一項本文の規定にかかわらず、同項

本文に規定する手続又は処分においては、その手続又は処分の性質に反しない限り、配当等に充てべき金銭(同項ただし書の規定により配当等が実施されたものを除く。)について、配当等を実施しなければならない。
(更生会社の財産関係の訴えの取扱い)
第五十二条 更生手続開始の決定があつたときは、更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定によつて中断した訴訟手続のうち更生債権等に関しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができず、

3 前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4 更生手続が終了したときは、管財人を当事者とする更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

5 更生会社であつた株式会社は、前項の規定によつて中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができず、

6 第一項の規定によつて中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、更生会社であつた株式会社は、当然訴訟手続を受継する。
(行政庁に係属する事件の取扱い)
第五十三条 前条の規定は、更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

(更生会社のした法律行為の効力)
第五十四条 更生会社が更生手続開始後に更生会社財産に關してした法律行為は、更生手続の開始においては、その効力を主張することができる。

2 株式会社が当該株式会社についての更生手続開始の決定があつた日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。
(管財人等の行為によらない更生債権者等の権

利取得の効力)
第五十五条 更生債権者等は、更生手続開始後、更生債権等につき更生会社財産に關して管財人又は更生会社の行為によらないで権利を取得しても、更生手続の開始においては、その効力を主張することができない。
2 前条第二項の規定は、更生手続開始の決定があつた日における前項の権利の取得について準用する。

(登記及び登録の効力)
第五十六条 不動産又は船舶に關し更生手続開始前に生じた登記原因に基づき更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二条第一号の規定による仮登記は、更生手続の開始においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。
(更生会社に対する弁済の効力)
第五十七条 更生手続開始後に、その事実を知らずに更生会社にした弁済は、更生手続の開始において、その効力を主張することができる。

2 更生手続開始後に、その事実を知つて更生会社にした弁済は、更生会社財産が受けた利益の限度においてのみ、更生手続の開始において、その効力を主張することができる。
(為替手形の引受け又は支払等)
第五十八条 為替手形の振出人又は裏書人である株式会社について更生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らずに引受け又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又

は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。
(善意又は悪意の推定)
第五十九条 前三条の規定の適用については、第四十三条第一項の規定による公告の前においては、その事実を知らなかつたものと推定し、当該公告の後においては、その事実を知つていたものと推定する。

(共有関係)
第六十条 更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができず、

2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

(双務契約)
第六十一条 双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始当時共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約を解除し、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。
4 第一項の規定により更生会社の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第六十条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。
この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社」と、「財団債権者」とあるのは「更生会社財産」と、「財団債権者」と

とあるのは「共益債権者」と読み替えるものと
する。

(継続的給付を目的とする双務契約)

第六十二条 更生会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申立て前の給付に係る更生債権等について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。)は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。(双務契約についての破産法の準用)

第六十三条 破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者及更生担保権者」と、同条第二項中「破産債権者二」とあるのは「更生債権者及更生担保権者二」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者トシテ」と、同法第六十六条第二項中「請求権ハ破産者之ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとす。

(取戻権)

第六十四条 更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項前段中「破産宣告」とあるのは「更生手続開始ノ決定」と、「破産者」とあるのは

は「株式会社(保全管理人が選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人)」と、同法第八十九条第一項本文中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続開始ノ決定」と、同項ただし書並びに同法第九十一条第一項後段及び第二項中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(取締役等の競業禁止義務)

第六十五条 更生会社の取締役又は執行役員は、更生手続開始後その終了までの間において自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、商法第二百六十四条第一項(商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、管財人に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項本文の取引をした取締役又は執行役員は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3 更生会社の取締役又は執行役員が第一項本文の規定に違反して自己のために取引をしたときは、管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4 更生会社の取締役又は執行役員が第一項本文の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により取締役若しくは執行役員又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被った損害の額と推定する。ただし、管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたときは、この限りでない。

(取締役等の報酬)

第六十六条 更生会社の取締役、執行役員及び監査

役は、更生手続開始後その終了までの間は、更生会社に対して報酬を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における取締役、執行役員及び監査役が受ける個人別の報酬の内容は、商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項の規定にかかわらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。

第三節 管財人

第一款 管財人の選任及び監督

第六十七条 管財人は、裁判所が選任する。

2 法人は、管財人となることができる。

3 裁判所は、第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を受けるおそれがあると認められる者は、管財人に選任することができない。

(管財人に対する監督等)

第六十八条 管財人は、裁判所が監督する。

2 裁判所は、管財人が更生会社の業務及び財産の管理を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができる。この場合においては、その管財人を審尋しなければならない。

(数人の管財人の職務執行)

第六十九条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(管財人代理)

第七十条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(法律顧問)

第七十一条 管財人は、更生手続において生ずる法律問題(法律事件に関するものを除く。)について自己を助言する者(以下「法律顧問」という。)を選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

第二款 管財人の権限等

(管財人の権限)

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合には、更生会社の事業の経営並びに財産(日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。)の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。

- 一 財産の処分
 - 二 財産の譲受け
 - 三 借財
 - 四 第六十一条第一項の規定による契約の解除
 - 五 訴えの提起
 - 六 和解又は仲裁契約
 - 七 権利の放棄
 - 八 共益債権又は第六十四条第一項に規定する権利の承認
 - 九 更生担保権に係る担保の変換
 - 十 その他裁判所の指定する行為
- 3 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 4 前三項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対しては適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

5 裁判所は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項前段の規定による決定をする。 6 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。 7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その決定書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。 (更生会社の業務及び財産の管理) 第七十三条 管財人は、就職の後直ちに更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。 (当事者適格等) 第七十四条 更生会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。 2 前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中に新たに提起された更生会社の財産関係の訴えについては、適用しない。 3 第五十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合における前項の訴えについて準用する。 (郵便物の管理) 第七十五条 裁判所は、信書の送達の事業を行う者に対し、更生会社にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。 2 裁判所は、更生会社の申立てにより又は職権で、管財人の意見を聴いて、前項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。 3 更生手続が終了したときは、裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。	い。第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときも、同様とする。 第七十六条 管財人は、更生会社にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。 2 更生会社は、管財人に対し、管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で更生会社財産に関しないものの交付を求めることができる。 (更生会社及び子会社に対する調査等) 第七十七条 管財人は、更生会社の取締役、執行役、監査役、清算人及び支配人その他の使用人に対して更生会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、又は更生会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。 2 管財人は、その職務を行うため必要があるときは、更生会社の子会社(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。)に対してその業務及び財産の状況につき報告を求め、又はその帳簿、書類その他の物件を検査することができる。 3 前項に規定する子会社又は連結子会社は、正当な理由がない限り、同項の規定による報告又は検査を拒むことができない。 (管財人の自己取引) 第七十八条 管財人は、裁判所の許可を得なければ、更生会社の財産を譲り受け、更生会社に対して自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために更生会社と取引をすることができない。 2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。 (管財人の競業禁止義務)	第七十九条 管財人は、自己又は第三者のために更生会社の営業の部類に属する取引をするには、裁判所に対し、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 2 前項の取引をした管財人は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を裁判所に報告しなければならない。 3 管財人が第一項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、当該管財人以外の管財人は、これをもって更生会社のためにしたものとみなすことができる。ただし、当該取引の時から一年を経過したときは、この限りでない。 4 管財人が第一項の規定に違反して取引をしたときは、当該取引により管財人又は第三者が得た利益の額は、更生会社が被った損害の額と推定する。ただし、当該管財人以外の管財人が前項本文の規定により更生会社のためにしたものとみなしたときは、この限りでない。 (管財人の注意義務) 第八十条 管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。 2 管財人が前項の注意を怠ったときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。 (管財人の報酬等) 第八十一条 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。 2 管財人は、その選任後、更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社に対する債権又は更生会社若しくは当該株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。 3 管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。 4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 5 前各項の規定は、管財人代理及び法律顧問に	ついて準用する。 (任務終了の場合の報告義務等) 第八十二条 管財人の任務が終了した場合には、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。 2 管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生会社が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。 3 第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第十一条第四項若しくは第五項又は第十三条に規定する場合を除き、管財人は、公益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある公益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。 第三款 更生会社の財産状況の調査(財産の価額の評定等) 第八十三条 管財人は、更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産につき、その価額を評定しなければならない。 2 前項の規定による評定は、更生手続開始の時における時価によるものとする。 3 管財人は、第一項の規定による評定を完了したときは、直ちに更生手続開始の時における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。 4 更生計画認可の決定があつたときは、管財人は、更生計画認可の決定の時における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。 5 前項の貸借対照表及び財産目録に記録すべき財産の評価については、法務省令の定めるところによる。 (裁判所への報告) 第八十四条 管財人は、更生手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。
--	---	---	---

一 更生手続開始に至った事情 二 更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状 三 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無 四 その他更生手続に関し必要な事項 2 管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。 (財産状況報告書) 第八十五条 更生会社の財産状況を報告するために招集された関係人集会においては、管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。 2 前項の関係人集会においては、裁判所は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等から、管財人の選任並びに更生会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。 3 第一項の関係人集会においては、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。 4 裁判所は、第一項の関係人集会を招集しないこととしたときは、前二項に規定する者(管財人を除く)に対し、管財人の選任について裁判所の定める期間内に書面により意見を述べることができる旨を通知しなければならない。 第四節 否認権 (否認の原因) 第八十六条 次に掲げる行為であつて、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。 一 更生会社が更生債権者等を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。 二 更生会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条から第八十八条までにおいて「支払の停止等」という)があつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。 三 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき(その行為が支払の停止等があつた後にされたものである場合にあつては、支払の停止等があつたことをも知らなかつたときに限る)は、この限りでない。 四 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為 2 前項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。 (手形債務支払の場合の例外) 第八十七条 前条第一項の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。 2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払つた金額を償還させることができる。 (権利変動の對抗要件の否認) 第八十八条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するために必要な行為(仮登記又は仮登録を含む)をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後善意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。 2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。 (執行行為の否認) 第八十九条 否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。 (支払の停止を知つていたことに基づく否認の制限) 第九十条 更生手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為は、支払の停止の事実を知つていたことを理由として否認することができない。 (否認権行使の効果等) 第九十一条 否認権の行使は、更生会社財産を原状に復させる。 2 第八十六条第一項第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の當時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。 3 更生会社の行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。 一 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利 二 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利 三 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合 更生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利 四 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利 (相手方の債権の回復) 第九十二条 更生会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。 (転得者に対する否認権) 第九十三条 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。 一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。 二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。 2 第九十一条第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。 (否認権の行使) 第九十四条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によつて、管財人が行う。 2 前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判所が管轄する。 (否認の請求及びこれについての決定) 第九十五条 否認の請求をするときは、その原因	一 更生手続開始に至った事情 二 更生会社の業務及び財産に関する経過及び現状 三 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無 四 その他更生手続に関し必要な事項 2 管財人は、前項の規定によるもののほか、裁判所の定めるところにより、更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。 (財産状況報告書) 第八十五条 更生会社の財産状況を報告するために招集された関係人集会においては、管財人は、前条第一項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。 2 前項の関係人集会においては、裁判所は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等から、管財人の選任並びに更生会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。 3 第一項の関係人集会においては、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、前項に規定する事項について意見を述べることができる。 4 裁判所は、第一項の関係人集会を招集しないこととしたときは、前二項に規定する者(管財人を除く)に対し、管財人の選任について裁判所の定める期間内に書面により意見を述べることができる旨を通知しなければならない。 第四節 否認権 (否認の原因) 第八十六条 次に掲げる行為であつて、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。 一 更生会社が更生債権者等を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。 二 更生会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条から第八十八条までにおいて「支払の停止等」という)があつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。 三 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき(その行為が支払の停止等があつた後にされたものである場合にあつては、支払の停止等があつたことをも知らなかつたときに限る)は、この限りでない。 四 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為 2 前項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。 (手形債務支払の場合の例外) 第八十七条 前条第一項の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。 2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払つた金額を償還させることができる。 (権利変動の對抗要件の否認) 第八十八条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するために必要な行為(仮登記又は仮登録を含む)をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後善意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。 2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。 (執行行為の否認) 第八十九条 否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。 (支払の停止を知つていたことに基づく否認の制限) 第九十条 更生手続開始の申立ての日から一年以上前にした行為は、支払の停止の事実を知つていたことを理由として否認することができない。 (否認権行使の効果等) 第九十一条 否認権の行使は、更生会社財産を原状に復させる。 2 第八十六条第一項第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の當時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。 3 更生会社の行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。 一 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利 二 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利 三 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合 更生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利 四 更生会社の受けた反対給付によつて生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利 (相手方の債権の回復) 第九十二条 更生会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。 (転得者に対する否認権) 第九十三条 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。 一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。 二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原因があるとき。 2 第九十一条第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。 (否認権の行使) 第九十四条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によつて、管財人が行う。 2 前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判所が管轄する。 (否認の請求及びこれについての決定) 第九十五条 否認の請求をするときは、その原因
--	--

となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認容し、又はこれを棄却する裁判は、理由を付した決定でなければならない。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え)

第九十六条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、否認の請求を認容する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 否認の請求を認容する決定の全部又は一部を認可する判決が確定したときは、当該決定(当該判決において認可された部分に限る。)は、確定判決と同一の効力を有する。第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときにおける否認の請求を認容する決定についても、同様とする。

(否認権行使の期間)

第九十七条 否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

(詐害行為取消訴訟等)

第九十八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更生手続開始当時

係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定によつて中断した訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ、

3 前項の場合においては、相手方の更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員(民事再生法第二百二十八条第二項に規定する否認権限を有する監督委員をいう。第五項において同じ。)に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4 第一項の規定によつて中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は中断する。

5 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができ、

6 第一項の規定によつて中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

第五節 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 裁判所は、更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲げる保全処分をすることができ、

一 取締役、執行役、監査役、発起人又は清算人(以下この節において「役員」という。)の責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

二 役員(監査役及び清算人を除く。)に対する株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社の成立後に譲り受けることを約した財産の価額若しくは不足額の支払請求権を保全するための当該役員等の財産に対する保全処分

る保全処分

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ、

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(役員等の責任等の査定の申立て等)

第一百条 裁判所は、更生手続開始の決定があつた場合において、前条第一項各号に規定する請求権が存在し、かつ、必要があると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、決定で、当該請求権の額その他の内容を査定する裁判(以下この節において「役員責任等査定決定」という。)をすることができ、

2 前項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3 裁判所は、職権で役員責任等査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなければならない。

4 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があつたものとみなす。

5 役員責任等査定決定の手続(役員責任等査定決定があつた後のものを除く。)は、更生手続が終了したときは、終了する。

(役員責任等査定決定等)

第一百一条 役員責任等査定決定及び前条第一項の申立てを棄却する決定には、理由を付さなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員を審尋しなければならない。

3 役員責任等査定決定があつた場合には、その

決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(役員責任等査定決定に対する異議の訴え)

第一百二条 役員責任等査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員であるときは管財人を、管財人であるときは役員を、それぞれ被告としなければならない。

4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員責任等査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員責任等査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

(役員責任等査定決定の効力)

第一百三条 前条第一項の訴えが、同項の期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、役員責任等査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

第六節 担保権消滅の請求等

第一款 担保権消滅の請求

(担保権消滅許可の決定)

第一百四条 裁判所は、更生手続開始当時更生会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権(以下この款において「担保権」という。)がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべての担保権を消滅させることを許可する旨の決定をすることができ、

2 前項の決定は、更生計画案を決議に付する旨の決定があつた後は、することができない。

3 第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 担保権の目的である財産の表示

二 前号の財産の価額

三 消滅すべき担保権の表示

- 4 第一項の決定があつた場合には、その決定書を、前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この款において「被申立担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。
- 5 第一項の決定に対しては、被申立担保権者は、即時抗告をすることができ。

- 6 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。
- 7 申立書に記載された第三項第三号の担保権が根拠当権である場合において、根拠当権者が第四項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、当該根拠当権の担保すべき元本は、確定する。

- 8 民法第三百九十八條ノ二十第二項の規定は、第一項の申立てが取り下げられ、又は同項の決定が取り消された場合について準用する。
- （価額決定の請求）
- 第五條 被申立担保権者は、申立書に記載された前条第三項第二号の価額（第七條及び第八條において「申出額」という。）について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産（次条において「財産」という。）について価額の決定を請求することができる。

- 2 前条第一項の決定をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を延長することができる。
- 3 第一項の規定による請求（以下この条から第八條までにおいて「価額決定の請求」という。）に係る事件は、更生裁判所が管轄する。
- 4 価額決定の請求をする者は、その請求に係る

手続の費用として更生裁判所の定める金額を予納しなければならない。

- 5 前項に規定する費用の予納がないときは、更生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。
- （財産の価額の決定）

- 第六條 価額決定の請求があつた場合には、更生裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。
- 2 前項の場合には、更生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、当該決定の際における財産の価額を定めなければならない。

- 3 被申立担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、被申立担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間。第八條第一項第一号において「請求期間」という。）が経過した後に行なわれなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

- 4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた被申立担保権者に対して、その効力を有する。
- 5 価額決定の請求についての決定に対しては、管財人及び被申立担保権者は、即時抗告をすることができ。
- 6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

- 第七條 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた価額が、申出額を超える場合には更生会社の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超え

る額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生会社の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

- 2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。
- 3 第一項の規定により更生会社に対して費用請求権を有する者は、その費用に關し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の被申立担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

- 4 次条第五項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、更生会社の負担とする。この場合においては、更生会社に対する費用請求権は、共益債権とする。
- （価額に相当する金銭の納付等）

- 第八條 管財人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金銭を、裁判所の定める期限までに、裁判所に納付しなければならない。
- 一 請求期間内に価額決定の請求がなかつたとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたとき 申出額に相当する金銭

- 二 第六條第二項の決定が確定したとき 当該決定により定められた価額に相当する金銭
- 2 裁判所は、前項の期限の到来前においては、同項の期限を変更することができる。

- 3 被申立担保権者の有する担保権は、第一項又は第六條第二項の規定による金銭の納付があつた時に消滅する。
- 4 第一項又は第六條第二項の規定による金銭の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

- 5 管財人が第一項若しくは第六條第二項の規定による金銭の納付をしないとき、又は管財人がこれらの規定による金銭の納付をする前に更生計画認可の決定があつたときは、裁判所は、

第四百條第一項の決定を取り消さなければならない。

（更生計画認可の決定があつた場合の納付された金銭の取扱い）

- 第九條 裁判所は、更生計画認可の決定があつたときは、管財人（第七十二條第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合は、更生会社）に対して、前条第一項の規定により納付された金銭に相当する額（第一百一條第六項の規定による金銭の交付があつたときは、当該交付に係る額を控除した額）又は第一百十二條第二項の規定により納付された金銭に相当する額を交付しなければならない。
- （更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い）

- 第十條 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八條第一項又は第一百十二條第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。ただし、被申立担保権者の有する担保権の性質に反するときは、この限りでない。

- 2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八條第一項若しくは第一百十二條第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第七條第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を更生会社に交付する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 3 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は第一項本文の配当の手続について、同法第八十八條、第九十一條及び第九十二條の規定は前項前段の規定による弁済金の交付の手続につ

いて、それぞれ準用する。

(更生計画認可前の剰余金等の管財人への交付)
第百十一条 裁判所は、更生計画認可の決定の前において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、管財人の申立てにより、当該各号に定める金額を管財人に交付する旨の決定をすることができる。

一 前条の規定により被申立担保権者に配当(弁済金の交付を含む。)をすべきこととなる可能性のある金額(次項において「配当等見込額」という。)を第百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額から控除しても、剰余がある場合 当該剰余金額

二 すべての被申立担保権者が第百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額の全部又は一部を管財人に交付することに同意している場合 当該同意のある金額
前項第一号に規定する配当等見込額は、次に掲げる金額の合計額とする。

2
一 各被申立担保権者が届け出た更生債権等(確定したものを除く。)についての届出額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 当該届出の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金に係る被担保債権にあつては、更生手続開始後二年を経過する時まで)に生ずるものに限る。次号イにおいて同じ。)となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

二 各被申立担保権者が届け出た更生債権等であつて確定したもののについての確定額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの
イ 確定した更生債権等の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

三 第百五条第四項の規定により予納された額

3 裁判所は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第百八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた後でなければ、第一項の決定をすることができる。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、管財人及び被申立担保権者は、即時抗告をすることができない。

5 第一項の申立て又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

6 裁判所は、第一項の決定が確定したときは、次条第二項の規定による金銭の納付がされた場合を除き、当該決定において定める金額に相当する金銭を管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合)は、更生会社)に交付しなければならない。(差引納付)

第百十二条 裁判所は、管財人が第百八条第一項の規定による金銭の納付をする前であつても、前条第一項の決定をすることができない。

2 管財人は、第百八条第一項の規定による金銭の納付をする前に前条第一項の決定が確定したときは、第百八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により納付すべき金銭の額から当該決定において定める金額を控除した額を、同項に規定する期限までに、裁判所に納付すれば足りる。

第二款 債権質の第三債務者の供託
第百十三条 更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

2 前項の規定による供託がされたときは、同項の質権を有していた更生担保権者は、供託金につき質権者と同じ権利を有する。

第七節 関係人集会

(関係人集会の招集)

第百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

一 管財人

二 第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会

三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会

四 第百十七条第七項に規定する株主等委員会

五 届出があつた更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等

六 更生会社の第百七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

2 前項前段の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時にその財産をもつて債務を完済することができない状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができない。

(関係人集会の期日の呼出し等)

第百十五条 関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて議決権行使することができないものは、呼び出さないことができる。

3 関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

4 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 関係人集会の期日においてその延期又は続行

について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(関係人集会の指揮)

第百十六條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

第八節 更生債権者委員会及び代理委員等

(更生債権者委員会等)

第百十七条 裁判所は、更生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「更生債権者委員会」という。)に対して、意見の陳述を求めることができる。

3 更生債権者委員会は、更生手続において、裁判所又は管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、管財人又は更生会社)に対して、意見を述べることができる。

4 更生債権者委員会に更生会社の事業の更生に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した更生債権者の申立てにより、更生会社財産から、当該更生債権者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

6 第一項の規定は更生担保権者をもつて構成す

る委員会がある場合について、第二項から前項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（以下「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

7 第一項の規定は株主等をもって構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（以下「株主等委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

（更生債権者委員会の意見聴取）

第百十八条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次項において同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない。

2 管財人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、更生会社の業務及び財産の管理に関する事項について、更生債権者委員会の意見を聴かなければならない。

（管財人の更生債権者委員会に対する報告義務）
第百十九条 管財人は、第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条の規定により報告書等（報告書、貸借対照表又は財産目録をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を更生債権者委員会にも提出しなければならない。

2 管財人は、前項の場合において、当該報告書等（第十五条第一項の支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。）

（管財人に対する報告命令）

第百二十条 更生債権者委員会は、更生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に對し、管財人に更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に関し必要な

事項について第八十四条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができ

2 前項の申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、管財人に対し、第八十四条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

（準用）

第百二十一条 前三条の規定は、更生担保権者委員会又は株主等委員会がある場合について準用する。

（代理委員）

第百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主等に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主等のために、更生手続に属する一切の行為をすることができ

4 一の更生債権者等又は一の株主等について代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6 更生債権者等又は株主等は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

第百二十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主等が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたが同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認

めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のために同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

5 第一項の規定により選任された代理委員は、更生会社財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一 前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二 裁判所が相当と認める額の報酬

6 第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

（報償金等）

第百二十四条 裁判所は、更生債権者等、株主等若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、管財人の申立てにより又は職権で、管財人が、更生会社財産から、これらの者に對し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第九節 調査命令

（調査命令）

第百二十五条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全

部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一 第九十九条第一項の規定による保全処分又は第百零一条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三 更生計画案又は更生計画の当否

四 その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2 裁判所は、前項の処分（以下「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3 裁判所は、調査命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合において、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

（準用）

第百二十六条 第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定は、調査委員について準用する。

第四章 共益債権及び開始後債権

第一節 共益債権

（共益債権となる請求権）

第百二十七条 次に掲げる請求権は、共益債権と

する。

一 更生債権者等及び株主等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三 更生計画の遂行に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

四 第八十一条第一項（第三十四条第一項、第三十八条、第八十一条第五項及び前条において準用する場合を含む。）、第一百七十七条第四項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二百三十三条第五項、第二百二十四条第一項及び第二百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）が権限に基づいて生じた資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対して生じた請求権

七 更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）
第二百二十八条 保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいて生じた資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2 開始前会社（保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。）が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代

わる承認をする権限を付与することができる。

4 開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）

第二百二十九条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（使用人の給料等）

第二百三十条 株式会社について更生手続開始の決定があつた場合において、更生手続開始前六ヶ月間の当該株式会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2 前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該株式会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

3 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4 前二項の規定は、第二百二十七条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5 第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前

六ヶ月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第二百三十一条 第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等が更生債権等である社債の管理に関する事務を行うとする場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成するために必要であると認めるときは、当該社債管理会社等の更生会社に対する当該事務の処理に要する費用の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 前項の社債管理会社等が同項の許可を得ないで更生債権等である社債の管理に関する事務を行った場合であっても、裁判所は、当該社債管理会社等が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて生じた第一項の社債管理会社等の報酬の請求権のうち相当と認める額を共益債権とする旨の許可をすることができる。

4 前三項の規定による許可を得た請求権は、共益債権とする。

5 第一項から第三項までの規定による許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（共益債権の取扱い）

第二百三十二条 共益債権は、更生計画の定めるところによらないで、随時弁済する。

2 共益債権は、更生債権等に先立って、弁済する。

3 共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制執行又は仮差押えがされている場合において、その強制執行又は仮差押えが更生会社の事業の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に換価の容易な財産を十分に有するときは、裁判所は、更生手続開始後において、管財人（第

七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社。次条第三項において同じ。）の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押えの手続の中止又は取消しを命ずることができる。

4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

（更生会社財産不足の場合の弁済方法等）

第二百三十三条 更生会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における共益債権の弁済は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合による。ただし、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

2 前項本文に規定する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項本文に規定する場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、共益債権に基づき更生会社の財産に対してされている強制執行又は仮差押えの手続の取消しを命ずることができる。

4 前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第二節 開始後債権

第二百三十四条 更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2 開始後債権については、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了する時（更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合にあっては更生手続が終了した時、

その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合であつては弁済が完了した時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

3 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行としての競売及び企業担保権の実行の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。

第五章 更生債権者及び更生担保権者

第一節 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

（更生債権者等の手続参加）

第百三十五条 更生債権者等は、その有する更生債権等をもって更生手続に参加することができる。

2 破産法第二十四条から第二十七条までの規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項本文中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四条及び第二十五条中「破産宣告」とあるのは「更生手続ノ開始」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権者」とあり、並びに同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又ハ更生担保権者」と、同法第二十四条及び第二十五条中「債権」とあるのは「更生債権又ハ更生担保権」と、同法第二十四条中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続ニ於テ」と、同法第二十六条第一項本文及び第三項中「破産者」とあるのは「更生会社」と、「求償権」とあるのは「更生債権又ハ更生担保権タル求償権」と読み替へるものとする。

（更生債権者等の議決権）

第百三十六條 更生債権者等は、その有する更生債権等につき、次の各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。

第一類第三号

法務委員會議録第八号 平成十四年十一月十五日

一 更生手続開始後に期限が到来すべき確定定期限付債権で無利息のもの 更生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権 各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三 次に掲げる債権 更生手続開始の時ににおける評価額

イ 更生手続開始後に期限が到来すべき不確定定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ 金銭の支払を目的としない債権

ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたものの

ホ 条件付債権

ヘ 更生会社に対して行うことがある将来の請求権

四 前三号に掲げる債権以外の債権 債権額

2 前項の規定にかかわらず、更生債権者等は、更生債権等のうち次に掲げるものについては、議決権を有しない。

一 更生手続開始後の利息の請求権

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権

四 租税等の請求権

五 第百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

（更生債権者等が外国で受けた弁済）

第百三十七條 更生債権者等は、更生手続開始の決定があつた後に、更生会社の財産で外国にあるものに対して権利を行使したことにより、更生

生債権等について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の更生債権等の全部をもって更生手続に参加することができる。

2 前項の更生債権者等は、他の同順位の更生債権者等が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、更生計画の定めるところによる弁済を受けることができない。

3 第一項の更生債権者等は、外国において弁済を受けた更生債権等の部分については、議決権を行使することができない。

第二節 更生債権者及び更生担保権者の届出（更生債権等の届出）

第百三十八條 更生手続に参加しようとする更生債権者は、債権届出期間（第四十二条の規定により定められた更生債権等の届出をすべき期間をいう。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生債権の内容及び原因

二 一般の優先権がある債権であるときは、その旨

三 各更生債権についての議決権の額

四 前三号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、前項に規定する債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各更生担保権の内容及び原因

二 担保権の目的である財産及びその価額

三 各更生担保権についての議決権の額

四 前三号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

（債権届出期間経過後の届出等）

第百三十九條 更生債権者等がその責めに帰することができない事由によつて前条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権等の届出をすることができなかった場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができ。

2 前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は

短縮することができない。

3 前条第一項に規定する債権届出期間の経過後に生じた更生債権等については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、その届出をしなければならない。

4 第一項及び第三項の届出は、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、更生債権者等が、その責めに帰することができない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者等の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第百四十條 更生会社の使用人の退職手当の請求権についての更生債権等の届出は、退職した後にするものとする。

2 更生会社の使用人が第百三十八條第一項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可の決定以前に退職したときは、退職後一月の不変期間内に限り、退職手当の請求権についての更生債権等の届出をすることができ。

3 前二項の規定は、更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の退職手当の請求権について準用する。

（届出名義の変更）

第百四十一條 届出をした更生債権等を取扱した者は、第百三十八條第一項に規定する債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

（租税等の請求権等の届出）

第百四十二條 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

一 租税等の請求権

二 更生手続開始前の罰金等の請求権（更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。）

(時効の中断)

第四百三十三条 更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。ただし、更生債権者等がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

第三節 更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一款 更生債権及び更生担保権の調査

(更生債権者表及び更生担保権者表の作成)

第四百四十四条 裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

2 前項の更生債権者表には、各更生債権について、第三百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第三百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(更生債権等の調査)

第四百四十五条 裁判所による更生債権等の調査は、前条第二項及び第三項に規定する事項について、管財人が作成した認否書並びに更生債権者等、株主等及び更生会社の書面による異議に基づいてする。

(認否書の作成及び提出)

第四百四十六条 管財人は、第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に届出があった更生債権等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

一 更生債権 内容、一般の優先権がある債権であること及び議決権の額

二 更生担保権 内容、担保権の目的である財産の価額及び議決権の額

2 管財人は、第三百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出がされ、又は同条第五

項の規定により届出事項の変更がされた更生債権等についても、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を前項の認否書に記載することができる。

一 更生債権 前項第一号に定める事項(届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項)

二 更生担保権 前項第二号に定める事項(届出事項の変更があった場合には、変更後の同号に定める事項)

3 管財人は、一般調査期間(第四十二条に規定する更生債権等の調査をするための期間をいう。)前の裁判所の定める期限までに、前二項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

4 第一項の規定により同項の認否書を記載すべき事項であつて前項の規定により提出された認否書に認否の記載がないものがあるときは、管財人において当該事項を認めたものとみなす。

5 第二項の規定により同項各号に定める事項についての認否を認否書に記載することができる更生債権等について、第三項の規定により提出された認否書に当該事項の一部についての認否の記載があるときは、管財人において当該事項のうち当該認否書に認否の記載のないものを認めたものとみなす。

(一般調査期間における調査)

第四百四十七条 届出をした更生債権者等及び株主等は、前条第三項に規定する一般調査期間内に、裁判所に対し、同条第一項又は第二項に規定する更生債権等についての同条第一項各号又は第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、書面で異議を述べることができる。

2 更生会社は、前項の一般調査期間内に、裁判所に対し、同項に規定する更生債権等の内容について、書面で異議を述べることができる。

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をした

ときは、その決定書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主等(第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあつては、管財人、更生会社並びに知れている更生債権者等、株主等及び第四十三条第一項第四号に規定する財産所持者等)に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第四百四十八条 裁判所は、第三百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出がされ、又は同条第五項の規定により届出事項の変更がされた更生債権等について、その調査をするための期間(以下この条において「特別調査期間」という。)を定めなければならない。ただし、当該更生債権等について、管財人が、第四百四十六条第三項の規定により提出された認否書に、同条第二項の規定により同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項のいずれかについての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該更生債権等を有する者の負担とする。

3 管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第四百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前の裁判所の定める期限までに、これを裁判所に提出しなければならない。この場合には、同条

第四項の規定を準用する。

4 届出をした更生債権者等及び株主等にあつては前項の更生債権等についての第四百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項につき、更生会社にあつては当該更生債権等の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができる。

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における決定書の送達について準用する。

(債権届出期間経過後の退職による退職手当の請求権の調査の特例)

第四百四十九条 第四百四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつた更生債権等の調査については、第四百四十五条から前条までの規定は、適用しない。当該更生債権等について、第三百三十九条第五項の規定による届出事項の変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の届出又は届出事項の変更があつた場合には、裁判所は、同項の更生債権等の調査を行うため、直ちに、その旨を、管財人及び更生会社に通知しなければならない。

3 管財人は、前項の規定による通知があつた日から三日以内に、裁判所に対し、書面で、第一項の更生債権等についての第四百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、異議を述べることができる。更生会社が当該更生債権等の内容について異議を述べた場合についても、同様とする。

4 前項前段の規定による異議があつたときは、裁判所書記官は、直ちに、その旨を、第一項の届出又は届出事項の変更をした更生債権者等に通知しなければならない。

(異議のない更生債権等の確定)

第四百五十条 第四百四十六条第二項各号に定める事項は、更生債権等の調査において、管財人が認

め、かつ、届出をした更生債権者等及び株主等が調査期間内に異議を述べなかつたとき（前条第一項の更生債権等の調査においては、管財人が同条第三項前段の規定による異議を述べなかつたとき）は、確定する。

2 裁判所書記官は、更生債権等の調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならぬ。

3 第一項の規定により確定した事項についての更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者等及び株主等の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

第二款 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続

（更生債権等査定決定）

第百五十一条 異議等のある更生債権等（更生債権等であつて、その調査において、その内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）について管財人が認めず、若しくは第百四十九条第三項前段の規定による異議を述べ、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等が異議を述べたものをいう。）を有する更生債権者等は、異議者等（当該管財人並びに当該異議を述べた更生債権者等及び株主等をいう。）の全員を相手方として、裁判所に、その内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）についての査定の申立て（以下この款において「更生債権等査定申立て」という。）をすることができ、ただし、第百五十六条及び第百五十八条の場合には、この限りでない。

2 更生債権等査定申立ては、前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があつた日から一月の不变期間内にしなければならない。

3 更生債権等査定申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の存否及び内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）を査定

する裁判（以下この款において「更生債権等査定決定」という。）をしなければならない。

4 裁判所は、更生債権等査定決定をする場合には、第一項本文に規定する異議者等を審尋しなければならない。

5 更生債権等査定申立てについての決定があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項本文に規定する異議等のある更生債権等（第百五十八条第一項に規定するものを除く。）につき、第二項（第百五十六条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に更生債権等査定申立て又は第百五十六条第一項の規定による受継の申立てがないときは、当該異議等のある更生債権等についての届出は、なかつたものとみなす。

（更生債権等査定申立てについての決定に対する異議の訴え）

第百五十二条 更生債権等査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴え（以下この款において「更生債権等査定異議の訴え」という。）を提起することができる。

2 更生債権等査定異議の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第二項第六号の規定のみである場合（更生裁判所が第七條第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定中移送を受けたこととの根拠となる規定が第五条第二項第六号の規定のみであるときを含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4 更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同項本文に規定する異議者等の全員を、当該異議者等であるときは当該更生債権者等を、それぞれ被告としなければならない。

5 更生債権等査定異議の訴えの口頭弁論は、第一項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6 同一の更生債権等に関し更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十條第一項から第三項までの規定を準用する。

7 更生債権等査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、更生債権等査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

（担保権の目的である財産についての価額決定の申立て）

第百五十三条 更生担保権者は、その有する更生担保権の内容の確定のために更生債権等査定申立てをした場合において、第百五十一条第一項本文に規定する異議者等のうちに当該更生担保権の調査において担保権の目的である財産の価額について認めず、又は異議を述べた者があるときは、当該者の全員を相手方として、当該更生債権等査定申立てをした日から二週間以内

に、裁判所に、当該財産についての価額決定の申立て（以下この款において「価額決定の申立て」という。）をすることができる。

2 裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、前項の更生担保権者の申立てにより、同項の期間を延長することができる。

3 価額決定の申立てをする更生担保権者は、その手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、価額決定の申立てを却下しなければならない。

（担保権の目的である財産の価額の決定）

第百五十四条 価額決定の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、前条第一項の財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、同項の財産の価額を定めなければならない。

3 価額決定の申立てについての決定に対しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができ、

4 価額決定の申立てについての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を同項に規定する当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

5 価額決定の申立てに係る手続に要した費用の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 決定価額（第二項の決定により定められた価額をいう。）が届出価額（前条第一項の更生担保権についての第百三十八条第二項第二号に掲げる価額をいう。）と等しいか、又はこれを上回る場合 当該価額決定の申立ての相手方である第百五十一条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

二 前号の決定価額が異議等のない価額（前号の異議者等が更生担保権の調査において述べた第一項の財産の価額のうち最も低いものをいう。）と等しいか、又はこれを下回る場合 前条第一項の更生担保権者の負担とする。

三 前二号に掲げる場合以外の場合 裁判所が、前二号に規定する者の全部又は一部に、その裁量で定める額を負担させる。

6 第三項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

（価額決定手続と更生債権等査定決定の手続との関係）

第五百五十五条 更生担保権者がした更生債権等査定申立てについての決定は、第五百五十三条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が延長されたときは、その延長された期間）が経過した後（価額決定の申立てがなかったときは、当該価額決定の申立てが取り下げられ、若しくは却下され、又は前条第二項の決定が確定した後）でなければ、することができない。

2 更生担保権の目的である財産についての次の各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者がした更生債権等査定申立て又は当該申立てについての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一 確定した前条第二項の決定がある場合 当該決定により定められた価額

二 前号に規定する決定がない場合 前条第五項第二号に規定する異議等のない価額

（異議等のある更生債権等に関する訴訟の受継）
第五百五十六条 第五百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に関し更生手続開始当時訴訟が係属する場合において、更生債権者等がその内容（一般の優先権がある債権であるかどうかの別を含む。）の確定を求めようとするときは、同項本文に規定する異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

2 第五百五十一条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

（主張の制限）
第五百五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があった訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第五百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、更生債権者表又は更生担保権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

（執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張）
第五百五十八条 第五百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることのできる訴訟手続によつてのみ、異議を主張することができる。

2 前項に規定する異議等のある更生債権等に関し更生手続開始当時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第五百五十一条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第五百五十二条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について、それぞれ準用する。この場合においては、第五百五十二条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「第五百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第五百四十九条第四項の通知があった日から一月の不変期間」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第五百五十一条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされなかった場合には、同条第一項本文に規定する異議者等が更生債権者等又は株主等であるときは第五百四十七条第一項又は第五百四十八条第四項の異議はなかったものとみなし、当該異議者等が管財人であるときは管財人においてその更生債権等を認めたものとみなす。

（目的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例）
第五百五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟（更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第五百五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があった訴訟及び同条以下この款において同じ。）が係属する裁判所を拘束しない。

一 更生担保権の内容
二 担保権の目的である財産の価額
三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

（更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載）
第六十条 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第五百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

（更生債権等の確定に関する訴訟の判決等の効力）
第六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第五百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、又は却下されたときは、当該決定は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（訴訟費用の償還）
第六十二条 更生会社財産が更生債権等の確定に関する訴訟（更生債権等査定申立てについての決定を含む。）によつて利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者等又は株主等は、その利益の限度において、更生会社財産から訴訟費用の償還を受けることができる。

（更生手続終了の場合における更生債権等の確定手続の取扱い）
第六十三条 更生手続が終了した際に係属する更生債権等査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2 第五百五十二条第四項及び第五項の規定は、更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合における管財人を当事者とする更生債権等査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続について準用する。

3 更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合において、更生手続終了後に更生債権等査定申立てについての決定があったときは、第五百五十二条第一項の規定により更生債権等査定異議の訴えを提起することができる。

4 更生手続が終了した際に係属する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続は、管財人が当事者でない場合で更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは終了するものとし、管財人が当事者でない場合で更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは又は管財人が当事者である場合は引き続き係属するものとする。

5 更生手続が終了した際に係属する訴訟手続（第五百五十二条第四項に規定する訴訟手続を除く。）であつて、第五百五十六条第一項又は第五百五十八条第二項の規定による受継があったものは、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは中断しないものとする。

6 前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第五百五十二条第五項の規定を準用する。

第三款 租税等の請求権等についての特例
第六十四条 租税等の請求権及び第五百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、前二款（第四百四十四条を除く。）

の規定は、適用しない。

2 第四百二十二条の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。）その他の不服の申立てをすることができず、処分である場合には、管財人は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。この場合において、第五百五十八条第二項の規定を準用する。

3 前項前段の規定による異議の主張又は同項後段において準用する第五百五十八条第二項の規定による受継は、管財人が前項前段に規定する届出があつたことを知つた日から一月の不変期間内にしなければならない。

4 第五百五十条第二項の規定は第四百二十二条の規定による届出があつた請求権について、第五百五十七條、第五百六十條及び第五百六十一條第一項の規定は第二項の規定による異議又は受継があつた場合について、それぞれ準用する。

第六章 株主

（株主等の手続参加）

第百六十五條 株主等は、その有する株式又は端株をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主等として更生手続に参加することができる者は、株主名簿又は端株原簿の記録によつて定める。

3 裁判所は、株主名簿又は端株原簿に記載のない株主等の申立てにより、当該株主等が更生手続に参加することを許可することができる。この場合においては、当該許可に係る株式又は端株については、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた者以外の者は、株主等として更生手続に参加することができない。

4 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、前項前段の規定による許可の決定を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項前段の申立てについての裁判及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をする

ことができる。

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

（株主等の議決権）

第百六十六條 株主は、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、更生会社が商法第二百一十一條に規定する一単元の株式の数を定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて債務を完済することができない状態にあるときは、株主は、議決権を有しない。

端株主は、議決権を有しない。

第七章 更生計画の作成及び認可

第一節 更生計画の条項

（更生計画において定める事項）

第百六十七條 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一 全部又は一部の更生債権者等又は株主等の権利の変更

二 更生会社の取締役、執行役及び監査役

三 共益債権の弁済

四 債務の弁済資金の調達方法

五 更生計画において予想された額を超える収益金の使途

六 次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途

イ 第五十一條第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額

ロ 第百八条第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額（第百二十二條第二項の場合にあつては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第百一十一條第一項の決定において定める金額の合計額）

七 知れている開始後債権があるときは、その内容

2 第七十二條第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第四十五條第一項各号及び商法第二百四十五條第一項各号に掲げる行為、定款の変更、株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

（更生計画による権利の変更）

第百六十八條 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第百三十六條第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一 更生担保権

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

三 前号に掲げるもの以外の更生債権

四 残余財産の分配に優先的内容を有する種類の株式

五 前号に掲げるものの以外の株式

2 前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3 更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、第一項各号に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。この場合における権利の順位は、当該各号の順位による。

4 前項の規定は、租税等の請求権及び第百四十二條第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、適用しない。

5 更生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、次に掲げる期間を超えてはならない。

一 担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間

二 前号に規定する場合以外の場合は、十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）

6 前項の規定は、更生計画の定めにより社債を発行する場合については、適用しない。

7 第百四十二條第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、更生計画において減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

（租税等の請求権の取扱い）

第百六十九條 更生計画において、租税等の請求権につき、その権利に影響を及ぼす定めをするには、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。ただし、当該請求権について三年以下の期間の納税の猶予若しくは滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合又は次に掲げるものに係る請求権については、徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りる。

一 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金

二 納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金

徴収の権限を有する者は、前項本文の同意をすることができない。

（更生債権者等の権利の変更）

第百七十條 全部又は一部の更生債権者等又は株

主等の権利の変更に関する事項においては、届出をした更生債権者等及び株主等の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第百七十二条に規定する更生債権等については、この限りでない。

2 届出をした更生債権者等又は株主等の権利で、更生計画によってその権利に影響を受けられないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(債務の負担及び担保の提供)

第百七十一条 更生会社以外の者が更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供するときは、更生計画において、その者を明示し、かつ、その債務又は担保の内容を定めなければならない。更生会社の財産から担保を提供するときも、同様とする。

2 更生計画において、前項の規定による定めをするには、債務を負担し、又は担保を提供する者の同意を得なければならない。

(未確定の更生債権等の取扱い)

第百七十二条 第百五十一条本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものがあるときは、更生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(更生会社の取締役等)

第百七十三条 更生会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、執行役）の氏名及び任期

二 代表取締役（委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役（委員会等設置会社にあつては、数人の代表執行役）に共同して更生会社を代表させるときは、

その旨
2 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えることができない。

(株式の消却、併合又は分割等)

第百七十四条 次に掲げる行為に関する事項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会又は取締役会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一 株式の消却、併合又は分割
二 商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為
三 定款の変更
四 資本の減少
五 会社の継続又は有限会社への組織変更

(新株の発行)
第百七十五条 新株の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二第一項第一号から第四号までに掲げる事項
二 第二百五十一条の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三 更生債権者等又は株主等に対して新株についての引受権（株式会社に対して行使することにより当該株式会社が発行する株式又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。）を与えるときは、その旨

(新株予約権の発行)
第百七十六条 新株予約権の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第二百八十条ノ二第二項第一号から第十一号までに掲げる事項

二 第二百五十一条の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

三 更生債権者等又は株主等に対して新株予約権についての引受権を与えるときは、その旨

(社債の発行)

第百七十七条 社債（新株予約権付社債を除く。以下この項において同じ。）の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第三百一条第二項第一号から第十号まで及び第十五号に掲げる事項
二 担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百五十一条の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四 更生債権者等又は株主等に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

2 新株予約権付社債の発行に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第三百四十一条ノ三第一項第一号から第八号までに掲げる事項
二 前項第二号に掲げる事項

三 第二百五十一条の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額又は新株予約権の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四 更生債権者等又は株主等に対して新株予約権付社債についての引受権を与えるときは、その旨

(株式交換)

第百七十八条 株式交換に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換契約書に記載すべき事項（商法第三百五十三条第二項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）
二 株式交換契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が完全子会社となる場合において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百五十三条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

五 商法第三百六十一条の別段の定めをしたときは、その規定

2 更生会社が完全親会社となる場合において、当該更生会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継するときは、有償で新株予約権を消却することができる。

(株式移転)

第百七十九条 株式移転に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商法第三百六十五条第一項各号に掲げる事項
二 設立する完全親会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式移転に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三 完全子会社となる株式会社の株主等に対して商法第三百六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

四 設立する完全親会社が商法特例法第一条の

二 第二項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社であるときは、その会計監査人の氏名又は名称

2 前条第二項の規定は、設立する完全親会社が完全子会社となる株式会社の発行した新株予約権に係る義務を承継する場合について準用する。

(会社の分割)

第百八十条 会社の分割に関する事項(新設分割に関するものに限る。)においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割計画書に記載すべき事項

二 分割により設立する株式会社が生産債権者等に対して新たに払込みをさせないで新設分割に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

三 新設分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条第二項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

2 会社の分割に関する事項(吸収分割に関するものに限る。)においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分割契約書に記載すべき事項(商法第三百七十四条第十七項第八号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 分割契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が分割をする株式会社となる場合において、吸収分割により営業を承継する株式会社が生産債権者等に対して新たに払込みをさせないで吸収分割に際して発行する新株予約権を割り当てるとき(当該新株に代えて当該株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。)は、その割当てに関する事項

四 分割をする株式会社又はその株主等に対して商法第三百七十四条第十七項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は

社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

五 商法第三百七十四条第二十七項の別段の定めをしたときは、その規定

(合併)

第百八十一条 合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(商法第四百九条第五号及び第四百十条第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である株式会社の商号

三 更生会社が合併により消滅する場合において、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株予約権を割り当てるとき(当該新株に代えて合併後存続する株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。)は、その割当てに関する事項

四 合併により消滅する株式会社の株主等に対して商法第四百九条第四号又は第四百十条第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

五 商法第四百十四条第三項の別段の定めをしたときは、その規定

(解散)
第百八十二条 解散に関する事項においては、その旨及び解散の時期を定めなければならない。ただし、合併による解散の場合は、この限りでない。

(新会社の設立)
第百八十三条 株式会社の設立に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株式移転、新設分割又は合併により株式会社を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する株式会社(以下この条において「新会社」という。)についての商法第六十六

条第一項第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式に関する商法第六十八条ノ二各号に掲げる事項

三 前号の株式の全部又は一部が商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式であるときは、その転換の条件及び転換を請求することができる期間

四 新会社の定款の規定(前三号に掲げるものを除く。)

五 第二百二十五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が第二号の株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

六 第二百二十五条第三項の規定により第二号の株式の一部を発行しない新会社を設立する場合における設立に際して発行すべき同号の株式の下限の数その他の新会社の設立の条件

七 更生計画により、更生債権者等又は株主等に対して第二号の株式についての引受権を与えるときは、その旨

八 更生会社から新会社に移転すべき財産及びその額

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役員及び代表執行役)の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

十 新会社が新株予約権を発行するときは、第百七十六条各号に掲げる事項

十一 新会社が社債を発行するときは、第百七十七條第一項各号又は第二項各号に掲げる事項
2 前項第九号の任期は、一年を超えることができない。

第二節 更生計画案の提出

(更生計画案の提出時期)

第百八十四条 管財人は、第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 前二項の期間(次項の規定により延長された期間を除く。)の末日は、更生手続開始の決定の日から一年以内の日でなければならない。

4 裁判所は、特別の事情があるときは、申立てにより又は職権で、第一項又は第二項の規定により定めた期間を延長することができる。

(事業の全部の廃止を内容とする更生計画案)

第百八十五条 更生会社の事業を当該更生会社が継続し、又は当該事業を会社の分割、合併、株式会社の設立若しくは営業の譲渡により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、いつでも前項本文の許可を取り消すことができる。

(更生計画案の修正)

第百八十六条 更生計画案の提出者は、裁判所の許可を得て、更生計画案を修正することができる。ただし、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

(行政庁の意見)

第百八十七条 裁判所は、行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画案については、当該事項につき当該行政庁の意見を聴かなければならない。前条の規定によ

る修正があつた場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

(更生会社の労働組合等の意見)

第百八十八条 裁判所は、更生計画案について、第四十六条第三号第三号に規定する労働組合等の意見を聴かなければならない。第百八十六条の規定による修正があつた場合における修正後の更生計画案についても、同様とする。

第三節 更生計画案の決議

(決議に付する旨の決定)
第百八十九条 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該更生計画案を決議に付する旨の決定をする。

- 一 第百四十六条第三項に規定する一般調査期間が終了していないとき。
- 二 管財人が第百八十四条第一項の規定による報告書の提出又は第百八十五条第一項の規定による関係人集会における報告をしていないとき。
- 三 裁判所が更生計画案について第百九十九条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき。
- 四 第百三十六条第二号の規定により更生手続を廃止するとき。

裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる更生債権者等又は株主(以下この節において「議決権者」という。)の議決権行使の方法及び第百九十三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合において、議決権行使の方法については、次に掲げる方法のいずれかを定めるものとする。

- 一 関係人集会の期日において議決権を行使する方法
- 二 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによ

る投票をいう。)により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法。この場合において、前号の期間の末日は、第一号の関係人集会の期日より前の日でなければならない。

3 裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、前項前段に規定する期限を公告し、かつ、当該期限及び更生計画案の内容又はその要旨を第百十五号第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を除く。)に通知しなければならない。

4 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対して、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

5 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第百四十四条第一項各号に掲げる者(同条第二項の規定により同条第一項前段の申立てをすることができない者を除く。)が前項の期間内に更生計画案の決議をするための関係人集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

(議決権者の議決権の行使に関する制限)
第百九十条 更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権を行使することができる。

- 一 当該社債について更生債権等の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。
- 二 当該社債管理会社等が当該社債について更生債権等の届出をした場合において、更生計

画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき(当該申出のあつた更生債権等である社債について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。)

2 前項第二号に規定する申出のあつた更生債権等である社債を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。

3 更生債権等である社債につき、更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の決議が成立したときは、第一項の社債権者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該更生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

(関係人集会が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等)
第百九十一条 裁判所が議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、管財人、届出をした更生債権者等又は株主は、関係人集会の期日において、届出をした更生債権者等又は株主の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第百五十条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権については、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

- 一 第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等 確定した額
- 二 前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等 届出の額
- 三 前項本文の異議のない議決権を有する株主 株主名簿に記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

四 前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は株主 裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。

(関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等)
第百九十二条 裁判所が議決権行使の方法として第百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権を行使することができる。

- 一 第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等 確定した額
- 二 届出をした更生債権者等(前号に掲げるものを除く。) 裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。
- 三 株主 株主名簿に記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

(議決権の行使の方法等)
第百九十三条 議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

2 議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百八十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権(自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。)を統一しないで行使する場合について準用する。

(基準日による議決権者の確定)

第百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日(以下この条において「基準日」という)を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならない。

(議決権を行使することができない者)

第百九十五条 更生計画によって影響を受けない権利又は第二百条第二項の規定によりその保護が定められている権利を有する者は、議決権を行使することができない。

(更生計画案の可決の要件)

第百九十六条 更生計画案の決議は、第百六十八条第一項各号に掲げる種類の権利又は次項の規定により定められた種類の権利を有する者に分かれて行う。

2 裁判所は、相当と認めるときは、二以上の第百六十八条第一項各号に掲げる種類の権利を一種の種類の権利とし、又は一の当該各号に掲げる種類の権利を二以上の種類の権利とすることができる。ただし、更生債権、更生担保権又は株式は、それぞれ別の種類の権利としなければならない。

3 裁判所は、更生計画案を決議に付する旨の決定をするまでは、前項本文の決定を変更し、又は取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定があった場合には、その決定書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあったときは、この限りでない。

5 更生計画案を可決するには、第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の

の同意がなければならない。

一 更生債権 議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の二分の一を超え議決権を有する者

二 更生担保権 次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める者

イ 更生担保権の期限の猶予の定めをする更生計画案 議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当たる議決権を有する者

ロ 更生担保権の減免の定めその他期限の猶予以外の方法により更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案 議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上に当たる議決権を有する者

ハ 更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案 議決権を行使することができる更生担保権者の十分の九以上に当たる議決権を有する者

三 株式 議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する者

(更生計画案の変更)

第百九十七条 更生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないとくに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案を変更することができる。

(関係人集会の期日の続行)

第百九十八条 更生計画案についての議決権行使の方法として第百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該更生計画案が可決されるに至らなかった場合において、関係人集会の期日の続行につき、第百九十六条第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じ当

該各号に定める者の同意があったときは、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 更生債権 議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の一以上に当たる議決権を有する者

二 更生担保権 議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者

三 株式 議決権を行使することができる株主の議決権の総額の三分の一以上に当たる議決権を有する者

2 前項本文の場合において、同項本文の更生計画案の可決は、当該更生計画案が決議に付された最初の関係人集会の期日から二月以内にされなければならない。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を延長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

第四節 更生計画の認可又は不認可の決定

(更生計画認可の要件等)

第百九十九条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2 裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならない。

一 更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。

二 更生計画の内容が公正かつ公平であること。

三 更生計画が遂行可能であること。

四 更生計画の決議が誠実かつ公正な方法でされたこと。

五 他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号に掲げる行為を行うことを内容とする更生計画については、前項の規定による決定の時にあって、当該他の株式会社が当該行為を行うことができること。

六 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画については、第百八十七条の規定による当該行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

3 更生手続が法令又は最高裁判所規則の規定に違反している場合であっても、その違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮して更生計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をすることができる。

4 裁判所は、前二項又は次条第一項の規定により更生計画認可の決定をする場合を除き、更生計画不認可の決定をしなければならない。

5 第百九十五条第一項に規定する者及び第百九十六条第三項第三号に規定する労働組合等は、更生計画を認可すべきかどうかについて、意見を述べるることができる。

6 更生計画の認可又は不認可の決定があった場合には、その主文、理由の要旨及び更生計画又はその要旨を公告しなければならない。

7 前項に規定する場合には、同項の決定があった旨を第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならない。

(同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可)

第二百条 第百九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかったものがあるため更生計画案が可決されなかった場合においても、裁判所は、更生計画案を変更し、同意が得られなかった種類の権利を有する者のために次に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する事項を定めて、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生担保権者について、その更生担保権の

全部をその担保権の被担保債権として存続させ、又はその担保権の目的である財産を裁判所が定める公正な取引価額（担保権による負担がないものとして評価するものとする。）以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを供託すること。

二 更生債権者については破産の場合に配当を受けることが見込まれる額、株主については清算の場合に残余財産の分配により得ることが見込まれる利益の額を支払うこと。

三 当該権利を有する者に対して裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を支払うこと。

四 その他前三号に準じて公正かつ衡平に当該権利を有する者を保護すること。

2 更生計画案について、第九十六條第一項に規定する種類の権利の一部に、同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなるものがあるときは、裁判所は、更生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、同意を得られないことが明らかな種類の権利を有する者のために前項各号に掲げる方法のいずれかにより当該権利を保護する事項を定めて、更生計画案を作成することを許可することができる。

3 前項の申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び同意を得られないことが明らかな種類の権利を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならない。

（更生計画の効力発生の時期）

第二百一一条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

（更生計画認可の決定等に対する即時抗告）

第二百一十二条 更生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時にその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、株主等は、更生計画の内容が第六十八條第一項第四号又は第五号に違反することを理由とする

場合を除き、即時抗告をすることができない。

3 議決権を有しなかった更生債権者等又は株主が第一項の即時抗告をするには、更生債権者等又は株主であることを疎明しなければならぬ。

4 第一項の即時抗告は、更生計画の遂行に影響を及ぼさない。ただし、抗告裁判所又は更生計画認可の決定をした裁判所は、同項の決定の取消しの原因となることが明らかな事情及び更生計画の遂行によつて生ずる償うことができない損害を避けるべき緊急の必要があることにつき疎明があったときは、抗告人の申立てにより、当該即時抗告につき決定があるまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、当該更生計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

5 前二項の規定は、第一項の即時抗告についての裁判に対する第十六條において準用する民事訴訟法第三百三十六條の規定による抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

第八章 更生計画認可後の手続

第一節 更生計画認可の決定の効力

第二百一三条 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一 更生会社

二 すべての更生債権者等及び株主等

三 更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者

四 更生計画の定めるところにより株式移転（共同株式移転を除く）、新設分割（共同新設分割を除く）又は第六十三條第一項に規定する事項によつて設立される株式会社

2 更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。

（更生債権等の免責等）

第二百一四條 更生計画認可の決定があったときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、株主等の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役をいう。）又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 第四百二十二條第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四條第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権で届出のないもの

2 更生計画認可の決定があったときは、前項第三号及び第四号に掲げる請求権については、更生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に更生計画に基づき弁済が完了した場合にあつては、弁済が完了した時）までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く）をすることができない。

（届出をした更生債権者等の権利の変更）

第二百五五條 更生計画認可の決定があつたときは、届出をした更生債権者等及び株主等の権利

は、更生計画の定めに従い、変更される。

2 届出をした更生債権者等は、その有する更生債権等が確定している場合に限り、更生計画の定めによつて認められた権利を行使することができる。

3 更生計画の定めによつて株主等に対し権利が認められた場合には、更生手続に参加しなかつた株主等も、更生計画の定めによつて認められた権利を行使することができる。

4 商法第二百八條及び第二百九條第三項の規定は、株主等が第一項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

（更生計画の条項の更生債権者表等への記載等）

第二百六六條 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、更生計画の条項を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

2 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社、第二百三十三條第一項第四号に掲げる株式会社、更生債権者等、更生会社の株主等及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

（租税等の時効の進行の停止）

第二百七七條 更生計画認可の決定があつたときは、租税等の請求権についての時効は、第六百六十九條第一項の規定により納税の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされている期間中は、進行しない。

（中止した手続の失効）

第二百八八條 更生計画認可の決定があつたときは、第五十條第一項の規定によつて中止した破産手続、再生手続（当該再生手続において、民事再生法第三十九條第一項の規定によつて中止した破産手続及び同法第二十六條第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続

を含む。)、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定によつて続行された手続については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権(破産法第四十七条第二号及び第九号に掲げるものを除く。及び再生手続における共益債権(再生手続が開始されなかった場合における民事再生法第五十条第二項並びに第二百二十条第三項及び第四項に規定する請求権を含む。))は、共益債権とする。

第二節 更生計画の遂行

(更生計画の遂行)

第二百九条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人は、速やかに、更生計画の遂行又は更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分

の監督を開始しなければならない。

2 管財人は、第二百三十三条第一項第四号に掲げる株式会社

の更生計画の実行を監督する。

3 第七十七条第一項の規定は、前項に規定する株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

4 裁判所は、更生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、更生会社)又は更生会社の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対し、次に掲げる者のために、相当な担保を立てるべきことを命ずることができる。

一 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者

二 第二百五十一条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等での確定手続が終了していないものを有する者

5 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百十條 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の株主総会(ある種類の株主の総会を含む。若しくは取締役会又は第八十三条第一項に規定する条項により設立される株式会社の創立総会の決議を要しない。)

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百一十一條 第七十三條第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。以下この条において同じ。)の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 第七十三條第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選任の方法を定めたときにおけるその選任についても、同様とする。

3 前項の場合においては、商法第二百五十四条第一項及び第二百五十七条第二項本文(これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。))並びに第二百六十一条第一項並びに商法特例法第二十一条の八第五項、第二十一条の十三第一項及び第二十一条の十五第一項の規定は、適用しない。

4 更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役

について準用する。

6 第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役を選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。(営業の譲渡等に関する特例)

第二百一十二條 更生計画において更生会社が商法第二百四十五條第一項各号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、同法第二百四十五條ノ二から第二百四十五條ノ四までの規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第二百一十三條 更生計画において更生会社の定款を変更することを定めたときは、その定款変更の効力は、更生計画認可の決定の時に生ずる。ただし、その効力発生時期について更生計画において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(資本の減少に関する特例)

第二百一十四條 更生計画において更生会社の資本の減少をすることを定めた場合においては、商法第二百一十三條第二項及び第三項、第三百七十六條並びに第三百八十条の規定は、適用しない。(新株の発行に関する特例)

第二百一十五條 第七十五條の規定により更生計画において更生会社が新株を発行することを定めた場合においては、定款に株主に対して新株についての引受権を与える旨の定めがあるときであつても、株主に対して新株についての引受権を与えないで新株を発行することができる。

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又はハ株主」と、並びに第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「引受権ヲ譲渡スコトヲ得べき旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ

付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ發行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3 第一項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ三、第二百八十条ノ五ノ二、第二百八十条ノ八、第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一、第二百八十条ノ十三から第二百八十条ノ十三ノ三まで及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八までの規定は、適用しない。(新株予約権の発行に関する特例)

第二百一十六條 前条第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2 第七十六條の規定により更生計画において更生会社が新株予約権を発行することを定めた場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得べき旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ發行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3 前項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条

ノ十一の規定は、適用しない。

(社債の発行に関する特例)

第二百七条 第二百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主等に対して社債(新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。)についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に對し、次に掲げる事項を通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。一 各更生債権者等又は各株主等が引受権を有する社債の内容

二 一定の期日までに社債の申込みをしないと

きは、社債についての引受権を失う旨

三 引受権を譲り渡すことができる旨

2 前項の通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 社債についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに社債の申込みをしないときは、当該引受権を失う。

4 第二百七十七条第一項の規定により更生計画において更生会社が社債を発行することを定めたときは、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

(新株予約権付社債の発行に関する特例)

第二百十八条 第二百十五條第一項の規定は、定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがある場合について準用する。

2 第二百七十七条第二項の規定により更生計画において更生会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合における商法第三百四十一条ノ四の適用については、同条第一項中「株主」

とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株

予約権ノ数、新株予約権付社債ノ引受権ヲ譲渡

スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」

とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受

権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生

債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無

記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債

等の振替に関する法律第四章ノ規定(同法其ノ

他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル

場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要

ス」と、同条第二項において準用する同法第二

百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあ

るのは「通知又ハ公告」とする。

3 前項に規定する場合においては、商法第二百

九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第

三百四十一条ノ五第四項において準用する同法

第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び

第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

(株式交換に関する特例)

第二百十九条 第二百七十八條第一項第三号の規定

により更生計画において完全親会社となる株式

会社が更生債権者等に対して株式交換に際して

発行する新株(同号に規定する自己の株式を含

む)。を割り当てたときは、更生債権者等は、

更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、

株式交換の効力が生じた時に株主となる。

2 第二百七十八條第一項第四号の規定により更生

計画において株主等に対して新株予約権又は社

債を割り当てたときは、株主等は、株式交換の

効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者と

なる。この場合においては、商法第二百九十八

条の規定は、適用しない。

3 第二百七十八條第一項の規定により更生計画に

おいて更生会社が他の株式会社と株式交換をす

ることを定めた場合においては、商法第三百五

十四条及び第三百五十五條の規定は、更生会社

については、適用しない。

4 前項に規定する場合においては、商法第三百

五十七條の規定は、更生会社が完全子会社とな

る場合については、適用しない。

5 第三項に規定する場合における更生会社に対

する商法第三百五十九條及び第三百五十九條ノ

二の規定の適用については、同法第三百五十九

條中「第三百五十三條第一項ノ決議ヲ為シタル」

とあるのは「株式交換ノ内容トスル更生計画認

可ノ決定アリタル」と、同法第三百五十九條ノ

二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百十

九條第五項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」

とする。

6 第三項に規定する場合においては、商法第三

百六十三條第二項の規定にかかわらず、更生会

社の株主、取締役、監査役及び清算人は、同条

第一項の訴えを提起することができない。

(株式移転に関する特例)

第二百二十条 第二百七十九條第一項第二号の規定

により更生計画において設立される完全親会社

が更生債権者等に対して株式移転に際して発行

する新株を割り当てたときは、更生債権者等は、

更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、

株式移転の効力が生じた時に株主となる。

2 第二百七十九條第一項第三号の規定により更生

計画において株主等に対して新株予約権又は社

債を割り当てたときは、株主等は、株式移転の

効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者と

なる。

3 第二百七十九條第一項の規定により更生計画に

おいて更生会社が株式移転をすることを定めた

場合においては、商法第三百六十六條及び同法

第三百七十一條第二項において準用する同法第

三百五十五條の規定は、更生会社については、

適用しない。

4 前項に規定する場合における更生会社に対す

る商法第三百六十八條及び第三百六十八條ノ二

の規定の適用については、同法第三百六十八條

中「第三百六十五條第一項ノ決議ヲ為シタル」

とあるのは「株式移転ノ内容トスル更生計画認

可ノ決定アリタル」と、同法第三百六十八條ノ

二中「前条」とあるのは「会社更生法第二百一

十條第四項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前条」

とする。

5 第三項に規定する場合においては、商法第三

百七十二條第二項において準用する同法第三百

六十三條第二項の規定にかかわらず、更生会社

の株主、取締役、監査役及び清算人は、同法第

三百七十二條第一項の訴えを提起することがで

きない。

(新設分割に関する特例)

第二百二十一条 第二百八十条第一項第二号の規定

により更生計画において新設分割により設立さ

れる株式会社が更生債権者等に対して新設分割

に際して発行する株式を割り当てたときは、更

生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式

引受人となり、新設分割の効力が生じた時に株

主となる。

2 第二百八十条第一項第三号の規定により更生計

画において分割をする株式会社又はその株主等

に対して新株予約権又は社債を割り当てたとき

は、これらの者は、新設分割の効力を生じた時

に新株予約権者又は社債権者となる。この場合

においては、商法第二百九十八條の規定は、適

用しない。

3 第二百八十条第一項の規定により更生計画にお

いて更生会社が新設分割をすることを定めた場

合においては、商法第三百七十四條ノ二から第

三百七十四條ノ四までの規定は、更生会社につ

いては、適用しない。

4 前項に規定する場合においては、商法第三百

七十四條ノ十第二項の規定は、更生会社が新設

分割前に負担していた債務については、適用し

ない。

5 第三項に規定する場合においては、商法第三

百七十四條ノ十二第二項の規定にかかわらず、

更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破

産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提

起することができない。

(吸収分割に関する特例)

きない。

(合併に関する特例)

第二百二十三条 第百八十一条第三号の規定によ

6 第三項に規定する場合においては、商法第四百十五條第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(解散に関する特例)
第二百二十四条 第百八十二条本文の規定により

て支出した費用を負担する。

6 第二百十一条第一項、第二項及び第六項の規定は新会社を設立する場合における取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役

及び代表執行役」の選任又は選定について、第二百十五條第二項の規定は更生債権者等又は株主等に対して第百八十三條第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第二百十六條から第二百十八條までの規定は新会社の新株予約権又は社債の發行について、それぞれ

すること又は更生会社が新株を発行すること
を定めた場合 商法第二百二十条第二項に規
定する事件

二 更生計画において更生会社が新株、新株予
約権若しくは新株予約権付社債を発行するこ
と又は第二百二十五条第一項に規定する新会

社を設立することを定めた場合 商法第一百七十八條（同法第二百八十條ノ第十四第一項、第二百八十條ノ三十七第四項及び第三百四十一

条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する事件

(株式等についての引受権の譲渡)

第二百二十八条 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して更生会社又は第二百二十五条第一項に規定する新会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権を与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百二十九条 更生債権者等又は株主等が更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合においては、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一条の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(財団に関する処分の制限の特例)

第二百三十条 更生計画の定めによって更生会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第二百三十一条 更生計画において更生会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を第二百二十五条第一項に規定する新会社に移転することを定めたときは、当該新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百三十二条 更生計画において第二百二十五条第一項に規定する新会社が更生会社の租税等の請求権に係る債務を承継することを定めたときは、当該新会社は当該債務を履行する義務を負い、更生会社は当該債務を免れる。

2 更生手続開始の決定があったときは、更生会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時

までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するものとする。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあった各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条（同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十一条の八第二項の規定は、適用しない。

第三節 更生計画の変更
第二百三十三条 更生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要があるときは、裁判所は、更生手続終了前に限り、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主等の申立てにより、更生計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者等又は株主等に不利な影響を及ぼすものと認められる更生計画の変更の申立てがあった場合には、更生計画案の提出があった場合の手續に関する規定を準用する。ただし、更生計画の変更によって不利な影響を受けない更生債権者等又は株主等は、手

続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者（変更計画案について決議をするための関係人集会に出席した者を除く。）であつて従前の更生計画に同意したものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 変更後の更生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、次に掲げる期間を超えてはならない。
一 担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は最初の更生計画認可の決定の時から十五年（変更後の更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間

二 前号に規定する場合以外の場合は、最初の更生計画認可の決定の時から十五年（変更後の更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間

4 前項の規定は、変更後の更生計画の定めにより社債を発行し、又は既に更生計画の定めにより発行した社債の期限の猶予をする場合については、適用しない。

5 変更後の更生計画は、第一項の規定による変更の決定又は第二項の規定による認可の決定の時から、効力を生ずる。

6 前項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、第二百二条第二項から第五項までの規定を準用する。

7 第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定めが取り消された場合について準用する。

第九章 更生手続の終了

第二百三十四条 更生手続は、次に掲げる事由のいずれかが生じた時に終了する。

一 更生手続開始の申立てを棄却する決定の確定
二 第四十四条第一項の規定による即時抗告があった場合における更生手続開始の決定を取り消す決定の確定
三 更生計画認可の決定の確定
四 更生手続廃止の決定の確定
五 更生手続終了の決定

第二節 更生計画認可前の更生手続の終了
第一款 更生計画不認可の決定
(不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力)

第二百三十五条 更生計画不認可の決定が確定したときは、確定した更生債権者等については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社であつた株式会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合においては、更生債権者等は、確定した更生債権等について、当該株式会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表の記載により強制執行をすることができ

2 前項の規定は、同項に規定する株式会社が第四百四十七条第二項、第四百四十八条第四項又は第四百四十九条第三項後段の規定による異議を述べた場合には、適用しない。

第二款 更生計画認可前の更生手続の廃止

(更生が困難な場合の更生手続廃止)
第二百三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一 決議に付するに足りる更生計画案の作成の見込みがないことが明らかにしたとき。
二 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての更生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。

三 更生計画案が否決されたとき、又は第九

十八条第一項本文の規定により関係人集会の
続行期日が定められた場合において、同条第
二項及び第三項の規定に適合する期間内に更
生計画案が可決されないとき。
(更生手続開始原因が消滅した場合の更生手続
廃止)

第二百三十七条 第二百三十八条第一項に規定する
債権届出期間の経過後更生計画認可の決定前に
おいて、第十七条第一項に規定する更生手続開
始の原因となる事実のないことが明らかになっ
たときは、裁判所は、管財人、更生会社又は届
出をした更生債権者等の申立てにより、更生手
続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の申立てをするときは、同項に規定する
更生手続開始の原因となる事実がないことを疎
明しなければならない。

(更生手続廃止の公告等)
第二百三十八条 裁判所は、前二条の規定による
更生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、そ
の主文及び理由の要旨を公告しなければならない
い。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすること
ができる。

3 第二百二条第三項の規定は、前項の即時抗告
並びにこれについての決定に対する第十六条に
おいて準用する民事訴訟法第三百三十六条の規
定による抗告及び同法第三百三十七條の規定に
よる抗告の許可の申立てについて準用する。

4 前二条の規定による更生手続廃止の決定を取
り消す決定が確定したときは、更生手続廃止の
決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告し
なければならない。

5 第一項の決定は、確定しなければその効力を
生じない。

6 第二百三十五條の規定は、前二条の規定によ
る更生手続廃止の決定が確定した場合について
準用する。

第三節 更生計画認可後の更生手続の終
了

第一款 更生手続の終結

(更生手続終結の決定)
第二百三十九条 次に掲げる場合には、裁判所は、
管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終
結の決定をしなければならない。

一 更生計画が遂行された場合

二 更生計画の定めによって認められた金銭債
権の総額の三分の二以上の額の弁済がされた
時において、当該更生計画に不履行が生じて
いない場合。ただし、裁判所が、当該更生計
画が遂行されないおそれがあると認めたとき
は、この限りでない。

三 更生計画が遂行されることが確定であると
認められる場合（前号に該当する場合を除
く。）

2 裁判所は、更生手続終結の決定をしたときは、
その主文及び理由の要旨を公告しなければならない
い。

(更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効
力)
第二百四十条 更生手続終結の後においては、更
生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画の
定めによって認められた権利について、更生会
社であった株式会社及び更生会社の事業の更生
のために債務を負担した者に対して、更生債権
者表又は更生担保権者表の記載により強制執行
をすることが出来る。ただし、民法第四百五十
二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げな
い。

第二款 更生計画認可後の更生手続の
廃止
第二百四十一条 更生計画認可の決定があった後
に更生計画が遂行される見込みがないことが明
らかになったときは、裁判所は、管財人の申立
てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をし
なければならない。

2 前項の規定による更生手続の廃止の決定は、
確定しなければその効力を生じない。

3 第一項の規定による更生手続の廃止は、更生
計画の遂行及びこの法律の規定によって生じた
効力に影響を及ぼさない。

4 第二百三十八条第一項から第三項までの規定
は第一項の規定による更生手続廃止の決定をし
た場合について、同条第四項の規定は当該決定
を取り消す決定が確定した場合について、前条
の規定は第一項の規定による更生手続廃止の決
定が確定した場合について、それぞれ準用する。

第十章 外国倒産処理手続がある場合の特
則

(外国管財人との協力)
第二百四十二条 管財人は、更生会社についての
外国倒産処理手続（外国で開始された手続で
あって、破産手続又は再生手続に相当するもの
をいう。以下同じ。）がある場合には、当該外
国倒産処理手続における外国管財人（外国倒産
処理手続において株式会社の財産の管理及び処
分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）
に対し、更生会社の更生のために必要な協力及
び情報の提供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、管財人は、同項の
外国管財人に対し、更生会社の更生のために必
要な協力及び情報の提供をするよう努めるもの
とする。

(更生手続の開始原因の推定)
第二百四十三条 株式会社についての外国倒産処
理手続がある場合には、当該株式会社に第十七
条第一項に規定する更生手続開始の原因となる
事実があるものと推定する。

(外国管財人の権限等)
第二百四十四条 外国管財人は、株式会社に第十
七条第一項第一号に掲げる場合に該当する事実
があるときは、当該株式会社に就いて更生手続
開始の申立てをすることができる。

2 第二百四十二条第一項に規定する場合には、
同項の外国管財人は、更生会社の更生手続にお
いて、関係人集会に出席し、意見を述べること
ができる。

3 第二百四十二条第一項に規定する場合には、

同項の外国管財人は、更生会社の更生手続にお
いて、第二百四十四条第一項に規定する期間（同
条第四項の規定により期間が延長されたときは
は、その延長された期間）内に、更生計画案を
作成して裁判所に提出することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が更生手続開
始の申立てをした場合において、包括的禁止命
令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決
定があったときはその主文を、更生手続開始の
決定があったときは第四十三条第一項の規定に
より公告すべき事項を、同項第二号又は第三号
に掲げる事項に変更を生じたときはその旨を、
更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した
ときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知
しなければならない。

(相互の手続参加)
第二百四十五条 外国管財人は、届出をしてい
ない更生債権者等であつて、更生会社についての
外国倒産処理手続に参加しているものを代理し
て、更生会社の更生手続に参加することができる。
ただし、当該外国の法令によりその権限を
有する場合に限る。

2 管財人は、届出をした更生債権者等であつて、
更生会社についての外国倒産処理手続に参加し
ていないものを代理して、当該外国倒産処理手
続に参加することができる。

3 管財人は、前項の規定による参加をした場合
には、同項の規定により代理した更生債権者等
のために、外国倒産処理手続に属する一切の行
為をすることが出来る。ただし、届出の取下げ、
和解その他の更生債権者等の権利を害するおそ
れがある行為をするには、当該更生債権者等の
授權がなければならない。

第十一章 雑則
(更生会社についての登記の嘱託等)
第二百四十六条 更生手続開始の決定があつた
ときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更
生手続開始の登記を更生会社の本店及び支店
(外国に本店があるときは、日本における営業

- 所。第四項及び次条第一項において同じ。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。
- 2 前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。
- 3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
- 4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。
- 5 前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十四条第一項において準用する第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第三十五条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。
- 6 第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあつた場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
- 7 第一項の規定は、更生計画認可の決定があつた場合又は第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。
- 8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。
- 9 登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によつて抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。
- 10 第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。
- 第二百四十七条 第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託しなければならない。
- 2 前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。
- (登記のある権利についての登記の嘱託等)
- 第二百四十八条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。
- 一 開始前会社に属する権利で登記がされたものに関し第二十八条第一項の規定による保全処分があつたとき。
- 二 登記のある権利に関し第四十条第一項又は第九十九条第一項の規定による保全処分があつたとき。
- 2 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失つた場合について準用する。
- 3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて商法第三百八十七条第二項（同法第四百五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。
- 4 前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。
- 5 第三項の規定は更生計画認可の決定があつた場合において裁判所書記官が更生会社に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百二十条後段の規定による登記があることを知つたときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。
- (更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)
- 第二百四十九条 第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。
- 2 更生会社が他の株式会社と共同して新設分割をする場合において、裁判所書記官が新設分割による設立の登記を嘱託するときは、他の株式会社の新設分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。
- 3 更生会社が他の株式会社と吸収分割をする場合において、裁判所書記官が更生会社の吸収分割による変更の登記を嘱託するときは、他の株式会社の吸収分割による変更の登記をも嘱託しなければならない。
- 4 更生会社が他の株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。
- 一 合併後存続する更生会社の合併による変更の登記
- 二 合併により設立する株式会社の合併による設立の登記
- 5 第一項の規定は、他の株式会社が更生会社と合併して合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。
- 6 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、株主等及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。
- (否認の登記)
- 第二百五十条 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。
- 2 裁判所書記官は、前項の規定による否認の登記がされている場合において、更生会社について、第二百三十四条第二号若しくは第三号に掲げる事由が生じ、又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、否認の登記の抹消を嘱託しなければならない。
- ただし、その抹消につき登記上利害関係を有する第三者があるときは、この限りでない。
- 3 裁判所書記官は、第一項の規定による否認の登記がされている場合において、更生会社について、更生手続終結の決定があつたとき、又は第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、職権で、遅滞なく、更生手続の終結又は更生手続の廃止の登記を嘱託しなければならない。
- (登記嘱託書の添付書面等)
- 第二百五十一条 この法律の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。
- (登録免許税の特例)
- 第二百五十二条 第二百四十六条から第二百四十八条まで及び第二百五十条の規定による登記については、登録免許税を課さない。
- 2 更生計画において更生会社が新株を発行する

ことを定めた場合（次項、第五項及び第六項に該当する場合を除く。）における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の一（増加した資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

3 更生計画において更生会社が他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合における株式交換による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（株式交換により増加した資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

4 更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合における当該株式移転による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

5 更生計画において更生会社が会社の分割をすることを定めた場合における当該会社の分割による株式会社の設立又は資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした株式会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

6 更生計画において更生会社が他の株式会社と合併することを定めた場合における当該合併による株式会社の設立又は合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

7 更生計画の定めに基づき第二百二十五条第一項に規定する新会社を設立することを定めた場合における新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等又は株主等が新会社の設立に際して発行する株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

8 更生計画において当該更生計画の定めに基づき設立された株式会社更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の四とする。ただし、当該登記につき当該税率を適用して計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額を超えるときは、この限りでない。

（準用）
第二百五十三條 第二百四十八條、第二百四十九條第六項、第二百五十條、第二百五十一條及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。
（最高裁判所規則）
第二百五十四條 この法律に定めるもののほか、更生手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第十二章 罰則

第二百五十五條 株式会社の取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は支配人が、更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、株式会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法の規定による留置権を有する者（第一号において「担保権者」という。）若しくは株主等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をし、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 株式会社の財産を隠匿し、毀棄し、又は債権者、担保権者若しくは株主等の不利益に処分すること。
二 株式会社の負担を虚偽に増加すること。
三 法律の規定により作成すべき商業帳簿を作成せず、これに財産の現況を知るに足りる記載若しくは記録をせず、若しくは不正の記載若しくは記録をし、又はこれを隠匿し、若しくは毀棄すること。

（第三者の詐欺更生罪）
第二百五十六條 前条に規定する行為をした者（株式会社取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を除く。）又は自己若しくは他人の利益を図る目的で更生債権者等若しくは株主等として虚偽の権利を行使した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

（収賄罪）
第二百五十七條 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

更生債権者等、株主、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百八十九條第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

2 管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員（以下この条において「管財人等」という。）が法人であるときは、管財人等の職務に従事するその役員又は職員が、その職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管財人等が法人である場合において、その役員又は職員が、管財人等の職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人である管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）
第二百五十八條 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（報告及び検査拒絶の罪）
第二百五十九條 開始前会社、更生会社又は第二百三十三條第一項第四号に掲げる株式会社の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第七十七條第一項（第三十四條第一項、第三十八條、第二百六十六條又は第二百九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（国外犯）
第二百六十條 第二百五十七條の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。
2 第二百五十八條の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。
（過料）
第二百六十一條 更生会社又は更生会社の事業の

更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2 第七十七條第二項に規定する子会社又は連結子会社の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が同項（第三十四條第一項、第三十八條又は第二百六條において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（更生事件に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社の子会社更生事件については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

社会経済情勢の変化に伴い、企業倒産事件の迅速かつ円滑な処理が要請されている状況等にかんがみ、経済的に窮境にある株式会社について、その事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るため、更生事件の土地管轄規定を緩和し、更生手続開始前における更生会社の財産保全の措置を充実させ、更生手続の開始原因を緩和し、更生手続開始後の手続を簡素かつ合理的なものに改め、更生計画案の早期の提出を義務付け、更生計画案の可決要件を緩和するとともに再建のための手法を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（証券取引法の一部改正）

第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七十九條の四十九第六号中「第四章から第五章まで」を「第四章第五節、第五章第四節及び第六章第四節」に改める。

第七十九條の五十三第四項中「第一百七十八條の四十一第一項」を「第四百九十三條第一項」に改め、同条第五項中「裁判所から」を削り、「第一百七十九條、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二號）、第三十五條第一項」を「第一百七十八條第二項、第四百五十一條第二項若しくは第四百九十四條」に改める。

（中小企業等協同組合法等の一部改正）
第二条 次に掲げる法律の規定中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二號）」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）」に改める。

一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一號）第百三條

二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八號）第百八十五條

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七號）第百八十九條

四 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五號）第百二十二條第一項

五 所得税法（昭和四十年法律第三十三號）第百五十二條第一項

六 法人税法（昭和四十年法律第三十四號）第百二十五條第一項

七 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十號）別表第一の十七の項上欄二八 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三

九 消費税法（昭和六十三年法律第百八號）第百三十九條第一項

十 石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六號）附則第三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六號）第三十六條の十六第一項

（地方税法の一部改正）
第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十三條の七第二号の四中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二號）第二百二十六條」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）」

第百八十三條第一項」に、「第百九十九條又は第百六十條の百二」を「第百七十九條又は第百七十六條」に、「第百一」を「第百六十六條第一項」に、「第百八十八條」を「第百四十八條」に、「第百八十八條の九」を「第百七十五條第一項」に、「第百六十條の百一」を「第百六十五條」に、「おいて会社」を「おいて株式会社」に、「新会社」を「新株式会社」に改める。

第六百九十九條の四第二項第三号中「第二百二十六條」を「第百八十三條第一項」に、「第二百九十九條又は第百六十條の百二」を「第百七十九條又は第百七十六條」に、「第百一」を「第百六十六條第一項」を「第百六十六條第一項」に、「第百八十八條」を「第百四十八條」を「第百四十八條」に、「第百八十八條の九」を「第百七十五條第一項」を「第百七十五條第一項」に、「第百六十條の百一」を「第百六十五條」を「第百六十五條」に、「おいて会社」を「おいて株式会社」に、「新会社」を「新株式会社」に改める。

（住宅融資保険法の一部改正）
第四条 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三號）の一部を次のように改正する。

第五條中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二號）」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第五条 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四號）の一部を次のように改正する。

第三十條中「債権者集会の決議若しくは書面による」を削り、「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二號）」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）」に改め、「関係人集会の」を削り、「同意し、又は賛成する」を「同意する」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件に関する前条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律第三十條の規定の適用については、同条中「同意する」とあるのは、「同意し、又は賛成する」とする。

（国税通則法の一部改正）
第七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六號）の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）」を「更生手続又は企業担保権の実行手続が係属する地方裁判所に改め、同項ただし書を削る。

（執行官法の一部改正）
第八条 執行官法（昭和四十一年法律第百十一號）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十三号を次のように改める。

十三 商法（明治三十二年法律第四十八號）又は破産法（大正十一年法律第七十一號）の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

（執行官法の一部改正に伴う経過措置）
第九条 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における執行官が手数

料を受ける事務については、前条の規定による改正後の執行官法第八條第一項第十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(預金保険法の一部改正)

第十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第九号中「第四章から第五章まで」を「第四章第四節、第五章第三節及び第六章第三節」に改める。

第六十六條第三項第二号中「第七十八條の七」を「第四百五十六條」に改める。

第七十七條第五項中「会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十七條、第九十八條、第九十八條の四及び第二百八十五條」を「会社更生法(平成十四年法律第 号)第六十九條、第七十條、第八十條並びに第八十一條第一項及び第五項」に、「第九十七條第一項」を「第六十九條第一項」に、「第九十八條中」を「第七十條中」に、「第二百八十五條第一項」を「第八十一條第一項」に改め、「内閣総理大臣」との下に「同条第五項中」を加える。

第二百二十七條第一項第三号中「第三十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「第三十三條第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十一条 保険業法(平成七年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二條第六項中「会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十七條、第九十八條、第九十八條の四及び第二百八十五條」を「会社更生法(平成十四年法律第 号)第六十九條、第七十條、第八十條並びに第八十一條第一項及び第五項」に、「第九十七條第一項」を「第六十九條第一項」に、「第九十八條中」を「第七十條中」に、「第二百八十五條第一項」を「第八十一條第一項」に改め、「内閣総理大臣」との下に「同条第五項中」を加える。

第二百六十五條の二十八第一項第八号中「第四章(金融機関等の更生手続の特例)及び第五

章(金融機関等の破産手続の特例)」を「第四章第六節(保険契約者保護機構の権限等)及び第六章第五節(保険契約者保護機構の権限)」に改める。

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成十四年十一月十五日

章(金融機関等の破産手続の特例)」を「第四章第六節(保険契約者保護機構の権限等)及び第六章第五節(保険契約者保護機構の権限)」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 協同組織金融機関の更生手続

第一節 総則(第三条―第十四条)

第二款 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目 管財人の選任及び監督(第四十四條)

第二目 管財人の権限等(第四十五條―第五十四條)

第三目 更生協同組織金融機関の財産状況の調査(第五十五條・第五十六條)

第四款 否認権(第五十七條―第六十一條)

第五款 更生協同組織金融機関の役員の責任の追及(第六十二條・第六十三條)

第六款 担保権消滅の請求等

第一目 担保権消滅の請求(第六十四條)

第二目 債権質の第三債務者の供託

第七款 関係人集会(第六十六條)

第八款 更生債権者委員会及び代理委員等(第六十七條―第七十一條)

第九款 調査命令(第七十二條・第七十三條)

第四節 共益債権及び開始後債権

第一款 共益債権(第七十四條―第七十八條)

第二款 開始後債権(第七十九條)

第五節 更生債権者及び更生担保権者の手続参加(第八十條)

第二款 更生債権及び更生担保権の届出(第八十一條―第八十五條)

第三款 更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一目 更生債権及び更生担保権の調査(第八十六條・第八十七條)

第二目 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続(第八十八條)

第三目 租税等の請求権等についての

特例(第八十九條)

第六節 組合員等(第九十條・第九十一條)

第七節 更生計画の作成及び認可

第一款 更生計画の条項(第九十二條―第九十七條)

第二款 更生計画案の提出(第九十八條―第一百十二條)

第三款 更生計画案の決議(第一百十三條―第一百十九條)

第四款 更生計画の認可又は不可認可の決定(第二十條―第二十二條)

第八節 更生計画認可後の手続

第一款 更生計画認可の決定の効力(第二百二十四條―第二百二十六條)

第二款 更生計画の遂行(第二百二十七條―第二百四十八條)

第三款 更生計画の変更(第二百四十九條)

第九節 更生手続の終了

第一款 更生手続の終了事由(第二百五十條)

第二款 更生計画認可前の更生手続の終了

第一目 更生計画認可の決定(第五百一十一條)

第二目 更生計画認可前の更生手続の廃止(第五百一十二條)

第三款 更生計画認可後の更生手続の終了

第一目 更生手続の終結(第五百一十三條・第五百一十四條)

第二目 更生計画認可後の更生手続の廃止(第五百一十五條)

第十節 外国倒産処理手続がある場合の特則(第五百一十六條―第五百一十八條)

第十一節 雑則(第五百一十九條―第五百一十七條)

第二節 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置 第一款 更生手続開始の申立て（第百八十条・第百八十三条） 第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置	十条 第二目 債権質の第三債務者の供託（第百三十一条） 第七款 関係人集会（第百三十二条） 第八款 更生債権者委員会及び代理委員等（第百三十三条・第百三十七・三十七条）	定（第百九十条・第百九十条・第百九十条） 第八節 更生計画認可後の手続 第一款 更生計画認可の決定の効力（第百九十四条・第百九十六条）	四款 雑則（第百五十五条・第百五十六・五十六・五十六） 第二節 保険業を営む株式会社の更生手続の特例 第一款 総則（第百五十七・三百五十八・三百五十八）
第一目 開始前会社に関する他の手続の中止命令等（第百八十四条） 第二目 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等（第百八十五条・第百八十六条） 第三目 保全管理命令（第百八十七条・第百八十九条） 第四目 監督命令（第百九十条・第百九十三条） 第五目 更生手続開始前の調査命令等（第百九十四条・第百九十五条）	第九款 調査命令（第百三十八条・第百三十九・二百三十九） 第四節 共益債権及び開始後債権 第一款 共益債権（第百四十条・第二百四十五・二百四十六） 第二款 開始後債権（第百四十六・二百四十六）	第二款 更生計画の遂行（第百九十七・三百二十一・三百二十一） 第三款 更生計画の変更（第百九十七・三百二十一） 第九節 更生手続の終了 第一款 更生手続の終了事由（第百九十三・三百二十一）	第三款 更生計画の遂行に関する特例（第百六十六・三百七十三・三百七十三） 第四款 雑則（第百七十四・三百七十五・三百七十五） 第三節 監督庁による更生手続開始の申立て等（第百七十六・三百八十三・三百八十三）
第三節 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等 第一款 更生手続開始の決定（第百九十六条） 第二款 更生手続開始の決定に伴う効果（第百九十七・二百九十九） 第三款 管財人 第一目 管財人の選任及び監督（第百一十・二百一十）	第三款 更生債権及び更生担保権の調査及び確定 第一目 更生債権及び更生担保権の調査（第百五十三・二百五十四・二百五十四） 第二目 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続（第百五十五・二百五十五）	第一目 更生手続の終結（第百二十六・三百二十七・三百二十七） 第二目 更生計画認可後の更生手続の廃止（第百二十八・三百二十八） 第十節 外国倒産処理手続がある場合の特則（第百二十九・三百三十一・三百三十一）	第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第百三十九・四百四十五・四百四十五） 第五章 金融機関等の再生手続の特例 第一節 管轄の特例等（第百四十六・四百四十九・四百四十九）
第二目 管財人の権限等（第百一十一条・第百二十条） 第三目 更生会社の財産状況の調査（第百二十一条・第百二十二・二百二十二） 第四款 否認権（第百二十三・二百二十七・二百二十七） 第五款 更生会社の役員等の責任の追及（第百二十八・二百二十九・二百二十九） 第六款 担保権消滅の請求等 第一目 担保権消滅の請求（第百二十九・二百二十九）	第六節 社員（第百五十七・二百五十八・二百五十八） 第七節 更生計画の作成及び認可 第一款 更生計画の条項（第百五十九・二百七十六・二百七十六） 第二款 更生計画案の提出（第百七十七・二百八十一・二百八十一）	第二款 更生計画の条項に関する特例（第百四十三・三百四十・三百四十） 第三款 更生計画の遂行に関する特例（第百四十九・三百五十・三百五十） 第四章 金融機関等の更生手続の特例 第一節 銀行の更生手続の特例	第二節 監督庁による再生手続開始の申立て等（第百五十・四百五十・四百五十） 第三節 預金保険機構の権限（第百五十七・四百七十三・四百七十三） 第四節 投資者保護基金の権限（第百七十四・四百八十九・四百八十九）

第六章 金融機関等の破産手続の特例

第一節 管轄の特例等（第四百九十条―第四百九十二条）

第二節 監督庁による破産の申立て等（第四百九十三条―第四百九十六条）

第三節 預金保険機構の権限（第四百九十七条―第五百九条）

第四節 投資者保護基金の権限（第五百一十条―第五百二十二条）

第五節 保険契約者保護機構の権限（第五百二十三条―第五百三十七条）

第七章 雑則（第五百三十八条）

第八章 罰則（第五百三十九条―第五百四十七條）

附則

第一条中「更生手続、再生手続に關し」を「更生手続に關し」に改める。

第二条第四項及び第五項中「次条において」を「以下」に改める。

第二章の二から第二章の四までを削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 協同組織金融機関の更生手続
第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第三条から第十四条までを次のように改める。

（協同組織金融機関の更生手続）
第三条 協同組織金融機関の更生手続については、第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（定義）

第四条 この章において「更生手続」とは、協同組織金融機関について、この章並びに第四章第三節及び第四節の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。

2 この章において「更生計画」とは、更生債権者等又は組合員等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第九十二条に規定する条項を定めた計画をいう。

3 この章において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4 この章において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5 この章において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6 この章において「開始前協同組織金融機関」とは、更生裁判所に更生事件が係属している協同組織金融機関であつて、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7 この章において「更生協同組織金融機関」とは、更生裁判所に更生事件が係属している協同組織金融機関であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8 この章において「更生債権」とは、更生協同組織金融機関に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であつて、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一 更生手続開始後の利息の請求権
二 更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権
四 第三十九条において準用する会社更生法（平成十四年法律第 号）第五十八条

第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権
五 第四十一条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六 第四十一条第三項において準用する破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七 第四十一条第三項において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生協同組織金融機関の有するものを除く。）

八 第六十条において準用する会社更生法第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9 この章において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生協同組織金融機関の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時に於ける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11 この章において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14 この章において「更生協同組織金融機関財産」とは、更生協同組織金融機関に属する一切の財産をいう。

15 この章において「租税等の請求権」とは、国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）
第五十条 この章（第四百四条第二項、第四百七条、第四百二十七条第三項、第四百三十四条第三項、第四百三十五条第六項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第二項、第四百四十条第二項、第四百四十二条第七項及び第四百六十二条第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第二章」と、「開始前会社」とあるのは「開始前協同組織金融機関（更生特例法第四章第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。）」と、「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二章第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四章第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二章第十項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「代表取締役」とあるのは「代表理事（更生特例法第二章第十一項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「支配人」とあるのは「参事

等（更生特例法第二条第十二項に規定する参事等をいう。）と、「営業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

（外国人の地位）

第六条 会社更生法第三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における外国人又は外国法人の地位について準用する。

（更生事件の管轄）

第七条 会社更生法第五条（第二項第一号及び第三号から第五号までを除く。）及び第六条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社が商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）が協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十四条第五項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替えるものとする。

（更生事件の移送）

第八条 会社更生法第七条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五条第二項各号」とあるのは、「更生特例法第

七条において準用する第五条第二項第二号又は第六号」と読み替えるものとする。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）

第九条 会社更生法第八条及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（公告等）

第十条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（更生手続の終了に伴う破産宣告等）

第十一条 会社更生法第十一条及び第十二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続の終了に伴う破産宣告について準用する。この場合において、同法第十一条第一項中「第二百三十四条第一号から第四号まで」とあるのは「更生特例法第五十条において準用する第二百三十四条第一号から第四号まで」と、同条第二項第二号中「整理又は特別清算」とあるのは「整理」と、同条第三項及び同法第十二条第一項第三号中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第五十五条第一項において準用する第二百四十一条第一項」と、同法第十三条第四項中「第六十二条第二項並びに第二百八条第一項及び第四項」とあるのは「更生特例法第四十一条第一項において準用する第六十二条第二項並びに更生特例法第七十五条第一項及び第四項」と、同条第五項中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第五十条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六号若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第五十二条第一項において準用する第二百三十六号若しくは第二百三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（更生手続の終了に伴い再生手続が横行された場合の取扱い）

第十二条 会社更生法第十三条の規定は、協同組織金融機関について再生事件が係属している場合について準用する。この場合において、同条中「第二百三十四条第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第五十条において準用する第二百三十四条第一号から第三号まで」と、「第二百三十六号若しくは第二百三十七条第一項」とあるのは「更生特例法第五十二条第一項において準用する第二百三十六号若しくは第二百三十七条第一項」と、「第二百三十七条第二項」とあるのは「更生特例法第五十三条第二項」と読み替えるものとする。

（事件に関する文書の閲覧等）

第十三条 会社更生法第十四条及び第十五条の規定は、協同組織金融機関の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同条第四項第一号中「第二百四十一条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二百四十一条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第三十二条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）とあるのは「更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第三十三条第二項前段又は更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第二項（更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第三項において準用する場合を含む。）と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と、「第二百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第七十二条第二項」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第十四条 協同組織金融機関の更生手続に関し、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

第二章の二並びに第三章の章名及び同章第一節の節名を削り、第十九条の前に次の款名及び目名を付する。

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目 開始前協同組織金融機関に関する他の手続の中止

命令等

第十九条を次のように改める。

第十九条 会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び第二十五条から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項第一号中「整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は整理手続」と、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十條において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条

第三項本文」と読み替えるものとする。
第十九条の次に次の目名を付する。

第二目 開始前協同組織金融機関
の業務及び財産に関する
保全処分等

第二十條及び第二十一條を次のように改め
る。

(開始前協同組織金融機関の業務及び財産に
関する保全処分)

第二十條 会社更生法第二十八條の規定は、協
同組織金融機関についての更生手続開始の申
立てがあつた場合の保全処分について準用す
る。この場合において、同条第五項中「第十
条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第
十條において準用する第十條第三項本文」と
読み替へるものとする。

(更生手続開始前における商事留置権の消滅
請求)

第二十一條 会社更生法第二十九條の規定は、
開始前協同組織金融機関の財産につき商法の
規定による留置権がある場合について準用す
る。

第二十一條の次に次の目名を付する。

第三目 保全管理命令

第二十二條から第二十四條までを次のように
改める。

(保全管理命令)

第二十二條 裁判所は、更生手続開始の申立て
があつた場合において、更生手続の目的を達
成するために必要があると認めるときは、利
害関係人の申立てにより又は職権で、更生手
続開始の申立てにつき決定があるまでの間、
開始前協同組織金融機関の業務及び財産に関
し、保全管理人による管理を命ずる処分をす
ることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下この章におい
て「保全管理命令」という。)をする場合には、
当該保全管理命令において、一人又は数人の
保全管理人を選任しなければならない。ただ

し、第四十四條において準用する会社更生法
第六十七條第三項に規定する者は、保全管理
人に選任することができない。

3 会社更生法第三十條第三項から第五項まで
及び第三十一條の規定は、協同組織金融機関
の更生手続における保全管理命令について準
用する。この場合において、同条第三項中「第
十條第四項」とあるのは、「更生特例法第十
條において準用する第十條第四項」と読み替
へるものとする。

(保全管理人の権限)

第二十三條 会社更生法第三十二條及び第三
十三條の規定は、協同組織金融機関の更生手
続における保全管理人について準用する。この
場合において、同条第一項中「第六十七條第
三項」とあるのは、「更生特例法第四十四條
において準用する第六十七條第三項」と読み
替へるものとする。

(管財人に関する規定等の保全管理人等への
準用)

第二十四條 第五十三條第一項から第四項まで
の規定並びに会社更生法第五十四條、第五
十七條、第五十九條、第六十七條第二項、第
六十八條、第六十九條、第七十三條、第七
十四條第一項、第七十六條から第八十條まで
並びに第八十二條第一項及び第二項の規定は協
同組織金融機関の更生手続における保全管理
人について、第五十三條第一項から第四項ま
で規定は協同組織金融機関の更生手続にお
ける保全管理人代理について、それぞれ準用
する。この場合において、同法第五十四條第
一項、第五十七條第二項及び第七十六條第
二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協
同組織金融機関財産(更生特例法第四十四條
に規定する更生協同組織金融機関財産をい
う。)」と、同法第五十九條中「第四十三條第
一項の規定による公告」とあるのは「更生特
例法第二十二條第三項において準用する第三
十一條第一項の規定による公告」と、同法第

七十七條第二項中「(商法第二百十一條ノ二
第一項に規定する子会社及び同条第三項の規
定により子会社とみなされるものをいう。)」
又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一
條の二第一項に規定する大会社である場合に
おける同条第四項に規定する連結子会社をい
う。)」とあるのは「(協同組合による金融事
業に関する法律第四條第一項、信用金庫法第
三十二條第六項又は労働金庫法第三十四條第
五項に規定する子会社をいう。)」と、同条第
三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは
「子会社」と読み替へるものとする。

2 会社更生法第五十二條第一項から第三項ま
での規定は協同組織金融機関の更生手続にお
いて保全管理命令が発せられた場合について
、同条第四項から第六項までの規定は協同
組織金融機関の更生手続において保全管理命
令が効力を失つた場合(更生手続開始の決定
があつた場合を除く。))について、それぞれ
準用する。

3 開始前協同組織金融機関の財産関係の事件
で行政庁に係属するものについては、次の各
号に掲げる場合には、当該各号に定める規定
を準用する。

一 保全管理命令が発せられた場合 会社更
生法第五十二條第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失つた場合(更生
手続開始の決定があつた場合を除く。)) 会
社更生法第五十二條第四項から第六項まで

第二十四條の次に次の目名を付する。

第四目 監督命令

第二十五條から第二十八條までを次のように
改める。

(監督命令)

第二十五條 裁判所は、更生手続開始の申立て
があつた場合において、更生手続の目的を達
成するために必要があると認めるときは、利
害関係人の申立てにより又は職権で、更生手
続開始の申立てにつき決定があるまでの間、

監督委員による監督を命ずる処分をすること
ができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下この章におい
て「監督命令」という。)をする場合には、
当該監督命令において、一人又は数人の監督
委員を選任し、かつ、その同意を得なければ
開始前協同組織金融機関がすることができな
い行為を指定しなければならない。

3 会社更生法第三十五條第三項の規定は協同
組織金融機関の更生手続における監督委員の
同意を得ないでした行為について、同条第四
項から第六項までの規定は協同組織金融機関
の更生手続における監督命令について、それ
ぞれ準用する。

(監督命令に関する公告及び送達)

第二十六條 会社更生法第三十六條の規定は、
協同組織金融機関の更生手続における監督命
令に関する公告又は送達について準用する。
この場合において、同条第二項中「前条第四
項」とあるのは「更生特例法第二十五條第三
項において準用する前条第四項」と、同条第
三項中「第十條第四項」とあるのは「更生特
例法第十條において準用する第十條第四項」
と読み替へるものとする。

(理事等の管財人の適性に関する調査)

第二十七條 会社更生法第三十七條の規定は、
協同組織金融機関の更生手続における監督委
員による管財人の適性に関する調査について
準用する。

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第二十八條 第五十三條第一項から第四項まで
の規定並びに会社更生法第六十七條第二項、
第六十八條、第六十九條第一項、第七十七條
及び第八十條の規定は、協同組織金融機関の
更生手続における監督委員について準用す
る。この場合において、同法第七十七條第二
項中「(商法第二百十一條ノ二第一項に規定
する子会社及び同条第三項の規定により子会
社とみなされるものをいう。)」又は連結子会

社（更生会社が商法特例法第一条の二第二項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第二章第二節の節名を削り、第二十九条の前に次の目名を付する。

第五目 更生手続開始前の調査命令等

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

（更生手続開始前の調査命令）

第二十九条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間に於いても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第七十二条第二項に規定する調査命令を発することが出来る。

一 第十五条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前協同組織金融機関の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの可否

二 第二十条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 その他更生事件に関し調査委員による調

査又は意見陳述を必要とする事項（更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分）

第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間に於いても、緊急の必要があると認めるときは、開始前協同組織金融機関（保全管理人）の申立てにより又は職権で、第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項第一号に掲げる保全処分をすることが出来る。

2 会社更生法第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第十條第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と読み替えるものとする。

第十五条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一款 更生手続開始の申立て

第十五条から第十八条までを次のように改める。

（更生手続開始の申立て）

第十五条 協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることが出来る。

一 破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2 協同組織金融機関に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、当該協同組

織金融機関の登記された出資の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者も、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることが出来る。

3 協同組織金融機関に第一項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次の各号に掲げる協同組織金融機関の種類に応じ、当該各号に定める者も、当該協同組織金融機関について更生手続開始の申立てをすることが出来る。

一 信用協同組合 総組合員の十分の一以上に当たる数の組合員

二 信用金庫 総会員の十分の一以上に当たる数の会員

三 労働金庫 総会員（個人会員（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十三条第一項に規定する個人会員をいう。以下この章において同じ。）を除く。）の十分の一以上に当たる数の会員（個人会員を除く。）

（破産の申立義務と更生手続開始の申立て）

第十六条 会社更生法第十八条の規定は、他の法律によつて協同組織金融機関の清算人が当該協同組織金融機関に対して破産の申立てをしななければならない場合について準用する。（解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て）

第十七条 清算中又は破産宣告後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十三条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条又は労働金庫法第五十三条に定める決議によらなければならない。

（更生手続開始の申立ての手続等）

第十八条 会社更生法第二十条から第二十三条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十条第一項中「第

十七條第一項」とあるのは「更生特例法第十五條第一項」と、同条第二項中「第十七條第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項」と、「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七條」とあるのは「更生特例法第十五條」と、同条第二項中「第十七條第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項又は第三項」と、「代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次條第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する次條第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二十條において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第二十一條において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二十五條第二項」と読み替えるものとする。

第二章第三節の節名を削り、第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

（管財人の注意義務）

第五十二条 会社更生法第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の職務について準用する。

（管財人の報酬等）

第五十三条 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 管財人は、その選任後、更生協同組織金融

機関、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関若しくは株式会社に対する債権又は更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならぬ。

3 管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前各項の規定は、管財人代理及び第四十四条において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問について準用する。

第三十一条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款 更生手続開始の決定

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条（第一項第五号を除く。）及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五条」と、同項第二号中「整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は整理手続」と、同法第四十三条第一項中「公告しなればならない。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。」とあるのは「公告しなればならない。」と、同条第二項中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第二十九条」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第二章第二節第二款」と読み替えるものとする。

第三十一条の次に次の款名を付する。

第二款 更生手続開始の決定に伴う効果

第三十二条から第四十三条までを次のように改める。

（更生協同組織金融機関の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第三十二条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の協同組織金融機関（以下この章において「組織変更後の協同組織金融機関」という。）について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について「組織変更後の第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一 出資の受入れ

二 剰余金の配当

三 合併

四 出資一口の金額の減少

五 解散又は異種の協同組織金融機関若しくは株式会社への組織変更

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社の定款の変更をすることができない。

（事業の譲渡）

第三十三条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによら

なければ、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡することができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 知れている更生債権者。ただし、第六十七條第一項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二 知れている更生担保権者。ただし、第六十七條第二項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三 労働組合等（更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生協同組織金融機関の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生協同組織金融機関の使用人の過半数を代表する者をいう。）

4 管財人は、第二項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等（労働金庫の個人会員を除く。以下この条において同じ。）に通知しなればならない。

一 当該譲渡の相手方、時期及び対価並びに当該譲渡の対象となる事業の内容

二 当該譲渡に反対の意思を有する組合員等は、当該公告又は当該通知があった日から二週間以内はその旨を書面をもって管財人に通知すべき旨

5 前項の規定による組合員等に対する通知は、中小企業等協同組合法第五十条第一項、信用金庫法第四十六条第一項若しくは労働金庫法第五十条第一項本文に規定する場所又は組合員等が管財人に通知した住所にあてて、することができぬ。

6 第四項の規定による組合員等に対する通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二項の許可をすることができる。

一 第四項の規定による公告又は通知があった日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあったとき。

二 第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

イ 信用協同組合 事業の全部を譲渡しようとする場合にあつては総組合員の三分の一を超える数の組合員、その他の場合にあつては総組合員の二分の一以上に当たる数の組合員

ロ 信用金庫 事業の全部を譲渡しようとする場合にあつては総会員の三分の一を超える数の会員、その他の場合にあつては総会員の二分の一以上に当たる数の会員

ハ 労働金庫 事業の全部を譲渡しようとする場合にあつては総会員（個人会員を除く。以下この号において同じ。）の三分の一を超える数の会員（個人会員を除く。以下この号において同じ。）、その他の場合にあつては総会員の二分の一以上に当たる数の会員

8 第四項から前項までの規定は、第二項の許

可の時に於いて更生協同組織金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(更生債権等の弁済の禁止)

第三十四条 会社更生法第四十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等について準用する。この場合において、同条第六項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(相殺)

第三十五条 会社更生法第四十八条第一項及び第四十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「第三百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項」と、同法第四十九条第二号及び第四号中「整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と読み替えるものとする。

2 破産法第六十三条の規定は、前項において準用する会社更生法第四十八条第一項の規定による相殺について準用する。この場合において、破産法第六十三条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続（同条第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と読み替えるものとする。

(他の手続の中止等)

第三十六条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と、「強制執行等若しくは企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、「整理手続及び特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同号中「強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と、「強制執行等若しくは企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、「整理手続及び特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同号中「強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(更生協同組織金融機関の財産関係の訴えの取扱い)

第三十七条 会社更生法第五十二条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の訴訟手続について準用する。

(行政庁に係属する事件の取扱い)

第三十八条 会社更生法第五十三条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

(更生協同組織金融機関のした法律行為の効力等)

第三十九条 会社更生法第五十四条から第五十九条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された後の行為の効力について準用する。この場合において、同法第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四

条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第五十六条第二項中「若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記」とあるのは「又は変更に関する登録又は仮登録」と、同法第五十九条中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(共有関係)

第四十条 会社更生法第六十条の規定は、更生協同組織金融機関が他人と共同して財産権を有する場合について準用する。

(双務契約)

第四十一条 会社更生法第六十一条第一項から第四項まで及び第六十二条の規定は、更生協同組織金融機関が当事者である双務契約について準用する。

2 破産法第六十条の規定は、前項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、破産法第六十条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同条第七項二規定スル更生協同組織金融機関財産（同条第十四項二規定スル更生協同組織金融機関財産ヲ謂フ）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3 破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六

条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同条第二項中「破産債権者二」とあるのは「更生債権者等二」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者」と、同条第三項中「請求権ハ破産者之ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

(取戻権)

第四十二条 会社更生法第六十四条第一項の規定は、更生協同組織金融機関に属しない財産を更生協同組織金融機関から取り戻す権利について準用する。

2 破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産宣告」とあり、並びに同法第八十九条第一項中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始ノ決定」と、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産者」とあるのは「協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第十三項二規定スル協同組織金融機関財産（同条第十四項二規定スル協同組織金融機関財産ヲ謂フ）（保全管理人ガ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人）」と、

同法第八十九条第一項及び第九十一条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項ニ於テ準用スル会社更生法（平成十四年法律第 号）第六十一条第一項及第二項」と読み替えるものとする。（理事等の報酬）

第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項、信用金庫法第三十九条又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十九条及び第二百七十九条」と読み替えるものとする。

第三款 管財人

第一目 管財人の選任及び監督

第四十四条 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第六十七条第三項中「第百条第一項」とあるのは、「更生特例法第六十三条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

第二目 管財人の権限等

第四十五条から第五十一条までを次のように改める。

（管財人の権限）

第四十五条 会社更生法第七十二条の規定は、

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成十四年十一月十五日

協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「第六十一条第一項」とあるのは「更生特例法第四十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、同項第八号中「第六十四条第一項」とあるのは「更生特例法第四十二条第一項において準用する第六十四条第一項」と、同条第七項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理）

第四十六条 会社更生法第七十三条の規定は、更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理について準用する。

（当事者適格等）

第四十七条 会社更生法第七十四条の規定は、更生協同組織金融機関の財産関係の訴えについて準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（郵便物等の管理）

第四十八条 会社更生法第七十五条及び第七十六条の規定は、更生協同組織金融機関に於てた郵便物等（郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物をいう。以下同じ。）の管理について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第七十六条第二項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関及び子会社に対する調査等）

第四十九条 会社更生法第七十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

（管財人の自己取引）

第五十条 会社更生法第七十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の更生協同組織金融機関との取引について準用する。

（管財人の競業禁止義務）

第五十一条 会社更生法第七十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生協同組織金融機関の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。

第二章第四節の節名を削り、第五十四条を次のように改める。

（任務終了の場合の報告義務等）

第五十四条 管財人の任務が終了した場合に、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生協同組織金融機関が財産を管理することができに至るまで必要な処分をしなければならない。

3 第百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第十一条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第十二条において準用する同法第十三条に規定する場合を除き、管財人は、共益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある共益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第五十四条の次に次の目名を付する。

第三目 更生協同組織金融機関の財産状況の調査

第五十五条 会社更生法第八十三条及び第八十四条の規定は、更生協同組織金融機関の財産状況の調査について準用する。この場合において、同法第八十三条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十四条第一項第三号中「第九十九条第一項」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する第九十九条第一項」と、「第百条第一項」とあるのは「更生特例法第六十三条において準用する第百条第一項」と読み替えるものとする。

（財産の価額の評定等）

第五十六条 会社更生法第八十五条の規定は、更生協同組織金融機関の財産状況を報告するための関係人集会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する前条第一項各号」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と読み替えるものとする。

（財産状況報告集会）

第五十六条の次に次の款名を付する。

第四款 否認権

第五十七條から第六十一条までを次のように改める。

(否認の原因)

第五十七條 次に掲げる行為であつて、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができ。

一 更生協同組織金融機関が更生債権者等を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

二 更生協同組織金融機関が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条から第五十九条までにおいて「支払の停止等」という。）があつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。

三 更生協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、更生協同組織金融機関の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生協同組織金融機関の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生協同組織金融機関が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき（その行為が支払の停止等があつた後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があつたことをも知らなかつたときに限る。）は、この限りでない。

四 更生協同組織金融機関が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2 前項の規定は、更生協同組織金融機関が租税等の請求権又は第八十四条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に對してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

(手形債務支払の場合の例外)

第五十八條 前条第一項の規定は、更生協同組織金融機関から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生協同組織金融機関が支払った金額を償還させることができる。

(権利変動の對抗要件の否認)

第五十九條 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後善意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

(否認権行使の効果等)

第六十條 会社更生法第八十九条から第九十七条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十一条第一項及び第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四十四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をい

う。）」と、同条第二項中「第八十六条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項第四号」と、同法第九十五条第四項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

(詐害行為取消訴訟等)

第六十一条 会社更生法第九十八条の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が協同組織金融機関についての更生手続開始当時係属する場合について準用する。

第六十一条の次に次の款名を付する。

第五款 更生協同組織金融機関の役員

員の責任の追及

第六十二条及び第六十三条を次のように改める。

(役員の財産に対する保全処分)

第六十二条 会社更生法第九十九条（第一項第二号を除く。）の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における保全処分について準用する。この場合において、同法第五項中「第十條第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

(役員の責任等の査定の申立て等)

第六十三条 会社更生法第一百条から第一百三十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における理事、監事、発起人又は清算人の責任に基づく損害賠償請求権の査定について準用する。この場合において、同法第一百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第六十二条において準用する前条第一項第一号」と、同法第一百条第三項中「第十條第

三項本文」とあるのは「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

第六十三条の次に次の款名及び目名を付する。

第六款 担保権消滅の請求等

第一目 担保権消滅の請求

第六十四条を次のように改める。

(担保権消滅許可の決定、価額決定の請求等)

第六十四条 会社更生法第四十四条から第六十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における担保権の消滅について準用する。

この場合において、同法第四十四条第四項及び第六項、第六十六条第六項並びに第六十一条第五項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と、同法第九十九条及び第一百一条第六項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第三項中「第一百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第一百三十八條第一項」と読み替へるものとする。

第六十四条の次に次の目名を付する。

第二目 債権質の第三債務者の供託

託

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 会社更生法第一百三十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者について準用する。

第六十五条の次に次の款名を付する。

第七款 関係人集会

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 会社更生法第四十四条から第六十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準用する。

この場合において、同法第四十四条第一項第二号中「第一百三十七條第二項」とあるのは「更

生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百七十七条第六項」とあるのは「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百七十七条第七項に規定する株主等委員会」とあるのは「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と読み替えるものとする。

第六十六条の次に次の款名を付する。

第八款 更生債権者委員会及び代理委員等

第六十七条から第七十一条までを次のように改める。

(更生債権者委員会等)

第六十七条 会社更生法第百七十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において更生債権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生債権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第百七十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

承認された委員会（以下この章において「更生担保権者委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第百七十七条第一項の規定は協同組織金融機関の更生手続において組合員等をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会（以下この章において「組合員等委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第四項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

(更生債権者委員会の意見聴取等)
第六十八条 会社更生法第百八条から第百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第十三条において準用する第十五条第一項」と、同法第百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

五号第一項」と、同法第百二十条中「第八十条第四第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(更生担保権者委員会及び組合員等委員会への準用)

第六十九条 会社更生法第百八条から第百二十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生担保権者委員会又は組合員等委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第百八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第十三条において準用する第十五条第一項」と、同法第百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(代理委員)

第七十条 会社更生法第百二十二条及び第百二十三條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における代理委員の選任について準用する。この場合において、同条第五項中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

(報償金等)

第七十一条 会社更生法第百二十四条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における費用の償還及び報償金の支払について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と読み替えるものとする。

機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）と読み替えるものとする。

第七十一条の次に次の款名を付する。

第九款 調査命令

第七十二条及び第七十三条を次のように改める。

(調査命令)

第七十二条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができ。

一 第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生協同組織金融機関の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三 更生計画案又は更生計画の当否

四 その他他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2 裁判所は、前項の処分（以下この章において「調査命令」という。）をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3 会社更生法第百二十五条第三項から第六項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査命令について準用する。この場合において、同項中「第十條第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用

する第十條第三項本文」と読み替えるものと
する。

(管財人に関する規定の調査委員への準用)

第七十三條 第五十三條第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七條第二項、第六十八條、第六十九條第一項本文、第七十七條及び第八十條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七條第二項中「(商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）」又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「(協同組合による金融事業に関する法律第四條第一項、信用金庫法第三十二條第六項又は労働金庫法第三十四條第五項に規定する子会社をいう。)」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第七十三條の次に次の節名及び款名を付する。

第四節 共益債権及び開始後債権

第一款 共益債権

第七十四條から第七十八條までを次のように改める。

(共益債権となる請求権)

第七十四條 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

- 一 更生債権者等及び組合員等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
- 二 更生手続開始後の更生協同組織金融機関の事業の経営並びに財産の管理及び処分に關する費用の請求権
- 三 更生計画の遂行に關する費用の請求権(更生手続終了後に生じたものを除く。)
- 四 第五十三條第一項(第二十四條第一項、第二十八條、第五十三條第五項及び前条に

おいて準用する場合を含む。))の規定、第六十七條において準用する同法第六十七條第四項の規定、第七十條において準用する同法第二百二十三條第五項の規定、第七十一條において準用する同法第二百二十四條第一項の規定並びに第八十八條において準用する同法第六十二條の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 更生協同組織金融機関の業務及び財産に關し管財人又は更生協同組織金融機関(第四十五條において準用する会社更生法第七十二條第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機能がその権限を回復した場合に限る。))が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生協同組織金融機関に対して生じた請求権

七 更生協同組織金融機関のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの(前各号に掲げるものを除く。)

(開始前の借入金等)

第七十五條 保全管理人が開始前協同組織金融機関の業務及び財産に關し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権とする。

2 開始前協同組織金融機関(保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。))が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れその他開始前協同組織金融機関の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によつて生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4 開始前協同組織金融機関が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によつて生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

(源泉徴収所得税等)

第七十六條 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税(都たばこ税を含む。))及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。))並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

(使用人の給料等)

第七十七條 協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合において、更生手続開始前六月間の当該協同組織金融機関の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該協同組織金融機関の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2 前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該協同組織金融機関の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれが多い額を共益債権とする。

3 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4 前二項の規定は、第七十四條の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5 第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該協同組織

金融機関の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれが多い額を共益債権とする。

(共益債権の取扱ひ)

第七十八條 会社更生法第三十二條及び第三十三條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における共益債権の取扱ひについて準用する。この場合において、同法第三十二條第三項中「第七十二條第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五條において準用する第七十二條第四項前段」と、同法第三十三條第一項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産(更生特例法第四十四條第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と読み替えるものとする。

第七十八條の次に次の款名を付する。

第二款 開始後債権

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権又は更生債権等であるものを除く。))は、開始後債権とする。

2 会社更生法第三十四條第二項及び第三項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における開始後債権について準用する。この場合において、同項中「担保権の実行としての競売及び企業担保権の実行」とあるのは、「及び担保権の実行としての競売」と読み替えるものとする。

第二章第五節の節名を削り、第八十四條及び第八十五條を次のように改める。

(租税等の請求権等の届出)

第八十四條 次に掲げる請求権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならぬ。

一 租税等の請求権

二 更生手続開始前の罰金等の請求権(更生手続開始前の罰金、料料、刑事訴訟費用、

追徴金又は過料の請求権であつて、公益債権に該当しないものをいう。

(時効の中断)

第八十五条 会社更生法第四十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続への参加の効力について準用する。

第八十五条の次に次の款名及び目名を付する。

第三款 更生債権及び更生担保権の調査及び確定

第一目 更生債権及び更生担保権の調査

第八十六条及び第八十七条を次のように改める。

(更生債権者表及び更生担保権者表の作成)

第八十六条 裁判所書記官は、届出があつた更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

2 前項の更生債権者表には、各更生債権について、第八十一条において準用する会社更生法第三十八條第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第八十一条において準用する会社更生法第三十八條第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(更生債権等の調査)

第八十七条 会社更生法第四十五条から第五十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の調査について準用する。この場合において、同法第四十五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項及び第三項」と、同法第四十六条第一項及び第四十七條第三項中「第三百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項」と、同法第四十六條第二項

及び第四百四十八條第一項中「第三百三十九條第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九條第一項若しくは第三項」と、同法第四百四十六條第三項中「第四十二條」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十二條」と、同法第四百四十七條第三項中「第四十三條第一項第四号」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三條第一項第四号」と、同法第四百四十九條第一項中「第四百四十四條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「更生特例法第八十二条において準用する第四百四十四條第二項」と、「第三百三十九條第五項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九條第五項」と読み替えるものとする。

第五節 更生債権者及び更生担保権者

第一款 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第八十条を次のように改める。

第八十条 会社更生法第三十五條第一項、第三百三十六條及び第三百三十七條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等の更生手続への参加について準用する。この場合において、同法第三百三十六條第二項第五号中「第四百四十二條第二号」とあるのは、「更生特例法第八十四条第二号」と読み替えるものとする。

2 破産法第二十四条から第二十七條までの規定は、協同組織金融機関について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五條及び第二十六條第二項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四條及び第二十五條中「破産宣告」とあるのは「更生手続(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ)ノ開始」と、同法第二十

四條及び第二十五條中「債権者」とあり、並びに同法第二十四條、第二十五條及び第二十六條第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ)」と、同法第二十四條及び第二十五條中「債権」とあるのは「更生債権等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項二規定スル更生債権等ヲ謂フ)」と、同法第二十四條中「各破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ)ニ於テ」と、同法第二十六條第一項及び第三項中「破産者」とあるのは「更生協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第七項二規定スル更生協同組織金融機関ヲ謂フ)」と、「求償権」とあるのは「更生債権等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項二規定スル更生債権等ヲ謂フ)タル求償権」と読み替えるものとする。

第二款 更生債権及び更生担保権の届出

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

(更生債権等の届出)

第八十一条 会社更生法第三十八條及び第三百三十九條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の届出について準用する。この場合において、同法第三十八條第一項中「第四十二條」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十二條」と読み替えるものとする。

(退職手当の請求権の届出の特例)

第八十二条 会社更生法第四十条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、

同項中「第三百三十八條第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項」と読み替えるものとする。(届出名義の変更)

第八十三条 会社更生法第四十一条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における届出をした更生債権者等取得した者について準用する。この場合において、同条中「第三百三十八條第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項」と読み替えるものとする。

第二章第六節の節名を削り、第八十八条の前に次の目名を付する。

第二目 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続

第八十八条を次のように改める。

(更生債権等査定決定等)

第八十八条 会社更生法第五十一条から第六十三條までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「第四百四十九條第三項前段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百四十九條第三項前段」と、同法第五十二条第三項中「第四百四十九條第四項」とあるのは「更生特例法第八十七條第四項」と、同法第五十一條第五項及び第五十四條第四項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第十條において準用する第十條第三項本文」と、同法第五十二條第二項第六條第七條において準用する第五條第二項第六號」と、「第七條第三號」とあるのは「更生特例法第八條において準用する第七條第三號」と、「第五條第一項」とあるのは「更生特例法第七條において準用する第五條第一項」と、同法第五十四條第五項第一号中「第三百三十八條第二項第二号」とあるのは「更生

特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五百五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五百五十八条第四項中「第三百四十七條第一項又は第三百四十八條第四項」とあるのは「更生特例法第八十七條において準用する第三百四十七條第一項又は第三百四十八條第四項」と、同法第六百六十二条中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四條第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第六百六十三条第五項中「第五十二條第四項」とあるのは「更生特例法第三十七條において準用する第五十二條第四項」と読み替えるものとする。

第八十八條の次に次の目名を付する。

第三目 租税等の請求権等についての特例

第八十九條を次のように改める。

第八十九條 会社更生法第六百六十四條第一項から第三項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における租税等の請求権及び第八十四條第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権について準用する。この場合において、同法第六百六十四條第一項中「前二款（第四百四十四條を除く。）」とあるのは「更生特例法第二章第五節第三款第一目及び第二目（更生特例法第八十六條を除く。）」と、同条第二項中「第四百四十二條」とあるのは「更生特例法第八十四條」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第五百十條第二項の規定は第八十四條の規定による届出があった請求権について、同法第五百七條、第六十條及び第六十一條第一項の規定は前項において準用する同法第六十四條第二項の規定による異議又は受継があった場合について、それぞれ

準用する。この場合において、同法第五百五十七條中「第三百三十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第六百六十二條中「第三百五十二條第一項」とあるのは「更生特例法第八十八條において準用する第三百五十二條第一項」と読み替えるものとする。

第八十九條の次に次の節名を付する。

第六節 組合員等

第九十條及び第九十一條を次のように改める。

（組合員等の手続参加）

第九十條 組合員等は、その有する持分をもつて更生手続に参加することができる。

2 組合員等として更生手続に参加することができる者は、組合員名簿又は会員名簿の記載によつて定める。

3 裁判所は、組合員名簿又は会員名簿に記載のない組合員等の申立てにより、当該組合員等が更生手続に参加することを許可することができる。この場合において、裁判所は、併せて組合員名簿又は会員名簿に記載されている組合員等を更生手続に参加できないものとすることができる。

4 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、前項前段の規定による許可の決定又は同項後段の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。

5 第三項前段の申立てについての裁判並びに同項後段及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條において準用する会社更生法第十條第三項本文の規定は、適用しない。

（組合員等の議決権）

第九十一條 組合員等（労働金庫の個人会員を除く。）は、各々一個の議決権を有する。

2 労働金庫の個人会員は、各々一個の議決権の四分の一に相当する議決権を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関が更生手続開始の時にその財産をもつて債務を完済することができない状態にあるときは、組合員等は、議決権を有しない。

第二章第七節の節名を削り、第五百五條から第七七條までを次のように改める。

（解散）

第五百五條 会社更生法第八十二條の規定は、更生協同組織金融機関の解散に関する条項について準用する。

（新協同組織金融機関の設立）

第六百六條 協同組織金融機関の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により協同組織金融機関を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二 新協同組織金融機関の出資一口の金額

三 新協同組織金融機関の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四 第二百二十六條において準用する会社更生法第二百五條第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は組合員等（新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。以下この条において同じ。）の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

五 更生計画により、更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与え

るときは、その旨

六 更生協同組織金融機関から新協同組織金融機関に移転すべき財産及びその額

七 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2 前項第七号の任期は、一年を超えないことができる。

（新株式会社の設立）

第六百七條 会社更生法第八十三條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項中「株式移転、新設分割又は合併」とあるのは「合併」と、同項第五号中「第二百五五條第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六條において準用する第二百五五條第一項」と、同号及び同項第七号中「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二條第十項に規定する組合員等をいう。）」と、同項第六号中「第二百二十五條第三項」とあるのは「更生特例法第四百四十二條第三項において準用する第二百二十五條第三項」と、同項第八号中「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四條第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と読み替えるものとする。

第六百七條の次に次の款名を付する。

第二款 更生計画案の提出

第六百八條から第六百九十二條までを次のように改める。

（更生計画案の提出時期）

第六百八條 会社更生法第八十四條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画案の作成及び提出について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十八條第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一條において準用する第三百三十八條第一項」と読み替えるものとする。

（事業の全部の廃止を内容とする更生計画案）

項第一号又は第三号」と読み替えるものとす
る。

(関係人集会の期日の続行)

第百十九条 会社更生法第九十八条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会の期日の続行について準用する。この場合において、同条第一項中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは「更生特例法第九十三条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と、「第百八十九条第二項第一号又は第三号」と、「第百八十九条第二項第一号」とあるのは「更生特例法第九十六條第一項」とあるのは「更生特例法第九十七條において準用する第百九十六條第一項」と、同項第三号中「株式」とあるのは「組合員等（更生特例法第二十条第十項に規定する組合員等をいう。）の持分」と読み替えるものとする。

第百十九条の次に次の款名を付する。

第四款 更生計画の認可又は不認可の決定

第百二十条から第百二十二条までを次のように改める。

(更生計画認可の要件等)

第百二十条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2 会社更生法第九十九條第二項から第七項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「他の株式会社と共に第四十五條第一項第四号に掲げる行為を行うこと」とあるのは「合併」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百二十條第一項」と、「当該他の株式会社」とあるのは「合併の相手方である協同組織金融機関又は銀行」と、「当該行為」とあるのは「当該合併」と、同項第六号中「第百八十七條」とあるのは「更生特例法第百一十一條において準用する第百八十七條」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の

規定又は更生特例法第二百一十一條において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第百十五條第一項」とあるのは「更生特例法第六十六條において準用する第百十五條第一項」と、同項及び同条第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三條第三項第三号」と読み替えるものとする。
(同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可)

第百二十一条 会社更生法第二百一十一條の規定は第百十七條において準用する同法第九十六條第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかったものがあるため更生計画案が可決されなかった場合について、同法第二百一十二條及び第三項の規定は更生計画案につき第百十七條において準用する同法第九十六條第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなるものがある場合について、それぞれ準用する。

(更生計画の効力発生の時期)

第百二十二条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

第百二十二条の二を削る。

第九十二條の前に次の節名及び款名を付する。

第七節 更生計画の作成及び認可

第一款 更生計画の条項

第九十二條から第百四條までを次のように改める。

(更生計画において定める事項)

第九十二條 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。
一 全部又は一部の更生債権者等又は組合員等の権利の変更
二 更生協同組織金融機関の理事及び監事
三 共益債権の弁済
四 債務の弁済資金の調達方法

五 更生計画において予想された額を超える収益金の使途
六 次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途
イ 第三十六條において準用する会社更生法第五十一條第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額
ロ 第六十四條において準用する会社更生法第九十八條第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額（第六十四條において準用する同法第九十二條第二項の場合にあつては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第六十四條において準用する同法第九十一條第一項の決定において定める金額の合計額）

七 知れてゐる開始後債権があるときは、その内容
2 第四十五條において準用する会社更生法第七十二條第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第三十二條第一項各号に掲げる行為、中小企業等協同組合法第五十七條の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八條第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二條第一項若しくは第二項に規定する行為（合併を除く）、定款の変更、協同組織金融機関又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生計画による権利の変更)
第九十三條 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第八十條第一項において準用する会社更生法第九十六條第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一 更生担保権
二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
三 前号に掲げるものの以外の更生債権
四 組合員等の持分
2 前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合に、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3 会社更生法第六十八條第三項から第七項まで及び第百六十九條から第百七十二條までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同法第六十八條第三項中「第一項各号」とあるのは「更生特例法第九十三條第一項各号」と、同条第四項及び第七項中「第百四十二條第二号」とあるのは「更生特例法第八十四條第二号」と、同法第百七十二條中「第百五十一條第一項本文」とあるのは「更生特例法第八十八條において準用する第百五十一條第一項本文」と読み替えるものとする。
(更生協同組織金融機関の理事等)

第九十四條 更生協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 理事及び監事の氏名及び任期
二 代表理事の氏名及び任期
三 前号の場合において、数人の代表理事に共同して更生協同組織金融機関を代表させるときは、その旨
2 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えないことができる。
(事業の譲渡等)
第九十五條 次に掲げる行為に関する条項にお

いては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば総会の議決が必要となる事項を定めなければならない。

一 中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為（合併を除く。）

二 定款の変更

三 出資一口の金額の減少

（出資の受入れ）

第九十六条 出資の受入れに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 受け入れる出資の口数

二 出資の払込期日

三 現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価格並びにこれに対して与える出資の口数

四 第二百六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等（組合員等となる資格を有する者に限る。次号において同じ。）又は組合員等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

五 更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権（協同組織金融機関その他の法人に対して行使することにより当該法人の出資又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。）を与えるときは、その旨

（吸収合併）
第九十七条 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

四 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が更生債権者等（当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五 合併後存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項

六 合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めるときは、その規定

七 合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併の議決又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

第九十八条 更生協同組織金融機関（信用金庫に限る。）が普通銀行と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である普通銀行の商号

二 合併契約の相手方である普通銀行の株主

等（株主又は端株主をいう。以下同じ。）に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

三 更生協同組織金融機関の準備金に関する事項

四 合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

五 合併契約の相手方である普通銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

六 合併すべき時期

七 合併契約の相手方である普通銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

第九十九条 更生協同組織金融機関が銀行と合併して当該銀行が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である銀行の商号

二 合併契約の相手方である銀行が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 合併契約の相手方である銀行が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項

四 合併契約の相手方である銀行が合併に際してする新株の発行に代えて当該銀行が有する自己の株式を更生協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数

五 合併契約の相手方である銀行が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該銀行が有する自己の株式を割り当てることを含む。）は、その割当てに関する事項

六 合併契約の相手方である銀行の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八 合併契約の相手方である銀行が更生協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

九 合併契約の相手方である銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時（当該銀行が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨）

十 合併すべき時期

十一 合併契約の相手方である銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

十二 合併契約の相手方である銀行につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときは、その規定

十三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第一百条 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併して協同組織金融機関を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二 合併により設立する協同組織金融機関の定款の規定

三 合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対する出資の割当てに関する事項

四 合併により設立する協同組織金融機関が

更生債権者等（当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項 五 合併により設立する協同組織金融機関の準備金に関する事項 六 合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定 七 合併により設立する協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法 八 第九十七条第七号から第九号までに掲げる事項 第一百一条 更生協同組織金融機関（信用金庫に限る。）が普通銀行と合併して信用金庫を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。	八 第九十八条第五号から第七号までに掲げる事項 第一百二条 更生協同組織金融機関が銀行と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 合併契約の相手方である銀行の商号 二 合併により設立する株式会社の定款の規定 三 合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等及び合併契約の相手方である銀行の株主等に対する株式の割当てに関する事項 四 合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項 五 合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項 六 更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定 七 更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定 八 第九十九条第九号から第十一号までに掲げる事項 九 合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名 十 合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称 （組織変更） 第一百三十三条 更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になる場合における組織変更に関する条項においては、	次に掲げる事項を定めなければならない。 一 組織変更後の協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法 二 組織変更後の協同組織金融機関の出資一口の金額 三 組織変更後の協同組織金融機関の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。） 四 組織変更後の協同組織金融機関が更生協同組織金融機関の組合員等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項 五 組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等（組織変更後の協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項 六 組織変更後の協同組織金融機関の準備金に関する事項 七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定 八 組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する事項 九 組織を変更すべき時期 2 第九十四条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項について、第九十六条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する条項について、それぞれ準用する。 第一百四十四条 更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法 二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数	三 組織変更後の株式会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。） 四 組織変更後の株式会社が更生協同組織金融機関の組合員等に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項 五 組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更の際に発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項 六 組織変更後の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項 七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定 八 組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項 九 前条第一項第九号に掲げる事項 2 会社更生法第七十三条の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、同法第七十五条から第七十七条までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第二号、第七十六条第二号並びに第七十七条第一項第三号及び第二項第三号中「第二百二十五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百二十五条第一項」と、同法第七十七条第五号及び第七号中「第二百七十六条第二号及び第三号並びに第二百七十七条第一項第四号中「株主等」とあるのは「組合員等（更生特例法第二十条第十項に規定する組合員等という。）」と読み替えるものとする。 第二章第八節の節名を削り、第二百二十三条を次のように改める。 （更生計画認可の決定等に対する即時抗告） 第二百二十三条 会社更生法第二百二条の規定
---	--	---	---

は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第九十三條第一項第四号」と、同条第五項中「第十六條」とあるのは「更生特例法第十四條」と読み替えるものとする。第二百二十三條の次に次の節名及び款名を付する。

第八節 更生計画認可後の手続

第一款 更生計画認可の決定の効力
第二百二十四條から第二百二十六條までを次のように改める。

(更生計画の効力範囲)

第二百二十四條 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

- 一 更生協同組織金融機関
- 二 すべての更生債権者等及び組合員等
- 三 更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者
- 四 組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関（更生計画の定めるところにより第六十六條第一項に規定する条項によつて設立される協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。）
- 五 組織変更後の株式会社又は新株式会社（更生計画の定めるところにより第七十七條において準用する会社更生法第八十三條第一項に規定する条項によつて設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。）

2 更生計画は、更生債権者等が更生協同組織金融機関の保証人その他更生協同組織金融機関と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生協同組織金融機関以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。
(更生債権等の免責等)

第二百二十五條 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 更生計画の定め又はこの章の規定によつて認められた権利

二 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の理事等（理事、代表理事又は監事をいう。）又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三 第八十四條第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権

四 租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七號）第十四條第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

2 会社更生法第二百四條第二項の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における前項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)
第二百二十六條 会社更生法第二百五條から第二百八條までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五

條第四項中「第二百八條及び第二百九條第三項の規定」とあるのは「第二百八條の規定」と、「株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法第二百六條第二項中「第二百三條第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十四條第一項第四号に掲げる協同組織金融機関、同項第五号」と、同法第二百七條中「第六十九條第一項」とあるのは「更生特例法第九十三條第三項において準用する第六十九條第一項」と、同法第二百八條第一項中「第五十條第一項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第一項」と、「第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続」とあるのは「及び更生特例法第十九條において準用する第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十條第五項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第五項」と読み替えるものとする。

第二百二十六條の次に次の款名を付する。

第二款 更生計画の遂行

第二百二十七條から第四十條までを次のように改める。

(更生計画の遂行)

第二百二十七條 会社更生法第二百九條（第三項を除く。）の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第四條第七項に規定する更生協同組織金融機関（更生特例法第三十二條第一項に規定する組織変更後の協同組織金融機関及び組織変更後の株式会社を含む。）」と、同条第二項中「第二百三條第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四條第一項第四号に規定する新協同組織金融機関及び同項第五号に規定する新株式会社」と、同条第四項中「第七十二

條第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五條において準用する第七十二條第四項前段」と、同項第二号中「第一百五十一條第一項本文」とあるのは「更生特例法第八十八條において準用する第一百五十一條第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第七十七條第一項の規定は、組織変更後の協同組織金融機関に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

3 会社更生法第七十七條第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

(総会の決議等に関する法令の規定等の排除)
第二百二十八條 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の総会若しくは理事会又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社の創立総会の決議を要しない。

(更生協同組織金融機関の理事等に関する特例)
第二百二十九條 第九十四條第一項第一号の規定により更生計画において理事又は監事の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に理事又は監事となる。同項第二号の規定により更生計画において代表理事の氏名を定めたときにおけるその者が代表理事となる時期についても、同様とする。

2 第九十四條第二項の規定により更生計画において理事又は監事の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表理事の選任の方法を定めたときにおけるその選任についても、同様とする。

3 前項の場合においては、中小企業等協同組織法第三十五條第三項本文及び同法第四十二

条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない。

4 更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き理事又は監事となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生協同組織金融機関の従前の代表理事について準用する。

6 第一項又は第二項の規定により理事又は監事に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表理事に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(事業の譲渡等に関する特例)

第百三十条 更生計画において更生協同組織金融機関が第九十五条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十七条の三第四項及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十八条第五項又は労働金庫法第六十二条第五項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第六十一条、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第百三十一条 会社更生法第二百三十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において更生協同組織金融機関の定款を変更することを定めた場合について準用する。

(出資一口の金額の減少に関する特例)

第百三十二条 更生計画において更生協同組織金融機関の出資一口の金額の減少をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六十二条第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

(出資の受入れに関する特例)

第百三十三条 第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える旨を定めたときは、更生協同組織金融機関は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。

一 各更生債権者等又は各組合員等が引受権を有する出資の一口の金額、口数及び払込金額

二 一定の期日までに払込みをしないときは、出資についての引受権を失う旨

三 更生協同組織金融機関の承諾を得て組合員等又はその資格を有する者に引受権を譲り渡すことができる旨

2 前項の通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 出資についての引受権を有する者は、更生協同組織金融機関が第一項の通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに出資の払込みをしないときは、当該引受権を失う。

(合併に関する特例)

第百三十四条 第百条から第百二条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、更生協同組織金融機関についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2 第九十七条第四号、第百条第四号又は第百一条第四号の規定により更生計画において合併後存続する協同組織金融機関又は合併によ

り設立される協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に組合員等となる。

3 会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第九十九条第五号又は第百二条第四号の規定により更生計画において合併後存続する銀行又は合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する新株(第九十九条第五号に規定する自己の株式を含む)を割り当てた場合について準用する。

4 第九十九条第八号又は第百二条第七号の規定により更生計画において組合員等又は株主等に対して新株予約権又は株債を割り当てたときは、組合員等又は株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は株債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

5 第九十七条から第百二条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項(合併転換法第五条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第一項(合併転換法第五条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)又は合併転換法第二十一条第一項の規定並びに合併転換法第十四条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

6 前項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに

第五十七条第一項及び第二項、信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条第一項及び第二項、労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項又は合併転換法第十一条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

7 第九十九条の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併すること定めた場合においては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百三十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

8 第五項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百三十五条第二項の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の組合員等、理事、監事、清算人、破産管財人及び債権者は、中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百三十五条第一項の訴えを提起することができない。

(組織変更に関する特例)

第百三十五条 第百三条第一項又は第百四条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生協同組織金融機関についての解散の登記及び組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2 第百三条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じ

た時に組合員等となる。

3 第四百条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する株式等に対して組織変更の際に発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

4 第一項に規定する場合においては、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一号、合併転換法第二十四条第一項第五号において準用する合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

5 第二百二十九条の規定は、第三百三条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百三条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百三条第二項において準用する第九十四条第二項」と、同条第三項中「第三十五條第三項本文及び同法第四十二條」とあるのは「第四十二條」と、「第三十二條第三項及び同法第三十九條」とあるのは「第三十九條」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四條第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と読み替えるものとする。

6 会社更生法第二百一十一條の規定は、第四百一条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社となることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百一十一條第

一項中「第七十三條第一項第一号」とあるのは「更生特例法第四條第二項において準用する第七十三條第一項第一号」と、同項及び同法第四項中「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第七十三條第二項」とあるのは「更生特例法第四條第二項において準用する第七十三條第二項」と、同条第三項中「第二百五十四條第一項及び第二百五十七條ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一條第一項」とあるのは「第二百六十一條第一項」と、同条第四項中「更生会社の従前の取締役又は監査役」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四條第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。次項において同じ。）の従前の理事又は監事」と、同条第五項中「更生会社の従前の代表取締役」とあるのは「更生協同組織金融機関の従前の代表理事（更生特例法第二條第十一項に規定する代表理事をいう。）と読み替えるものとする。

7 第五項の規定により選任された組織変更後の協同組織金融機関の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三條第三項の規定は、適用しない。
（組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例）
第三百三十六條 第三百三十三條の規定は、第三百三十三條第二項において準用する第九十六條第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。
（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）
第三百三十七條 会社更生法第二百一十五條第一項及び第三項の規定は、第四百四條第二項において準用する同法第七十五條の規定により更

生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合について準用する。

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ各組合員」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各組合員」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」とする。
（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）
第三百三十八條 第四百四條第二項において準用する会社更生法第七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2 会社更生法第二百一十五條第一項の規定は、第四百四條第二項において準用する同法第七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に新株予約権についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ各組合員」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又

ハ各組合員若ハ各組合員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4 第二項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二二及び第二百八十条ノ二七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。
（組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例）
第三百三十九條 第四百四條第二項において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 会社更生法第二百一十七條第一項から第三項までの規定は、第四百四條第二項において準用する同法第七十七條第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百一十七條第一項中「通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」とあるのは「通知し」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「組合員等」と、同条第二項及び第三項中「通知又は公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。
（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債

の発行に関する特例

第四百十条 第四百四条第二項において準用する会社更生法第七十七條第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 会社更生法第二百十五條第一項の規定は、第四百四条第二項において準用する同法第七十七條第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるるときについて準用する。

3 前項に規定する場合における商法第三百四十一條ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ會員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各會員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4 第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八條及び第三百四十一條ノ五並びに同法第三百四十一條ノ十五第四項において準用する同法第二百八十條ノ十、第二百八十條ノ十一及び第二百八十條ノ二十二の規定は、適用しない。

第四百四十條の二及び第四百四十條の三を削る。

（解散に関する特例）

第四百四十一條 第四百五條において準用する会社更生法第八十二條本文の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が解散する

ことを定めたときは、更生協同組織金融機関は、更生計画に定める時期に解散する。

第四百四十一條の二及び第四百四十一條の三を削る。

第四百四十二條から第四百四十八條までを次のように改める。

（新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例）

第四百四十二條 第四百六條第一項の規定又は第七條において準用する会社更生法第八十三條第一項の規定により更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社が設立することを定めた場合においては、当該新協同組織金融機関又は新株式会社（以下この条において「新法人」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 前項に規定する場合においては、新法人の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社更生法第二百二十五條第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社が設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第八十三條第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第七條において準用する第八十三條第一項第二号」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する場合においては、新法人の創立総会における定款の修正又は変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができ。

5 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかつたときは、更生協同組織金融機関は、管財人が同項の規定により新法人の設立に關してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に關して支出した費用を負担する。

6 第二百二十九條第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立するときにおける

理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第三百三十三條の規定は更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九條第一項中「第九十四條第一項第一号」とあるのは「第六六條第一項第七号」と、「更生計画認可の決定」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「第九十四條第二項」とあるのは「第六六條第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同項」と、同条第三項中「第三十五條第三項本文」とあるのは「第三十四條第三項本文」とあるのは「第三十四條第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

7 会社更生法第二百一十一條第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社が設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあっては、取締役、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第三百三十七條第二項の規定は更生債権者等又は組合員等に対して第二百七條において準用する会社更生法第八十三條第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第三百三十八條から第四百四十條までの規定は新株式会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一條第一項中「第六十三條第一項第一号」とあるのは「更生特例法第七條において準用する第八十三條第一項第九号」と、「更生計画認可の決定」とあるのは「新株式会社が（更生特例法第二百二十四條第一項第五号に規定す

る新株式会社のいう。）が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「更生特例法第七條において準用する第八十三條第一項第九号」と、同条第二項中「第六十三條第二項」とあるのは「更生特例法第七條において準用する第八十三條第一項第九号」と、「同項」とあるのは「同項」と、第三百三十八條第一項及び第二項並びに第四百四十條第一項及び第二項中「第四百三十八條第一項及び第二項中「第六十七條」とあるのは「第六十七條」と、同条第一項、第三百三十九條第一項及び第四百四十條第一項中「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社が成立した」と、第三百三十九條第一項中「第六十七條第一項」とあり、同条第二項中「第六十七條第一項第四号」とあり、並びに第四百四十條第一項及び第二項中「第六十七條第二項」とあるのは「第六十三條第一項第一号」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、中小企業等協同組合法第二十四條第一項及び第三十二條並びに協同組合による金融事業に関する法律第六條の二第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二條第一項、第二十三條第三項及び第二十八條の規定又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十八條の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社が設立することを定めたときは、商法第六十六條第三項、第六十七條、第六十八條第二項、第六十八條ノ二、第六十九條、第七十條、第七十三條、第七十三條ノ二、第七十五條第二項第九号、第八十一條、第八十三條、第八十四條（同条第一項中同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く）、

第百八十五条、第百八十六条、第百九十二条から第百九十八条まで、第二百二十二条ノ二第二項後段及び第四百二十八条の規定は、適用しない。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第百四十三条 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の第百二十五条第一項第二号に規定する理事等又は使用人であつた者で、更生計画の定めにより更生協同組織金融機関の組織が変更された際又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社が設立された際に更生協同組織金融機関を退職し、かつ、引き続き組織変更後の協同組織金融機関若しくは新協同組織金融機関の同号に規定する理事等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となつたものは、更生協同組織金融機関から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生協同組織金融機関における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、新協同組織金融機関又は新株式会社がにおける在職期間とみなす。

(非訟事件手続法の特例)

第百四十四条 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一 更生計画において新株式会社が設立すること、更生協同組織金融機関が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合 商法第二百二十条第二項(合併転換法第二十一条第二項(合併転換法第二十四条第一項第二号)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。

含む。)に規定する事件

二 更生計画において新株式会社を設立すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合 商法第百七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。)に規定する事件

(出資等についての引受権の譲渡)

第百四十五条 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、その協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

2 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第百四十六条 会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は組合員等が組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第百四十七条 更生計画において更生協同組織金融機関が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を同種の新協同組織金融機関に移転することを定めたときは、当該新協同組織金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第百四十八条 更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社が更生協同組織金融機関の租税等の請求権に係る債務を承継することと定めたときは、当該新協同組織金融機関又は当該新株式会社が当該債務を履行する義務を負い、更生協同組織金融機関は当該債務を免れる。

2 更生手続開始の決定があつたときは、更生協同組織金融機関の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時(その時まで)に更生手続が終了したときは、その終了の日)に終了するものとする。ただし、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条第一項ただし書及び地方税法第七十二条の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による更生協同組織金融機関の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二十九条に規定する欠損金額(同法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同法第二十九条の二に規定する連結欠損金額(同法第八十一条の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち当該更生協同組織金融機関に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

第百四十八条の次に次の款名を付する。

第三款 更生計画の変更

第百四十九条を次のように改める。
第百四十九条 会社更生法第二百三十三条第一項から第五項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要がある場合について準用する。

2 前項において準用する会社更生法第二百三十三條第五項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

3 会社更生法第二百二條第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八條第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第九十三條第一項第四号」と、同条第五項中「第十六條」とあるのは「更生特例法第十四條」と読み替へるものとする。

4 会社更生法第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第四十五条において準用する同法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定めが取り消された場合について準用する。この場合において、同法第七十二条第七項中「第十條第四項」とあるのは、「更生特例法第十條において準用する第十條第四項」と読み替へるものとする。
第二章第九節の節名を削り、第百五十三条の前に次の款名及び目名を付する。

第三款 更生計画認可後の更生手続の終了

第一目 更生手続の終結
第百五十三条及び第百五十四条を次のように改める。

(更生手続終結の決定)
第百五十三条 会社更生法第二百三十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結の決定について準用する。
(更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力)

第百五十四条 会社更生法第二百四十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。

第二目 更生計画認可後の更生手続の廃止
第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条 会社更生法第二百四十一条第一項から第三項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続廃止の決定について準用する。

2 会社更生法第二百三十八条第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八条第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十条の規定は前項において準用する同法第二百四十一条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは、「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

第九節 更生手続の終了

第一款 更生手続の終了事由

第百五十条を次のように改める。
第百五十条 会社更生法第二百三十四条の規定は、協同組織金融機関の更生手続の終了について準用する。この場合において、同法第二号中「第四十四条第一項」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。
第百五十条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款 更生計画認可前の更生手続の終了

第一目 更生計画認可前の決定
(不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力)
第百五十一条 会社更生法第二百三十五条の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画認可前の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四

項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第二目 更生計画認可前の更生手続の廃止

第百五十二条を次のように改める。
(更生が困難な場合の更生手続廃止等)
第百五十二条 会社更生法第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十八条第一項から第五項までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六条第三号中「第百九十八条第一項本文」とあるのは「更生特例法第百九十九条において準用する第百九十八条第一項本文」と、同法第二百三十七条第一項中「第百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第百三十八条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五条第一項」と、同法第二百三十八条第三項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第十四条」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百三十五条の規定は、前項において準用する同法第二百三十六条又は第二百三十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百三十五条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百三十五条の規定は、前項において準用する同法第二百三十六条又は第二百三十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百三十五条第二項中「第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第百四十七条第二項、第百四十八条第四項又は第百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

第百五十八条 会社更生法第二百四十四条及び第二百四十五条第一項の規定は、協同組織金融機関の外国倒産処理手続における外国管財人(外国倒産処理手続において協同組織金融機関の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。)について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第一項中「第十七条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第十五条第一項第一号」と、同法第二項及び第三項中「第二百四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十六条において準用する第二百四十二条第一項」と、同項中「第百八十四条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十四条第一項」と、同法第四項中「第四十三条第一項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百四十五条第二項及び第三項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人について準用する。
第百五十六条の次に次の節名を付する。
第十節 外国倒産処理手続がある場合の特則

第百五十六条及び第百五十七条を次のように改める。
(外国管財人との協力)
第百五十六条 会社更生法第二百四十二条の規定は、更生協同組織金融機関についての外国倒産処理手続(外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この節において同じ。)がある場合について準用する。

(更生手続の開始原因の推定)
第百五十七条 会社更生法第二百四十三条の規定は、協同組織金融機関についての外国倒産処理手続がある場合について準用する。この場合において、同法中「第十七条第一項」とあるのは、「更生特例法第十五条第一項」と

読み替えるものとする。
第二章第十一節及び第三章の二を削る。
第百五十九条の次に次の節名を付する。

第十一節 雑則
第百五十九条及び第百六十条を次のように改める。

(更生協同組織金融機関についての登記の嘱託等)
第百五十九条 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第四十四条において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
4 開始前協同組織金融機関について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5 前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二十四条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び

住所並びに第二十五条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。

6 第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7 第一項の規定は、更生計画認可の決定があった場合又は第五百五十条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生協同組織金融機関について整理開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9 登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によつて抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10 第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。

第百六十条 第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第四十五条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条 第百六十九条第七項に規定する更生会社又は当該更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、第二百九十七条第一項において準用する会社更生法第二百九条第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

2 相互会社の子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百十五條又は第二百三十九條において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第二百二条を第五百四十七条とする。

第二百二条を次のように改める。

第二百二条 第四條第七項に規定する更生協同組織金融機関又は当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために債務を負担し、若しくは担保を提供する者は、第百二十七條第一項において準用する会社更生法第二百九條第四項の規定による裁判所の命令に違反した場合においては、百万円以下の過料に処する。

2 協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）の取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第百二十四條第一項、第二百八條、第四十九條又は第七十三條において準用する会社更生法第七十七條第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、百万円以下の過料に処する。

第二百二条を第五百四十六條とし、同条の前に見出しとして「(過料)」を付する。

第二百二条の二を削る。

第二百二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(国外犯)

第二百二条 第五百四十一条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第五百四十二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第二百二条を第五百四十五条とする。

第百九十九條の二を削る。

第百九十九條の二を次のように改める。

第百九十九條の二 第百六十九條第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四條第一項第四号に規定する相互会社又は同項第五号に掲げる株式会社取締役、執行役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第百八十九條第一項、第百九十三條、第二百十五條、第二百三十九條又は第二百九十七條第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三百六十四條第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一條第一項に規定する新相互会社の取締役、監査役、清算人又は支配人その他の使用人が第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、前項と同様とする。

第百九十九條の二を第五百四十四條とする。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條 第四條第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第百二十四條第一項第四号に掲げる協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社の理事、取締役若しくは執行役、監事若しくは監査役、清算人又は参事若しくは支配人その他の使用人が第二百二十四條第一項、第二十八條、第四十九條、第七十三條又は第二百二十七條第二項若しくは第三項

において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第三百四十七條第二項に規定する組織変更後の信用金庫又は第三百五十二條第一項に規定する新協同組織金融機関の理事、監事、清算人又は参事その他の使用人が第三百五十條第六項又は第三百五十二條第七項において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、前項と同様とする。

第百九十九條を第五百四十三條とし、第百九十八條を第五百四十二條とする。

第百九十七條第一項を次のように改める。

第四條第一項又は第百六十九條第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は第四十四條若しくは第二百十條において準用する会社更生法第七十一條の法律顧問が、その職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。当該更生手続における第四條第十三項若しくは第百六十九條第十三項に規定する更生債権者等、組合員等、社員、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、関係人集会の期日における議決権の行使又は第百十三條若しくは第二百八十二條において準用する会社更生法第百八十九條第二項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同様とする。

第百九十七條第二項中「協同組織金融機関又は相互会社」を「前項」に、「調査委員、保全管理人又は管財人」を「管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員」に、「職員が」を「職員が」に改め、同条第三項中「たる」を「である」に改め、同条を第五百四十一条とする。

第九百九十六條第一項中「者でなくて同項に規定する行為をした者」を「行為をした者（協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者又は参事等を除く。）」に、「更生債権者、更生担保権者」を「第四條第十三項に規定する更生債権者等」に、「行った」を「行使した」に改め、「ついで」の下に「第三十一條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する」を加え、同條第二項中「者でなくて同項に規定する行為をした者」を「行為をした者（相互会社の取締役若しくはこれに準ずる者又は支配人を除く。）」に、「更生債権者、更生担保権者」を「第九百九十九條第十三項に規定する更生債権者等」に、「行った」を「行使した」に改め、「ついで」の下に「第九百九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する」を加え、同條を第五百四十條とする。

第九百九十五條第一項中「準すべき」を「準ずる」に、「が更生手続開始」を「が、第四條第一項に規定する更生手続の開始」に、「の上に」を「につき」に改め、「若しくは商法」の下に「の規定」を加え、「以下この項」を「第一号」に改め、「ついで」の下に「第三十一條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する」を加え、同項第一号中「き棄し」を「毀棄し」に改め、同項第三号中「き棄する」を「毀棄する」に改め、同條第二項中「準すべき」を「準ずる」に、「が更生手続開始」を「が、第九百九十九條第一項に規定する更生手続の開始」に、「の上に」を「につき」に改め、「若しくは商法」の下に「の規定」を加え、「以下この項」を「第一号」に改め、「ついで」の下に「第九百九十六條において準用する会社更生法第四十一條第一項に規定する」を加え、同項第一号中「き棄し」を「毀棄し」に改め、同項第三号中「き棄する」を「毀棄する」に改め、同條を第五百三十九條とする。

第六章を第八章とする。
第五章の二中第九百九十四條の三十を第五百三

十八條とする。
第五章の二を第七章とする。
第九百九十四條の二十九中「第九百九十四條の十七第一項各号」を「第五百二十五條第一項各号」に改め、第五章第四節中同條を第五百三十七條とする。
第九百九十四條の二十八を第五百三十六條とする。

第九百九十四條の二十七を次のように改める。
（保険契約者保護機構がする通知等）
第九百九十四條の二十七 第五百三十三條第一項又は前條の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 第五百二十五條第二項及び前條の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。
3 破産法第九十五條第二項の規定は、第五百二十五條第二項及び前條の規定による公告について準用する。
第九百九十四條の二十七を第五百三十五條とし、第九百九十四條の二十六を第五百三十四條とし、第九百九十四條の二十五を第五百三十三條とし、第九百九十四條の二十四を第五百三十二條とし、第九百九十四條の二十三を第五百三十一條とし、第九百九十四條の二十二を第五百三十條とする。

第九百九十四條の二十一中「第九百九十四條の十九」を「第五百二十七條」に改め、同條を第五百二十九條とする。
第九百九十四條の二十を第五百二十八條とする。
第九百九十四條の十九中「第九百九十四條の十七第四項前段」を「第五百二十五條第四項前段」に改め、同條を第五百二十七條とする。
第九百九十四條の十八を第五百二十六條とし、第九百九十四條の十七を第五百二十五條とする。
第九百九十四條の十六第一項中「送達は」を「送

達を」に改め、同條第三項中「第九百九十四條の十八第一項」を「第五百二十六條第一項」に、「送達は」を「送達を」に改め、同條を第五百二十四條とする。
第九百九十四條の十五を第五百二十三條とする。
第五章第四節を第五節とする。
第九百九十四條の十四を次のように改める。
（投資者保護基金がする通知等）
第九百九十四條の十四 第五百二十條第一項又は前條の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 第五百二十二條第二項及び前條の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してなければならない。
3 破産法第九十五條第二項の規定は、第五百二十二條第二項及び前條の規定による公告について準用する。
第五章第三節中第九百九十四條の十四を第五百二十一條とし、第九百九十四條の十三を第五百二十條とし、第九百九十四條の十二を第五百一十九條とし、第九百九十四條の十一を第五百一十八條とし、第九百九十四條の十を第五百一十七條とし、第九百九十四條の九を第五百一十六條とし、第九百九十四條の八中「第九百九十四條の六」を「第五百十四條」に改め、同條を第五百十六條とする。

第九百九十四條の七を第五百十五條とする。
第九百九十四條の六中「第九百九十四條の四第四項前段」を「第五百十二條第四項前段」に改め、同條を第五百十四條とする。
第九百九十四條の五を第五百十三條とし、第九百九十四條の四を第五百十二條とする。
第九百九十四條の三第一項中「送達は」を「送達を」に改め、同條第三項中「第九百九十四條の五第一項」を「第五百十三條第一項」に、「送達は」を「送達を」に改め、同條を第五百十

一條とする。
第九百九十四條の二を第五百十條とする。
第五章第三節を第四節とする。
第九百九十四條を次のように改める。
（預金保険機構がする通知等）
第九百九十四條 第五百七條第一項又は前條の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 第四百九十九條第二項及び前條の規定による公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してなければならない。
3 破産法第九十五條第二項の規定は、第四百九十九條第二項及び前條の規定による公告について準用する。
第五章第二節中第九百九十四條を第五百九條とし、第九百八十九條から第九十三條までを三百十五條ずつ繰り下げる。
第九百八十八條中「第九百八十六條」を「第五百一八條」に改め、同條を第五百三條とする。
第九百八十七條を第五百二條とする。
第九百八十六條中「第九百八十四條第四項前段」を「第四百九十九條第四項前段」に改め、同條を第五百一一條とする。
第九百八十五條を第五百零條とし、第九百八十四條を第四百九十九條とする。
第九百八十三條第一項中「送達は」を「送達を」に改め、同條第三項中「第九百八十五條第一項」を「第五百零條第一項」に、「送達は」を「送達を」に改め、同條を第四百九十八條とする。
第九百八十二條を第四百九十七條とする。
第五章第二節を第三節とする。
第九百八十一條中「第九百七十八條の四十一第一項」を「第四百九十三條第一項」に改め、第五章第一節中同條を第四百九十六條とする。
第九百八十條を第四百九十五條とし、第九百七十九條を第四百九十四條とする。
第九百七十八條の四十一第二項中「第九百六十一條第二項」を「第三百七十七條第二項」に改め、

同条第三項中「内閣総理大臣」を「監督庁」に改め、同条を第四百九十三条とする。

第五章中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 管轄の特例等

(破産手続の管轄の特例)

第四百九十条 金融機関、証券会社及び保険会社（以下この節において「金融機関等」という。）に係る破産事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する場合には、破産法第百五条の規定にかかわらず、破産の申立ては、それぞれ当該各号に定める地方裁判所にもすることができ。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

2 前項に規定する「本店等」とは、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定めるものをいう（次条第二項及び第四百九十二条において同じ。）。

一 銀行、証券会社及び株式会社である保険会社（第三号に掲げるものを除く。） 主たる営業所

二 協同組織金融機関及び相互会社である保険会社 主たる事務所

三 証券会社である外国証券会社及び保険会社である外国保険会社等 日本における主たる営業所又は事務所

3 第一項の規定及び破産法第百五条の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産の申立てがあつた裁判所が管轄する。

第四百九十一条 金融機関等に係る破産事件においては、裁判所は、前条第一項の規定により破産事件が係属している場合を除き、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、破産法第百五条の規定にかかわらず、職権で、破産事件を前条第一項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、前条第一項の規定により破産事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(破産債権確定訴訟に関する移送の特例)

第四百九十二条 金融機関等の破産手続における債権の確定に関する訴訟の第一審裁判所は、破産裁判所が破産事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第四百九十条第一項の規定のみである場合（破産裁判所が前条第一項の規定により破産事件の移送を受けた場合を含む。）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、破産法第二百四十五条の規定にかかわらず、職権で、当該債権の確定に関する訴訟を当該金融機関等の本店等の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

第五章を第六章とする。

第四百九十二条の四を次のように改める。

（投資者保護基金がする通知等）
第四百八十八条の四 第四百八十五条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百七十七条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第四章の二第三節中第四百八十八条の四十を第四百八十九条とする。

第四百七十八条の三十九第一項及び第二項を次のように改める。

基金は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2 基金は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、

同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第四百七十八条の三十九第三項中「公告し」を「公告し」に改め、同条を第四百八十八条とする。

基金が第四百七十八条第一項の規定による顧客表の提出をする前における民事再生法第六十八條第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者をもって」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九條の二十一に規定する投資者保護基金であつて、再生債権者が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「再生債権者の

申立て」とあるのは「再生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

第四百七十八条の三十八第二項中「第四百七十八條の三十三」を「第四百八十二条」に改め、同条を第四百八十七条とする。

第四百七十八条の三十七中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百八十六条とする。

第四百七十八条の三十六第一項中「（民事再生法第二條第二号に規定する再生債務者等をいう。）を削り、同法」を「民事再生法」に改め、同条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百八十五条とする。

第四百七十八条の三十五を第四百八十四条とする。

第四百七十八条の三十四第二項中「第四百七十八條の二十九第三項」を「第四百七十八條第三項」に改め、同条を第四百八十三条とする。

第四百七十八条の三十三を第四百八十二条とする。

第四百七十八条の三十二中「第四百七十八條の三十」を「第四百七十九條」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に、「再生債権の確定に関する査定の」を「民事再生法第百五条第一項本文の査定の」に、「訴訟において」を「訴訟において」に改め、同条を第四百八十一条とする。

第四百七十八条の三十一第一項中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改め、同条を第四百八十条とする。

第四百七十八条の三十中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に、「第四百七十八條の二十八第四項前段」を「第四百七十七條第四項前段」に改め、同条を第四百七十九条とする。

第四百七十八条の二十九第一項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を審議する」を「再生

生計画案を」に改め、同条第五項中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条を第四百七十八条とする。

第四百七十八条の二十八第二項及び第三項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百七十七条とする。

第四百七十八条の二十七第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第四百七十八条の二十九第一項」を「第四百七十八条第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百七十六条とする。

第四百七十八条の二十六第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百七十五条とする。

第四百七十八条の二十五を第四百七十四条とする。

第四章の二中第三節を第四節とする。

第四百七十八条の二十四第一項中「の預金等」を「に規定する預金等」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、第四章の二第二節中同条を第四百七十三条とする。

第四百七十八条の二十三を次のように改める。
（預金保険機構がする通知等）

第四百七十八条の二十三 第四百六十八条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 民事再生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百六十条第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第四百七十八条の二十三を第四百七十二条とする。
第四百七十八条の二十二第一項及び第二項を次のように改める。

機構は、再生計画案又は変更計画案について

ての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

第四百七十八条の二十二第三項中「公告し」を「、公告し」に改め、同条を第四百七十一條とする。

第四百七十八条の二十一第一項を次のように改める。

機構が第四百六十一條第一項の規定による預金者表の提出をする前における民事再生法第六十八條第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「再生債権者（預金保険機構を含む。）をもつて」と、同条第四項中「再生債権者の申立て」とあるのは「再生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

第四百七十八条の二十一第二項中「第四百七十八條の十六」を「第四百六十五條」に改め、同条を第四百七十條とする。

第四百七十八條の二十中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」

に改め、同条を第四百六十九條とする。
第四百七十八條の十九第一項中「（民事再生法第二條第二号に規定する再生債権者等をいう。）」を削り、「同法」を「民事再生法」に改め、同条第二項中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条を第四百六十八條とする。

第四百七十八條の十八を第四百六十七條とする。

第四百七十八條の十七第二項中「第四百七十八條の十二第三項」を「第四百六十一條第三項」に改め、同条を第四百六十六條とする。

第四百七十八條の十六を第四百六十五條とする。

第四百七十八條の十五中「第四百七十八條の十三」を「第四百六十二條」に、「査定又は訴訟」を「裁判手続」に、「再生債権の確定に関する査定の」を「民事再生法第五條第一項本文の査定の」に、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条を第四百六十四條とする。

第四百七十八條の十四第一項中「査定又は訴訟」を「裁判手続」に改め、同条を第四百六十三條とする。

第四百七十八條の十三中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に、「第四百七十八條の十一第四項前段」を「第四百六十條第四項前段」に改め、同条を第四百六十二條とする。

第四百七十八條の十二第一項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を審判による」を「再生計画案を」に改め、同条を第四百六十一條とする。

第四百七十八條の十一第二項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間（民事再生法第九十四條第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この章において同

じ。）に改め、同条第三項中「裁判所の定めた再生債権の届出をすべき期間」を「債権届出期間」に改め、同条を第四百六十條とする。
第四百七十八條の十第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条第三項中「第四百七十八條の十二第一項」を「第四百六十一條第一項」に、「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百五十九條とする。

第四百七十八條の九第一項中「送達は、」を「送達を」に改め、同条を第四百五十八條とする。

第四百七十八條の八を第四百五十七條とする。

第四章の二中第二節を第三節とする。

第四百七十八條の七中「協同組織金融機関」の下に「（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二條第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」を加え、第四章の二第一節中同条を第四百五十六條とする。

第四百七十八條の六の見出しを「（再生手続開始の申立てを棄却する決定に対する抗告）」に改め、同条中「第四百七十八條第一項」を「第四百五十條第一項」に、「裁判」を「決定」に改め、同条を第四百五十五條とする。

第四百七十八條の五を第四百五十四條とし、第四百七十八條の四を第四百五十三條とし、第四百七十八條の三を第四百五十二條とする。

第四百七十八條の二中「裁判所」を「裁判所書記官」に改め、同条に次の一項を加える。

2 証券会社について再生手続開始の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

第四百七十八條の二を第四百五十一條とする。
第四百七十八條第二項中「第四百六十一條第二項」を「第三百七十七條第二項」に改め、同条を第四百五十條とする。

第四章の二中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 管轄の特例等
（定義）

八において準用する場合を含む。の規定による届出の追完、同法第二百七十七条第四項（第六百六十条の四十八）を「第二百七十九条第五項（第二百四十八條）に、「第二百二十八条（第六百六十条の五十）を「第二百四十一条（第二百五十条）に改め、同条第三項から第五項までの規定中「又は更生担保権者」を削り、同条を第四百四十条とする。

第二百七十七条の二十八中「第二百三十三（第六百六十条の三十八）を「第六十一条（第二百六条第一項）に改め、同条を第四百三十九条とする。第二百七十七条の二十七を次のように改める。
（保険契約者保護機構がする通知等）

第二百七十七条の二十七 第四百三十六条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 会社更生法第十条第一項及び第二項の規定は、第四百二十八条第二項及び前条の規定による公告について準用する。
第二百七十七条の二十七を第四百三十八条とする。

第二百七十七条の二十六を次のように改める。
（議決権の行使のための通知及び公告）

第二百七十七条の二十六 保護機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第八十九条第二項第一号（第二百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を保護機構代理保険契約者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。
2 保護機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法

第二百八十九条第二項第二号又は第三号（これらの規定を第二百八十二条において準用する場合を含む。）に掲げる方法が定められた場合において、保護機構代理保険契約者のために議決権を行使しようとするときは、同法第二百八十九条第二項第二号（第二百八十二条において準用する場合を含む。）に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を保護機構代理保険契約者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。
第二百七十七条の二十六を第四百三十七条とする。

第二百七十七条の二十五第一項を次のように改める。

更生債権等の調査において、保護機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等若しくは社員が異議を述べた場合（保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。
第二百七十七条の二十五第二項中「更生債権及び更生担保権調査の期日において」を「更生債権等の調査において」に、「について」を「の内容について」に、「ときは、裁判所」を「場合には、裁判所書記官」に改め、同条を第四百三十六条とする。

第二百七十七条の二十四の見出しを「（特別調査期間の費用）」に改め、同条中「第二百三十八条第二項（第六百六十条の五十四第二項並びに同法第二百三十九条（第六百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）及び同法第二百四十条（第六百六十条の五十四第二項において準用する場合を含む。）を「第二百四十八条第一項（第二百五十四条）に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九条（第六百六十条の三十三）

を「第九十二条（第二百二十六条）に改め、同条を第四百三十五条とする。

第二百七十七条の二十三第二項中「第二百七十七条の十八第三項」を「第四百二十九条第三項」に、同条第三項中「第二百七十七条第四項（第六百六十条の四十八）を「第二百三十九条第五項（第二百四十八条）に改め、同条を第四百三十四条とする。

第二百七十七条の二十二を第四百三十三条とする。

第二百七十七条の二十一中「第二百七十七条の十九」を「第四百三十条」に改め、「又は届出の追完」及び「又は更生担保権」を削り、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「又は」の下に「保護機構代理債権に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第五百一一条第一項（第二百五十五条において準用する場合を含む。）に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは」を加え、「若しくは更生担保権」を削り、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条第三号中「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権等の調査」に改め、同条を第四百三十二条とする。

第二百七十七条の二十第一項中「又は届出の追完」を削り、「第二百二十八条第一項（第六百六十条の五十）を「第二百四十一条（第二百五十条）に改め、「又は更生担保権」を削り、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第四百三十一条とする。

第二百七十七条の十九中「第二百二十五条第一項又は第二百六条第一項（これらの規定を第六百六十条の四十八）を「第二百三十八条第一項（第二百四十八条）に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第二百七十七条の十七第四項前段」を「第四百二十八条第四項前段」に、「第二百七十七条第一項（第六百六十条の四十八）を「第二百三十九条第一項（第二百四十八条）に改め、「の追完」を削り、同条を第四百三十条とする。

第二百七十七条の十八第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 保護機構は、第一項の規定による保険契約者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第三百三十八条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

第二百七十七条の十八第五項を削り、同条を第四百二十九条とする。

第二百七十七条の十七第一項を次のように改める。

保護機構は、第四百二十三条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である保険契約に係る権利（保護機構が債権者であるものを除く。）について、第二百五十三条第二項又は会社更生法第四百四十四条第二項に規定する事項を記載した保険契約者表を作成しなければならない。
第二百七十七条の十七第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第四百二十八条とし、同条の前に次の四条を加える。

（営業譲渡等）
第四百二十四条 裁判所は、保険会社の更生手続において第九十八条第二項又は会社更生法第四十六条第二項の許可をする場合には、保護機構の意見を聴かなければならない。
（財産状況報告集会）
第四百二十五条 保険会社の更生手続における会社更生法第八十五条第一項（第二百二十二条において準用する場合を含む。）に規定す

る。

る関係人集会においては、裁判所は、保護機構から、管財人の選任並びに当該保険会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

(関係人集会の期日の通知)

第四百二十六条 裁判所は、保険会社の更生手続において、債権届出期間（会社更生法第三十八條第一項（第二百四十八條において準用する場合を含む。）に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会を招集する場合においては、保護機構に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

(更生債権者委員会)

第四百二十七条 保護機構が第四百二十九條第一項の規定による保険契約者表の提出をする前における第二百三十三條第一項及び会社更生法第七十七條第一項並びに同条第四項（第二百三十三條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二百三十三條第一項及び同法第七十七條第一項中「更生債権者をもって」とあるのは「更生債権者（保険契約者保護機構（保険業法第二百五十九條に規定する保険契約者保護機構であつて、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（保険契約者保護機構を含む。）の申立て」とする。

2 第四百三十三條の規定は、保護機構が会社更生法第七十七條第二項（第二百三十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百三十三條中「保護機構代理保険契約者」とあるのは、「保険契約に係る権利を有する者」と読み替へるものとする。

第七十七條の十六 保険会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である保険契約者等に対しては、会社更生法第四十三條第二項前段（第九十六條において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十三條第一項（第九十六條において準用する場合を含む。）の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3 保険会社の更生手続において、第四百二十九條第一項の規定による保険契約者表の提出があるまでに、会社更生法第四十三條第一項（第九十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる事項に変更を生じた場合（同条に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である保険契約者等であつて同法第七十八條第一項（第二百四十八條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三條第四項（第九十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三條第二項の規定又は同法第四十四條第三項（第九十六條において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

4 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第四十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の全文を通知しなければならない。第七十七條の十六を第四百二十三條とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(通知の特例)
第四百二十二條 保険会社について会社更生法

第二百六條第一項（第八十四條（第九十六條において準用する同法第四十四條第二項）及び同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、更生債権者である保険契約者等（保険契約者その他の保険契約に係る権利（保険契約者が相互会社の社員であるときは、社員権を含む。以下この節において同じ。）を有する者をいう。以下この節において同じ。）に対しては、同法第二十六條第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、保護機構に対して、会社更生法第二十六條第一項の決定の全文を通知しなければならない。

第四百二十一條とする。

2 会社更生法第十條第一項及び第二項の規定は、第四百十條第二項及び前条の規定による公告について準用する。

理顧客のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

2 基金は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第八十九條第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、基金代理顧客のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を基金代理顧客（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告しなければならない。

更生債権等の調査において、基金代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等が異議を述べた場合（基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

第七十七條の十一の見出しを「（特別調査期間の費用）」に改め、同条中「第三百三十八條第二項（同法第三十九條及び第四百十條において準用する場合を含む。）を「第四百十八條

第一項に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九条」を「第九十二条」に改め、同条を第四百七十七条とする。

第五百七十七條の十第二項中「第五百七十七條の五第三項」を「第四百十一條第三項」に改め、同条第三項中「第五百二十七條第四項」を「第三百九十九條第五項」に改め、同条を第四百六十六條とする。

第五百七十七條の九を第四百五十五條とする。
第五百七十七條の八中「第五百七十七條の六」を「第四百二十二條」に改め、「又は届出の追完」を削り、「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権等の調査」に、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「又は」の下に「基金代理債権に係る更生債権等査定申立て（会社更生法第五百十一條第一項に規定する更生債権等査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは」を加え、「訴訟において、」を「訴訟において」に改め、同条を第四百四十四條とする。

第五百七十七條の七第一項中「又は届出の追完」を削り、「第五百二十八條第一項」を「第四百四十一條」に、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第四百四十三條とする。

第五百七十七條の六中「第五百二十五條第一項」を「第三百三十八條第一項」に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第五百七十七條の四第四項前段」を「第四百十條第四項前段」に、「第五百二十七條第一項」を「第三百三十九條第一項」に改め、「の追完」を削り、同条を第四百二十二條とする。

第五百七十七條の五第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 基金は、第一項の規定による顧客表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段

の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第三百三十八條第一項に規定する事項（前条第一項に規定する事項を除く。）を裁判所に届け出なければならない。

5 証券会社の更生手続についての会社更生法第十四條第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）とあるのは「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。
第五百七十七條の五を第四百十一條とする。
第五百七十七條の四第一項を次のように改める。

基金は、第四百五十五條第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である顧客債権（基金が債権者であるものを除く。）について、会社更生法第四百四十四條第二項に規定する事項を記載した顧客表を作成しなければならない。

第五百七十七條の四第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第四百十條とし、同条の前に次の四條を加える。

（営業譲渡）

第四百六條 裁判所は、証券会社の更生手続において会社更生法第四十六條第二項の許可をする場合には、基金の意見を聴かなければならない。

（財産状況報告集会）

第四百七條 証券会社の更生手続における会社更生法第八十五條第一項に規定する関係人集会においては、裁判所は、基金から、管財人の選任並びに当該証券会社の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

（関係人集会の期日の通知）

第四百八條 裁判所は、証券会社の更生手続に

において、債権届出期間（会社更生法第三百三十八條第一項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の満了前に関係人集会を招集する場合においては、基金に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

（更生債権者委員会）

第四百九條 基金が第四百十一條第一項の規定による顧客表の提出をする前における会社更生法第四百七十七條第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「更生債権者をもつて」とあるのは「更生債権者（投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九條の二十一に規定する投資者保護基金であつて、更生会社が加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもつて」と、同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2 第四百十五條の規定は、基金が会社更生法第四百七十七條第二項に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第四百十五條中「基金代理顧客」とあるのは、「顧客債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

第五百七十七條の三を次のように改める。

第五百七十七條の三 証券会社について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である顧客に対しては、会社更生法第四十三條第二項前段の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十三條第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

3 証券会社の更生手続において、第四百十一條第一項の規定による顧客表の提出があるまでに、会社更生法第四十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じた場

合（同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である顧客であつて同法第三百三十八條第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三條第四項において準用する同条第二項又は同法第四十四條第三項の規定による通知をすることを要しない。

（通知の特例）

4 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第四十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の正文を通知しなければならない。

第五百七十七條の三を第四百五十五條とし、同条の前に次の見出し及び一條を加える。

（通知の特例）

第四百四條 証券会社について会社更生法第二十六條第一項（同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、更生債権者である顧客（顧客債権に係る債権者をいう。以下同じ。）に対しては、同法第二十六條第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、基金に対して、会社更生法第二十六條第一項の決定の正文を通知しなければならない。

第五百七十七條の二の二中「第四十六條」を「第四十二條」に、「同条第一号の届出期間」を「更生債権等の届出をすべき期間」に改め、同条を第四百三條とする。

第四章中第三節を第五節とする。

第五百七十七條の二第二項中「第四百二十二條（第五十七條）」を「第四百七十七條第一項（第三十四條）」に、「の預金等」を「に規定する預金等」に改め、同条第二項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、第四章第二節中同条を第四百二條とする。

第百七十七条を次のように改める。

(預金保険機構がする通知等)

第百七十七条 第百九十九条第一項及び前条の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

2 会社更生法第十條第一項及び第二項の規定は、第百九十九條第二項及び前条の規定による公告について準用する。

第百七十七条を第四百一条とする。

第百七十六條を次のように改める。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第百七十六條 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九條第二項第一号(第百三十三條において準用する場合を含む。)に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者(議決権を行使することができない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。

2 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第百八十九條第二項第二号又は第三号(これらの規定を第百三十三條において準用する場合を含む。)に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第百八十九條第二項第二号(第百三十三條において準用する場合を含む。)に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者(議決権を行使することができない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。

第百七十六條を第四百一条とする。

第百七十五條第一項を次のように改める。

更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等若しくは株主等若しくは組合員等が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。)には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

第百七十五條第二項中「更生債権及び更生担保権調査の期日において」を「更生債権等の調査において、」に、「」について」を「の内容について、」に、「ときは、裁判所」を「場合には、裁判所書記官」に改め、同条を第百九十九條とする。

第百七十四條の見出しを「(特別調査期間の費用)」に改め、同条中「第百三十八條第二項(第七十三條第二項並びに同法第百三十九條(第七十三條第二項において準用する場合を含む。))及び同法第百四十條(第七十三條第二項)を「第百四十八條第一項(第八十七條)に、「特別期日」を「特別調査期間」に、「第八十九條(第五十條)を「第九十二條(第六十條)に改め、同条を第百九十八條とする。

第百七十三條第二項中「第百六十八條第三項」を「第百九十二條第三項」に改め、同条第三項中「第三章」を「第二章」に、「第百二十七條第四項(第六十五條)を「第百三十九條第五項(第八十一條)に改め、同条を第百九十七條とする。

第百七十二條を第百九十六條とする。

第百七十一條中「第百六十九條」を「第百九十三條」に改め、「又は届出の追完」を削り、「更生債権及び更生担保権調査の期日」を「更生債権等の調査」に、「訴訟に関する」を「裁判手続に関する」に改め、「」又は」の下に「機構代理債権に係る更生債権等査定申立て(会社更生法第百五十一條第一項(第八十八條において準用する場合を含む。))に規定する更生債権

等査定申立てをいう。)を取り下げ、若しくは」を加え、「訴訟において、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)を「訴訟において民事訴訟法」に改め、同条を第百九十五條とする。

第百七十一條第一項中「又は届出の追完」を削り、「第百二十八條第一項(第六十七條)を「第百四十一條(第八十三條)に、「訴訟」を「裁判手続」に改め、同条第四項中「又は届出の追完」を削り、同条を第百九十四條とする。

第百六十九條中「第三章」を「第二章」に、「第百二十五條第一項(第六十五條)を「第百三十八條第一項(第八十一條)に、「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に、「第百六十七條第四項前段」を「第百九十一條第四項前段」に、「第百二十七條第一項(第六十五條)を「第百三十九條第一項(第八十一條)に改め、「の追完」を削り、同条を第百九十三條とする。

第百六十八條第一項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第三項中「更生計画案審理のための関係人集会が終わった」を「更生計画案を決議に付する旨の決定がされた」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 機構は、第一項の規定による預金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合においては、会社更生法第百三十八條第一項(第八十一條において準用する場合を含む。)に規定する事項(前条第一項に規定する事項を除く。)を裁判所に届け出なければならない。

第百六十八條第五項を削り、同条を第百九十二條とする。

第百六十七條第一項を次のように改める。

機構は、第百八十六條第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である預金等債権(機構が債権者であるものを除く。)について、第百八十六條第二項又は会社更生法第百四十四條第二項に

規定する事項を記載した預金者表を作成しなければならない。

第百六十七條第二項及び第三項中「裁判所の定めた届出期間」を「債権届出期間」に改め、同条第四項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改め、同条を第百九十一條とし、同条の前に次の四條を加える。

(営業譲渡等)

第百八十七條 裁判所は、金融機関の更生手続において第三十三條第二項又は会社更生法第百四十六條第二項の許可をする場合には、機構の意見を聴かなければならない。

(財産状況報告集会)

第百八十八條 金融機関の更生手続における会社更生法第百八十五條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)に規定する関係人集会においては、裁判所は、機構から、管財人の選任並びに当該金融機関の業務及び財産の管理に関する事項につき、意見を聴かなければならない。

(関係人集会の期日の通知)

第百八十九條 裁判所は、金融機関の更生手続において、債権届出期間(会社更生法第百三十八條第一項(第八十一條において準用する場合を含む。))に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。の満了前に関係人集会を招集する場合においては、機構に対し、当該関係人集会の期日を通知しなければならない。

(更生債権者委員会)

第百九十条 機構が第百九十二條第一項の規定による預金者表の提出をする前における第百六十七條第一項及び会社更生法第百十七條第一項並びに同条第四項(第六十七條第一項において同じ。))の規定の適用については、第百六十七條第一項及び同法第百十七條第一項中「更生債権者をもつて」とあるのは「更生債権者(預金保険機構を含む。))をもつて」と、

同条第四項中「更生債権者の申立て」とあるのは「更生債権者（預金保険機構を含む。）の申立て」とする。

2 第三百九十六條の規定は、機構が会社更生法第六十七條第二項（第六十七條第一項において準用する場合を含む。）に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合について準用する。この場合において、第三百九十六條中「機構代理預金者」とあるのは、「預金等債権に係る債権者」と読み替えるものとする。

第百六十六條を次のように改める。

第百六十六條 金融機関について更生手続開始の決定をしたときは、更生債権者である預金者等に対しては、会社更生法第四十三條第二項前段（第三十一條において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三條第一項（第三十一條において準用する場合を含む。）の規定により公告すべき事項を通知しなければならぬ。

3 金融機関の更生手続において、第三百九十二條第一項の規定による預金者表の提出があるまでに、会社更生法第四十三條第一項第二号若しくは第三号（これらの規定を第三十一條において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に掲げる事項に変更を生じた場合（同号に掲げる事項にあつては、更生債権等の届出をすべき期間に変更を生じた場合に限る。）又は更生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、更生債権者である預金者等であつて同法第三十八條第一項（第八十一條において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四十三條第四項（第三十一條において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十三條第二項の規定又

は同法第四十四條第三項（第三十一條において準用する場合を含む。）の規定による通知をすることを要しない。

4 前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第四十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項について生じた変更の内容又は更生手続開始の決定を取り消す決定の本文を通知しなければならない。第百六十六條を第三百八十六條とし、同条の前に次の見出し及び一條を加える。

（通知の特例）

第三百八十五條 金融機関について会社更生法第二十六條第一項（第十九條（第三十一條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する決定があつた場合には、更生債権者である預金者等（預金等債権に係る債権者をいう。以下同じ。）に対しては、同法第二十六條第一項の規定による通知をすることを要しない。

2 前項に規定する場合においては、機構に対して、会社更生法第二十六條第一項の決定の本文を通知しなければならない。

第百六十五條中「第四十六條（第三十六條）」を「第四十二條（第三十一條）」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「同法第四十六條第一号の届出期間」を「更生債権等の届出をすべき期間」に改め、同条を第三百八十四條とする。

第四章中第二節を第四節とする。

第百六十四條を次のように改める。

（監督命令の申立て等）

第百六十四條 金融機関等について更生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、第二十五條第一項（第三十一條において準用する会社更生法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）若しくは第百九十九條第一項（第百九十六條に

おいて準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）又は同法第三十五條第一項（同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の申立てをすることができ、

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九條前段の規定にかかわらず、第二十五條第一項若しくは第百九十九條第一項若しくは同法第三十五條第一項の処分又は同法第三十五條第四項（第二十五條第三項（第三十一條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第百九十九條第三項（第百九十六條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができ、

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四章第一節中第百六十四條を第三百八十三條とし、同条の前に次の一條を加える。

（保全管理命令の申立て等）

第三百八十二條 金融機関等について更生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、第二十二條第一項（第三十一條において準用する会社更生法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）若しくは第百八十七條第一項（第百九十六條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）又は同法第三十條第一項（同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の申立てをすることができ、

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九條前段の規定にかかわらず、第二十二條第一項若しくは第百八十七條第一項若しくは同法第三十條第一項の処分又は同

法第三十條第三項（第二十二條第三項（第三十一條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十七條第三項（第百九十六條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができ、

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第百六十三條第一項及び第二項を次のように改める。

金融機関等について更生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁は、会社更生法第二十八條第一項（第二十條（第三十一條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十五條（第百九十六條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の申立てをすることができ、

2 前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九條前段の規定にかかわらず、同法第二十八條第一項の規定による保全処分又は同条第二項（第二十條（第三十一條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十五條（第百九十六條において準用する同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に対して、即時抗告をすることができ、

第百六十三條を第三百八十一條とする。

第百六十二條を次のように改める。

（他の手続の中止命令等の申立て等）
第百六十二條 金融機関等について更生手続開始の申立てがあつた場合においては、監督庁

前項に規定する場合においては、監督庁は、会社更生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による中止の命令、同法第二十四条第四項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の決定による決定、同法第二十四条第五項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令、同法第二十五条第一項（第十九条（第三十一条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条（第百九十六条において準用する同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）

る場合を含む。の規定による禁止の命令
同法第二十五条第四項（第十九条（第三十一
条において準用する同法第四十四条第二項に
おいて準用する場合を含む。）及び第百八十
四条（第百九十六条において準用する同法第
四十四条第二項において準用する場合を含む。
）並びに同法第四十四条第二項において
準用する場合を含む。の規定による決定、
同法第二十五条第五項（第十九条（第三十一
条において準用する同法第四十四条第二項に
おいて準用する場合を含む。）及び第百八十
四条（第百九十六条において準用する同法第
四十四条第二項において準用する場合を含む。
）並びに同法第四十四条第二項において
準用する場合を含む。の規定による取消し
の命令又は同法第二十七条第一項（第十九条
（第三十一条において準用する同法第四十四
条第二項において準用する場合を含む。）及
び第百八十四条（第百九十六条において準
用する同法第四十四条第二項において準用
する場合を含む。）並びに同法第四十四条第
二項において準用する場合を含む。の申立て
に對して、即時抗告をすること
ができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有し
ない。
第百六十二条を第百八十条とし、同条の前
に次の二条を加える。
（監督庁への通知）
第三百七十八条 金融機関等について更生手続
開始の申立てがあつたとき（前条第一項の規
定により監督庁が更生手続開始の申立てをし
たときを除く。）は、裁判所書記官は、監督
庁にその旨を通知しなければならない。
2 証券会社について更生手続開始の申立てが
あつたときは、裁判所書記官は、監督庁にそ
の旨を通知しなければならない。
（更生手続開始の申立てを棄却する決定に對
する抗告）

第三百七十九条 監督庁は、会社更生法第九
前段（第九条及び第七十四条において準用
する場合を含む。以下この節において同じ。）
の規定にかかわらず、第三百七十七条第一項
の規定による更生手続開始の申立てを棄却す
る決定に対して、即時抗告をすることができ
る。

「原因となる事実が」に、「裁判所に對し、」を、「當該金融機關等について」に改め、同条第四項中「第三十三條第一項（第三十一條及び第六十條の十四）」を、「第二十條第一項（第十八條及び第六十三條）」に改め、同條第五項を削り、同條第六項中「第三十六條（第三十一條及び第六十條の十四）」を、「第二十二條第二項（第十八條及び第六十三條）」に改め、同項を同條第五項とし、同條を第三百七十七條とし、第四章第一節中同條の前に次の一條を加える。

第三百七十六条 この節から第六節までにおいて「更生手続」、「裁判所」、「更生債権者」、「更生債権」、「更生計画」、「更生債権等」又は「更生債権者等」とは、株式会社についてはそれぞれ会社更生法第二条に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等をいい、協同組織金融機関についてはそれぞれ第四条に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等

権者等をいひ、相互会社についてはそれぞれ、第百六十九條に規定する更生手続、裁判所、更生債権者、更生債権、更生計画、更生債権等又は更生債権者等をいう。

第四章中第一節を第三節とし、同章に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 銀行の更生手続の特例
第一款 総則

(定義)

- 3 この節において「更生計画」とは、会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいう。

4 この節において「更生手続」とは、会社更生法第二条第一項に規定する更生手続をいう。

5 この節において「裁判所」とは、会社更生法第二条第五項に規定する裁判所をいう。
(銀行についての会社更生法の規定の適用)
第三百四十二条 銀行についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	を含む。)	を含む。及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）
第四十五条第一項	行う	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫（以下「組織変更後の信用金庫」という。）について更生特例法第三十二条第一項各号に掲げる行為を行う

第四十五条第一項第六号	有限会社	有限会社若しくは信用金庫
第四十五条第二項	更生会社	更生会社又は組織変更後の信用金庫
第七十七条第二項	(商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの)	(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第八項又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十三条の二第二項に規定する子会社)
第八十一条第二項	若しくは更生計画	、組織変更後の信用金庫若しくは更生計画
第六十七條第二項	株式会社に	株式会社若しくは協同組織金融機関(更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。)に
	株式を	株式若しくは組織変更後の信用金庫若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分を
第六十七條第二項	に掲げる	(銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもって組織する連合会を含む。以下「信用金庫等」という。)を会社とみなして適用する場合を含む。)に掲げる
	設立	設立、協同組織金融機関の設立
第六十五條第一項	継続し	継続し(組織を変更する場合を含む。)
	株式会社の	株式会社若しくは協同組織金融機関の
第九十九條第二項第五号	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関
第二百三十三條第一項第四号	又は第百八十三條第一項株式会社	若しくは第百八十三條第一項株式会社、更生計画の定めるところにより更生特例法第三百四十八條において準用する更生特例法第六條第一項に規定する条項によつて設立される協同組織金融機関又は組織変更後の信用金庫
第二百四十四條第一項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節

第二百五条第四項	株式	株式、持分
第二百六条第二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関
第二百九条第一項	更生会社	更生会社(組織変更後の信用金庫を含む。)
第二百九条第二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関(組織変更後の信用金庫を除く。)
第二百九条第四項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節
第二百十條	株式会社	株式会社若しくは更生特例法第三百四十八條において準用する更生特例法第六條第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関
第二百十二條	に掲げる	(銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。に掲げる
	同法	商法
第二百十二條	の規定	(これらの規定を銀行法第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。並びに銀行法第三十四條及び第三十五條(これらの規定を長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定
	又は更生会社	、更生会社
第二百二十七條第一号	発行すること	発行すること又は更生会社が協同組織金融機関と合併すること
	に規定	(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定
第二百三十二條第一項	新会社が	新会社又は更生特例法第三百五十二條第一項に規定する新協同組織金融機関が
第二百四十一條第三項	新会社は	新会社又は当該新協同組織金融機関は
	及びこの法律	並びにこの法律の規定及び更生特例法第四章第一節

第二百四十九条第一項	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第一節
第二百四十九条第四項	他の株式会社	他の株式会社又は協同組織金融機関
第二百四十九条第四項第二号	株式会社	株式会社又は信用金庫
第二百四十九条第五項	他の株式会社	他の株式会社又は信用金庫
第二百四十九条第六項	及び 株式会社	、組織変更後の信用金庫並びに 株式会社及び協同組織金融機関
第二百五十二条第八項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関
第二百五十四条	この法律	この法律及び更生特例法第四章第一節

第二款 更生計画の条項に関する特例

例

(吸収合併)

第三百四十三条 更生会社が協同組織金融機関と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称
- 二 更生会社が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項
- 三 更生会社が合併に際して発行する新株の発行に代えて当該更生会社が有する自己の株式を合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数
- 四 更生会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
- 五 合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 六 更生会社が合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成十四年十一月十五日

金の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

七 合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

第三百四十四条 更生会社（普通銀行であるものに限り。）が信用金庫と合併して当該信用金庫が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である信用金庫の名称
- 二 合併契約の相手方である信用金庫が合併により定款の変更をするときは、その規定
- 三 更生会社の株主等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項
- 四 合併契約の相手方である信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限り。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併契約の相手方である信用金庫の準備

金に関する事項

六 更生会社の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七 合併契約の相手方である信用金庫における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 合併契約の相手方である信用金庫が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十 合併契約の相手方である信用金庫につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

(新設合併)

第三百四十五条 更生会社が協同組織金融機関と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称
- 二 合併により設立する株式会社の定款の規定
- 三 合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生会社の株主等及び合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する株式の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項
- 六 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 七 合併により設立する株式会社が更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同

組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八 第三百四十三条第七号から第九号までに掲げる事項

九 合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名

十 合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称

第三百四十六条 更生会社（普通銀行であるものに限り。）が信用金庫と合併して信用金庫を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である信用金庫の名称
- 二 合併により設立する信用金庫の定款の規定
- 三 更生会社の株主等及び合併契約の相手方である信用金庫の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限り。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する信用金庫の準備金に関する事項
- 六 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である信用金庫の会員に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 七 合併により設立する信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法
- 八 第三百四十四条第七号から第九号までに掲げる事項
- 九 組織変更
- 第三百四十七条 更生会社（普通銀行であるものに限り。）がその組織を変更して信用金庫になる場合における組織変更に関する条項に

においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織が変更された後の信用金庫の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二 組織が変更された後の信用金庫の出資一口の金額

三 組織が変更された後の信用金庫の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四 組織が変更された後の信用金庫が更生会社の株主等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

五 組織が変更された後の信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六 組織が変更された後の信用金庫の準備金に関する事項

七 更生会社の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八 組織が変更された後の信用金庫の理事及び監事に関する事項

九 組織を変更すべき時期

2 第九十四条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫（以下この節において「組織変更後の信用金庫」という。）の理事及び監事に関する事項について、第九十六条（第三号を除く。）の規定は組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する事項について、それぞれ準用する。

この場合において、同条第四号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「組合員等」とあるのは「会員」と、「組合員等」とあるのは「株主等（株主又は端株主をいう。次号において同じ。）の」と、同条第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立）

第三百四十八条 第六十六条の規定は、銀行の更生手続における協同組織金融機関の設立に関する事項について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主等」と、同項第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第六号中「更生協同組織金融機関」とあるのは「更生会社（第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。）」と読み替えるものとする。

第三款 更生計画の遂行に関する特別

（合併に関する特別）

第三百四十九条 第三百四十五条又は第三百四十六条の規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合において、更生会社について設立委員の職務は、管財人が行う。

2 会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第三百四十五条第四号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社更生債権者等に対して合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

3 第三百四十四条第四号又は第三百四十六条第四号の規定により更生計画において合併後存続する信用金庫又は合併により設立される信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に会員となる。

4 第三百四十三条第六号又は第三百四十五条第七号の規定により更生計画において株主等又は組合員等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等又は組合員等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

5 第三百四十三条から第三百四十六条までの

規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百八条ノ二及び同法第四百八条第三項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定、合併転換法第十一条、第十二条及び第十二条の二の規定並びに合併転換法第十三条第一項から第四項まで（同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分を除く。）の規定は、更生会社については、適用しない。

6 前項に規定する場合においては、合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特別）

第三百五十条 第三百四十七条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の信用金庫についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2 第三百四十七条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に会員となる。

3 第一項に規定する場合においては、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一条、合併転換法第二十四条第一項第四号において準用する合併転換法第十三条第一項から第四項まで（同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分を除く。）並びに合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

4 第二百二十九条の規定は、第一項に規定する

場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十七条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百四十七条第二項において準用する第九十四条第二項」と、同条第三項中「中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項」とあるのは「信用金庫法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と、同条第四項中「更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事」とあるのは「更生会社（第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。次項において同じ。）の従前の取締役又は監査役（委員会等設置会社にあつては、執行役）」と、同条第五項中「更生協同組織金融機関の従前の代表理事」とあるのは「更生会社の従前の代表取締役（委員会等設置会社にあつては、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第二百二十九条第一項又は第二項の規定により選任された組織変更後の信用金庫の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は、適用しない。

6 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組

組織変更後の信用金庫に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。
この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは、「理事、監事」と読み替えるものとする。

(組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例)

第三百五十一条 第三百三十三条の規定は、第三百四十七条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項中「通知」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

(新協同組織金融機関の設立に関する特例)

第三百五十二条 第三百四十八条において準用する第六十六条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関を設立することを定めた場合においては、当該協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 前項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の定款は、裁判所の認証を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第一項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の創立総会における定款の修正

の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新協同組織金融機関が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新協同組織金融機関の設立に關してした行為についてその責めに任じ、新協同組織金融機関の設立に關して支出した費用を負担する。

5 第二百九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第三百三十三条の規定は更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同項」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同項」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項ただし書」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、第三百三十三条第一項中「通知」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び第三十二条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二條第一項、第二十三條第三項及び第二十八條の規定又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十八條の規定は、適用しない。

7 会社更生法第七十七条第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事」と、「支配人」とあるのは「参事等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と読み替えるものとする。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百五十三条 更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができる。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

(出資についての引受権の譲渡)

第三百五十四条 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金

融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

第四款 雑則

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百五十五条 会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後の信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 組織変更後の信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する前項において準用する会社更生法第二百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

(登記嘱託書の添付書面等)

第三百五十六条 この節の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

第二節 保険業を営む株式会社の更生手続の特例

第一款 総則

(定義)

第三百五十七条 この節において「更生手続」とは、会社更生法第二条第一項に規定する更生手続をいう。

2 この節において「更生会社」とは、会社更生法第二条第七項に規定する更生会社であつて、保険業を営むものをいう。

3 この節において「更生債権者等」とは、会社更生法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。

4 この節において「更生計画」とは、会社更

生法第二条第二項に規定する更生計画をいう。
 5 この節において「裁判所」とは、会社更生法第二条第五項に規定する裁判所をいう。
 (保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用)

第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	をを含む。	をを含む。及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下「更生特例法」という。)
第四十五条第一項	行う	行い、又は更生計画の定めにより更生会社(更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下同じ。)(以下「組織変更後の相互会社」という。)について更生特例法第九十七条第一項各号に掲げる行為を行う
第四十五条第一項第四号	株式交換、株式移転	株式交換(保険業法(平成七年法律第五号)第九十二条の五第一項の株式交換を含む。)、株式移転(相互会社と共にする同法第九十二条の八第一項の株式移転を含む。)
第四十五条第一項第六号	又は合併	若しくは合併又は保険契約の移転(同法第九十三条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。)
第四十五条第二項	有限会社	有限会社若しくは相互会社
第四十五条第二項	更生会社	更生会社又は組織変更後の相互会社
第七十七条第二項	(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの)	(保険業法第二条第十二項に規定する子会社)
第八十一条第二項	若しくは更生計画	組織変更後の相互会社若しくは更生計画
	株式会社に	株式会社が若しくは相互会社に

第六百六十七条第二項	掲げる行為	株式若しくは組織変更後の相互会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権を
第六百八十五条第一項	設立	設立、相互会社の設立
	継続し	継続し(組織を変更する場合を含む。)
第九十九条第二項第五号	株式会社の設立若しくは営業の譲渡	株式会社が若しくは相互会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転
第九十九条第二項第五号	株式会社が	株式会社が又は相互会社
第二百三十三条第一項第四号	又は第九百八十三条第一項	若しくは第九百八十三条第一項
	株式会社が	株式会社が、更生計画の定めるところにより更生特例法第三百六十五条において準用する更生特例法第二百七十五条第一項に規定する条項によつて設立される相互会社又は組織変更後の相互会社
第二百四十四条第一項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百六条第二項	株式会社が	株式会社が又は相互会社
第二百九条第一項	更生会社	更生会社(組織変更後の相互会社を含む。)
第二百九条第二項	株式会社が	株式会社が又は相互会社(組織変更後の相互会社を除く。)
第二百九条第四項第一号	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百十條	株式会社が	株式会社が若しくは更生特例法第三百六十五条において準用する更生特例法第二百七十五条第一項に規定する条項により設立される相互会社
第二百十四條	の規定	の規定並びに保険業法第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定

第二款 更生計画の条項に関する特
例

(保険契約の移転等)
第三百五十九条 次に掲げる行為に関する条項

第二百一十一條第三項	の規定は、	並びに保険業法第七十三條の三及び第七十三條の四の規定は、
第二百一十二條第三項	並びに同法 の規定は、	の規定、同法 の規定並びに保険業法第七十三條の三及び第七十三條の四の規定は、
第二百一十三條第三項	並びに同法 の規定は、	の規定、同法
第二百一十七條第一号	又は更生会社 発行すること に規定	、更生会社 発行すること又は更生会社が相互会社と合併すること (保険業法第六十四條第三項(同法第六十五條第二項において準用する場合を含む。))において準用する同法第八十九條第三項において準用する場合を含む。))に規定
第二百二十二條第一項	新会社が 新会社は 及びこの法律	新会社又は更生特例法第三百七十一條第一項に規定する新相互会社は 新会社又は当該新相互会社は 並びにこの法律の規定及び更生特例法第四章第二節
第二百四十九條第一項	この法律	この法律の規定若しくは更生特例法第四章第二節
第二百四十九條第四項	株式会社	株式会社又は相互会社
第二百四十九條第五項	他の株式会社	他の株式会社又は相互会社
第二百四十九條第六項	及び	、組織変更後の相互会社並びに
第二百五十二條第八項	株式会社	株式会社及び相互会社
第二百五十四條	この法律	この法律及び更生特例法第四章第二節

においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一 保険契約の移転をし、又は移転を受けること

二 業務及び財産の管理の委託
(吸収合併)

第三百六十條 更生会社が相互会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十四條第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第六十四條第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

第三百六十一條 更生会社が相互会社と合併して当該相互会社が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十二條第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当に関する事項

四 合併契約の相手方である相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第六十二條第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五 保険業法第七十三條第一項において準

用する商法第四百十四條ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

(新設合併)

第三百六十二條 更生会社が相互会社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十五條第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当に関する事項

四 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者若しくは社員に対して保険業法第六十五條第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

第三百六十三條 更生会社が相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十三條第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当に関する事項

四 合併により設立する相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第六十三條第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定

(組織変更)

第三百六十四条 更生会社がその組織を変更して相互会社になる場合における組織変更に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第六十九条第四項各号に掲げる事項

二 組織が変更された後の相互会社の名称、目的、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに公告の方法

三 組織が変更された後の相互会社の定款の規定(前二号に掲げるものを除く。)

四 組織が変更された後の相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五 組織が変更された後の相互会社の取締役及び監査役に関する事項

2

第二百六十一条の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社(以下この節において「組織変更後の相互会社」という。)の取締役及び監査役に関する事項について、第二百六十三条の規定は組織変更後の相互会社の基金の募集に関する事項について、第二百六十四条の規定は組織変更後の相互会社の社債の発行に関する事項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十三条第二号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十三条第二号及び第三号並びに第二百六十四条第三号及び第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

(新相互会社の設立)

第三百六十五条 第二百七十五条の規定は、保険業を営む株式会社の更生手続における相互会社の設立に関する事項について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第

二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、同号及び同項第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

第三款 更生計画の遂行に関する特例

(保険契約の移転に関する特例)

第三百六十六条 第三百一条の規定は、更生計画において更生会社が第三百五十九条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合について準用する。

(合併に関する特例)

第三百六十七条 会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第三百六十二条第三号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

2

第三百六十一条第三号又は第三百六十三条第三号の規定により更生計画において合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3

第三百六十条第三号、第三百六十一条第四号、第三百六十二条第四号又は第三百六十三条第四号の規定により更生計画において株主等、基金の拠出者又は社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等、基金の拠出者又は社員は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条(保険業法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4

第三百六十条から第三百六十三条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、保険業法第二百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百八条ノ二、第四百八条ノ三

及び第四百十二条並びに同法第四百六条第二項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定並びに保険業法第六十五条の二及び第六十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

5 第三百六十二条の規定により更生計画において更生会社が相互会社と合併することを定めた場合における保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十三条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百九条第九号」とあるのは「保険業法(平成七年法律第五号)第六百六十五条第一項第十号」と、「合併契約書」付第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画(会社更生法(平成十四年法律第 号)第二条第二項ニ規定スル更生計画ヲ謂フ以下同ジ)ニ付認可ノ決定アリタル」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

6 第四項に規定する場合においては、保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(組織変更に関する特例)

第三百六十八条 第三百六十四条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の相互会社についての設立の登記をした時に生ずる。

2

第三百六十四条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3

第一項に規定する場合においては、保険業

法第六十九条から第七十八条まで、第八十一条及び第八十四条の規定は、適用しない。

4 第二百九十九条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百六十一条第一項第一号」とあるのは「第三百六十四条第二項において準用する第二百六十一条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第二百六十一条第二項」とあるのは「第三百六十四条第二項において準用する第二百六十一条第二項」と、同条第三項中「保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項並びに同法」とあるのは「保険業法」と、同条第四項中「監査役は」とあるのは「監査役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は」と、同条第五項中「代表取締役」とあるのは「代表取締役(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役)」と読み替えるものとする。

5 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

(組織変更後の相互会社の基金の募集に関する特例)

第三百六十九条 第三百三条第一項から第三項までの規定は、第三百六十四条第二項において準用する第二百六十三条第三号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三条第一項中「無記名式の」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第三百七条において準用する同法第四章」とあ

るのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとす
る。

2 第三百三十三条第四項の規定は、第三百六十四
条第二項において準用する第二百六十三條の
規定により更生計画において組織変更後の相
互会社が基金を募集することを定めた場合に
ついて準用する。

(組織変更後の相互会社の社債の発行に關す
る特例)

第三百七十条 会社更生法第二百七条第一
項から第三項までの規定は、第三百六十四條
第二項において準用する第二百六十四條第四
項の規定により更生計画において組織変更後の
相互会社が更生債権者等又は株主等に社債に
ついての引受権を与える旨を定めた場合に
ついて準用する。

2 第三百六十四條第二項において準用する第
二百六十四條の規定により更生計画において
組織変更後の相互会社が社債を発行すること
を定めたときは、保険業法第六十一条第二
項において準用する商法第二百九十八條の規
定は、適用しない。

(新相互会社の設立に關する特例)

第三百七十一条 第三百六十五條において準
用する第二百七十五條第一項の規定により更
生計画において相互会社を設立することを定
めた場合においては、当該相互会社(以下この
条において「新相互会社」という。)につい
ての発起人の職務は、管財人が行う。

2 前項に規定する場合においては、新相互
会社の定款は、裁判所の認証を受けなければ、
その効力を生じない。

3 第一項に規定する場合においては、新相互
会社の創立総会における定款の変更の決議
は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限
り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新相互
会社が成立しなかつたときは、更生会社は、管

財人が同項の規定により新相互会社の設立に
關してした行為についてその責めに任じ、新
相互会社の設立に關して支出した費用を負担
する。

5 第二百九十九條第一項、第二項及び第六
項の規定は第一項に規定する場合における取
締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定に
ついて、第三百三十三條第一項から第三項までの
規定は更生債権者等又は株主等に対して基金
の拠出についての引受権を与える場合につい
て、会社更生法第二百七条の規定は新相互
会社の社債の発行について、それぞれ準用す
る。この場合において、第二百九十九條第一
項中「第二百六十一條第一項第一号」とある
のは「第三百六十五條において準用する第
二百七十五條第一項第六号」と、「更生計画認
可の決定」とあるのは「同項に規定する新
相互会社が成立した」と、「同項第二号」と
あるのは「同号」と、同条第二項中「第百
六十一條第二項」とあるのは「第三百六十五
條において準用する第二百七十五條第一項
第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と、
第三百三十三條第一項中「無記名式」とある
のは「新株予約権証券若しくは無記名式」と、
「第三百七条において準用する同法第四章」
とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社
員」とあるのは「株主等」と、同法第二百
七条第一項中「第百七十七條第一項第四号」
とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等
に關する法律第三百六十五條において準用す
る同法第二百七十五條第一項第七号」と、同
条第四項中「商法」とあるのは「保険業法第
六十一條第二項において準用する商法」と読
み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合においては、保険業
法第二十二條第四項において準用する商法第
百六十七條、保険業法第二十三條第四項にお
いて準用する商法第九十二條第一項、第二
項及び第四項、保険業法第二十六條第四項に

において準用する商法第八十一條、第八十
三條第一項、第八十四條(同条第一項中同
法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号
に掲げる事項に關する部分を除く)、第八
十五條及び第八十六條、保險業法第三十條
において準用する商法第九十二條ノ二から
第九十八條まで並びに保險業法第九十三
條第一項において準用する商法第四百二十八
條の規定は、適用しない。

第三百七十四條 会社更生法第二百四十六條第
一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規
定若しくはこの節の規定により更生手続終了
前に組織変更後の相互会社又は更生計画の定
めにより設立される相互会社について登記す
べき事項が生じた場合について準用する。こ
の場合において、同項中「本店及び支店(外
国に本店があるときは、日本における営業所
第四項及び次条第一項において同じ。）」とあ
るの「主たる事務所及び従たる事務所」
と読み替えるものとする。

7 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新
相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査
について準用する。この場合において、同項
中「取締役、執行役」とあるのは、「取締役」
と読み替えるものとする。

(登記のある権利についての登記の嘱託等)
第三百七十五條 この節の規定による登記の嘱
託書又は申請書に添付すべき書面その他のも
のは、政令で定める。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)
第三百七十二條 更生手続開始後に更生会社の
取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、
監査役又は使用人であつた者で、更生計画の
定めにより更生会社の組織が変更された際又
は前条第一項に規定する新相互会社が設立さ
れた際に更生会社を退職し、かつ、引き続き
組織変更後の相互会社又は当該新相互会社の
取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつ
たものは、更生会社から退職手当の支給を受
けることができる。

(登記のある権利についての登記の嘱託等)
第三百七十六條 次に掲げる場合には、裁判所書
記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の
登記を嘱託しなければならない。
一 開始前協同組織金融機関に屬する権利で
登記がされたものに関し第二十條において
準用する会社更生法第二十八條第一項の規
定による保全処分があつたとき。
二 登記のある権利に關し第三十條第一項の
規定又は第六十二條において準用する会社
更生法第九十九條第一項の規定による保全
処分があつたとき。

2 前項に規定する者の更生会社における在職
期間は、退職手当の計算については、組織変
更後の相互会社又は新相互会社における在職
期間とみなす。

2 前項の規定は、同項に規定する保全処分の
変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保
全処分が効力を失つた場合について準用す
る。

(基金の拠出等についての引受権の譲渡)
第三百七十三條 更生計画の定めによつて更生
債権者等又は株主等に対して組織変更後の相
互会社又は第三百七十一條第一項に規定する
新相互会社の基金の拠出又は社債について
の引受権が与えられた場合においては、当該
引受権は、これを他に譲渡することができる。

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があ
つた場合において、更生協同組織金融機関
に屬する権利で登記がされたものについて協
同組合による金融事業に關する法律第六條の
二第四項、信用金庫法第六十二條又は労働金
庫法第六十六條において準用する商法第三百

八十七条第二項の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は更生計画認可の決定があった場合において裁判所書記官が更生協同組織金融機関に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百十條後段の規定による登記があることを知ったときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)
第百六十二条 第百五十九條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2 会社更生法第二百四十六條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関又は銀行と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の協同組織金融機関又は銀行の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 合併後存続する更生協同組織金融機関の合併による変更の登記

二 合併により設立する協同組織金融機関又は株式会社の合併による設立の登記

4 第一項及び第二項の規定は、他の協同組織金融機関又は銀行が更生協同組織金融機関と合併して合併後存続する場合における更生協同組織金融機関の解散の登記については、適用しない。

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生協同組織金融機関、更生債権者等、組合員等、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

6 協同組織金融機関の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する第一項において準用する第百五十九條第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

(否認の登記)

第百六十三条 会社更生法第二百五十條の規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認の登記について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百三十四條第二号若しくは第三号」とあるのは「更生特例法第五十條において準用する第二百三十四條第二号若しくは第三号」と、「第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」とあるのは「更生特例法第五十二條第一項において準用する第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」と、同条第三項中「第二百四十一條第一項」とあるのは「更生特例法第五十五條第一項において準用する第二百四十一條第一項」と読み替えるものとする。

(登記嘱託書等の添付書面等)

第百六十四条 この章の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

(登録免許税の特例)

第百六十五条 第百六十一條の規定及び第百六十三條において準用する会社更生法第二百五十條の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併してその銀行が合併後存続することを定めた場合におけるその銀行の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九條の規定にかかわらず、千分の一(合併により増加した資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

3 更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併して株式会社を設立することを定めた場合における株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一(資本の金額のうち、合併により消滅した銀行の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

4 更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における当該組織変更による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一(資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五)とする。

5 更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資

本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

6 会社更生法第二百五十二條第七項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

7 会社更生法第二百五十二條第八項の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社が更生協同組織金融機関から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

(登録への準用)

第百六十六条 第百六十一條、第百六十二條第五項、第百六十三條において準用する会社更生法第二百五十條、第百六十四條及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

(最高裁判所規則)

第百六十七条 この章並びに第四章第三節及び第四節に定めるもののほか、協同組織金融機関の更生手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 相互会社の更生手続

第一節 総則

(相互会社の更生手続)

第百六十八条 相互会社の更生手続については、次章第三節及び第六節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(定義)

第百六十九条 この章において「更生手続」とは、相互会社について、この章並びに次章第三節及び第六節の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続(更生手続開始の申立てに

ついて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。をいう。

2 この章において「更生計画」とは、更生債権者等又は社員の特権の全部又は一部を変更する条項その他の第二百五十九条に規定する条項を定めた計画をいう。

3 この章において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4 この章において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5 この章において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6 この章において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している相互会社であつて、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7 この章において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している相互会社であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8 この章において「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であつて、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一 更生手続開始後の利息の請求権

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権

四 第二百四十四条において準用する会社更生法第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

五 第二百六条第一項において準用する会社更生法第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六 第二百六条第三項において準用する破産

法第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七 第二百六条第三項において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生会社の有するものを除く。）

八 第二百二十六条において準用する会社更生法第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9 この章において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。）の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11 この章において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたことれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたことれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14 この章において「更生会社財産」とは、更

生会社に属する一切の財産をいう。

15 この章において「租税等の請求権」とは、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。

（会社更生法の規定を準用する場合の読替え等）

第七十條 この章（第二百七十一條第二項、第二百七十六條、第二百九十七條第三項、第三百五十五條第二項、第三百七十七條第一項、第三百八十八條第二項、第三百九十二條第二項、第三百九十二條第三項、第三百九十三條第一項及び第三百九十五條第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二章第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と、「取締役、執行役」とあるのは「取締役」と読み替へるものとする。

2 この章において準用するこの章の規定により読み替えられた会社更生法の規定中「更生特例法」とあるのは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律をいうものとする。

（外国人の地位）

第七十一條 会社更生法第三章の規定は、相互会社の更生手続における外国人又は外国法人の地位について準用する。

（更生事件の管轄）

第七十二條 会社更生法第五條（第二項第一号及び第三号から第五号までを除く。）及び第六條の規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法

第五條第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第二項第二号中「株式会社が商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二章第六項に規定する相互会社をいう。）が保険業法（平成七年法律第五十五號）第二章第十二項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替へるものとする。

（更生事件の移送）

第七十三條 会社更生法第七條の規定は、相互会社の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五條第二項各号」とあるのは、「更生特例法第七十二條において準用する第五條第二項第二号又は第六號」と読み替へるものとする。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）

第七十四條 会社更生法第八條及び第九條の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

（公告等）

第七十五條 会社更生法第十條の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

（更生手続の終了に伴う破産宣告等）

第七十六條 会社更生法第十一條及び第十二條の規定は、相互会社の更生手続の終了に伴う破産宣告について準用する。この場合において、同法第十一條第一項中「第二百三十四條第一号から第四号まで」とあるのは「更生特例法第三百二十三條において準用する第二百三十四條第一号から第四号まで」と、同条第三項及び同法第十二條第一項第三号中「第二百四十一條第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八條第一項において準用する第

二百四十一条第一項」と、同法第十一條第四項中「第六十二條第二項並びに第二百二十八條第一項及び第四項」とあるのは「更生特例法第二百六十六條第一項において準用する第六十二條第二項並びに更生特例法第二百四十一条第一項及び第四項」と、同法第五項中「第二百三十四條第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第二百二十三條において準用する第二百三十四條第一号から第三号まで」と、「第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十五條第一項において準用する第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」と読み替えるものとする。

(更生手続の終了に伴い再生手続が進行された場合の取扱い)

第百七十七條 会社更生法第十三條の規定は、相互会社について再生事件が係属している場合について準用する。この場合において、同条中「第二百三十四條第一号から第三号まで」とあるのは「更生特例法第二百二十三條において準用する第二百三十四條第一号から第三号まで」と、「第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十五條第一項において準用する第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」と読み替えるものとする。

第百七十八條 会社更生法第十四條及び第十五條の規定は、相互会社の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同法第十四條第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同法第四項第一号中「第

二十四條第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十四條において準用する第二十四條第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十四條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二百八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第二百八十六條において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十條第二項」と、同法第十五條第一項第一号中「第三十二條第一項ただし書、第四十六條第二項前段又は第七十二條第二項(第三十二條第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第二百八十八條において準用する第三十二條第一項ただし書、更生特例法第二百九十八條第二項前段又は更生特例法第二百九十一條において準用する第七十二條第二項(更生特例法第二百八十八條において準用する第三十二條第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第八十四條第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四條第二項」と、「第二百二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十八條第二項」と読み替えるものとする。

があるときは、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2 相互会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 当該相互会社の基金(保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。)の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該相互会社の社員総数の十分の一以上に当たる数の社員又は一万人以上の社員(破産等の申立義務と更生手続開始の申立て)第百八十一条 会社更生法第十八條の規定は、他の法律によつて相互会社の清算人が当該相互会社に対して破産又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合について準用する。

百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七條」とあるのは「更生特例法第二百八十条」と、同条第二項中「代表者(外国に本店があるときは、日本における代表者)」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十四条において準用する次条第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十四條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二百八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第二百八十六條において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十條第二項」と読み替えるものとする。

第二款 更生手続開始の申立てに伴う保全措置

第一目 開始前会社に関する他の手続の中止命令等

第百八十四条 会社更生法第二十四條から第二十七條までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五條第一項中「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二百八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二百八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十條第二項」と、同法第二十七條第六項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第二百七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替えるものとする。

第二目 開始前会社の業務及び財産に関する保全処分等

(開始前会社の業務及び財産に関する保全処分)

第百八十五条 会社更生法第二十八条の規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあった場合の保全処分について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(更生手続開始前における商事留置権の消滅請求)

第百八十六条 会社更生法第二十九条の規定は、相互会社の更生手続において開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合について準用する。

第三目 保全管理命令

(保全管理命令)

第百八十七条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下この章において「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第二百十条において準用する会社更生法第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。

3 会社更生法第三十条第三項から第五項まで及び第三十一条の規定は、相互会社の更生手続における保全管理命令について準用する。この場合において、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは、「更生特例法第百七十五

条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

(保全管理人の権限)

第百八十八条 会社更生法第三十二条及び第三十三条の規定は、相互会社の更生手続における保全管理人について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十七条第三項」とあるのは、「更生特例法第二百十条において準用する第六十七条第三項」と読み替えるものとする。

(管財人に関する規定等の保全管理人等への準用)

第百八十九条 第二百九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで並びに第八十二条第一項及び第二項の規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百九条第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九条中「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第百八十七条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中「（商法第二百一十一条第二項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第二項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）とあるのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第五十二条第一項から第三項までの規定は相互会社の更生手続において保全管理命令が発せられた場合について、同条第

四項から第六項までの規定は相互会社の更生手続において保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。）について、それぞれ準用する。

3 相互会社の更生手続における開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める規定を準用する。

一 保全管理命令が発せられた場合 会社更生法第五十二条第一項から第三項まで

二 保全管理命令が効力を失った場合（更生手続開始の決定があった場合を除く。） 会社更生法第五十二条第四項から第六項まで

4 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

第四目 監督命令

(監督命令)

第百九十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下この章におい

て「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3 会社更生法第三十五条第三項の規定は相互会社の更生手続における監督委員の同意を得ないでした行為について、同条第四項から第六項までの規定は相互会社の更生手続における監督命令について、それぞれ準用する。

(監督命令に関する公告及び送達)

第百九十一条 会社更生法第三十六条の規定は、相互会社の更生手続における監督命令に関する公告又は送達について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「更生特例法第百九十条第三項において準用する前条第四項」と、同条第三項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第四項」と読み替えるものとする。

(取締役等の管財人の適性に関する調査)

第百九十二条 会社更生法第三十七条の規定は、相互会社の更生手続における監督委員による管財人の適性に関する調査について準用する。

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第百九十三条 第二百九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百一十一条第二項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第二項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）とあるのは「（保険業法第二条第十二項に規定する子会社

をいう。」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第五目 更生手続開始前の調査命令等

(更生手続開始前の調査命令)

第百九十四条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第二百三十八条第二項に規定する調査命令を発することができ、

一 第百八十条第一項に規定する更生手続開始の原因となる事実及び第百九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事由の有無、開始前会社の業務及び財産の状況その他更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項並びに更生手続を開始することの可否

二 第百八十五条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項
(更生手続開始前の役員の財産に対する保全処分)

第百九十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、緊急の必要があると認めるときは、開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人)の申立てにより又は職権で、第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条

第一項各号に掲げる保全処分をすることができ、

2 会社更生法第九十九条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による保全処分があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第三節 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款 更生手続開始の決定

第百九十六条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条(第三項を除く。)及び第四十四条の規定は、相互会社についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第八十条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第百九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第百九十条第一項各号」と、同条第二項中「更生債権者等、株主等」とあるのは「更生債権者等」と、「第三十九条」とあるのは「更生特例法第九十四条」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節」と、同条第三項中「規定する者(同条第三項の規定により通知を受けなかった者を除く。）」とあるのは「規定する者」と読み替えるものとする。

第二款 更生手続開始の決定に伴う効果

(更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止)
第百九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会

社がその組織を変更した後の株式会社(以下この章において「組織変更後の株式会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 保険契約(保険契約者を社員とするものに限る。)の締結

一 知れている更生債権者。ただし、第二百三十三条第一項に規定する更生債権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

二 基金の募集又は社債の発行

二 知れている更生担保権者。ただし、第二百三十三条第二項に規定する更生担保権者委員会があるときは、その意見を聴けば足りる。

三 保険契約の移転(保険業法第百三十五条第一項の保険契約の移転をいう。以下同じ。)

三 労働組合等(更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、更生会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは更生会社の使用人の過半数を代表する者をいう。)

四 剰余金の分配

四 管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

五 株式交換(保険業法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。以下この章において同じ。)、株式移転(同法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この章において同じ。)、又は合併

一 当該譲渡の対象となる事業の内容

六 解散又は株式会社への組織変更

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

三 当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

(事業の譲渡)

5 前項の規定による社員に対する通知は、当該社員が更生会社又は管財人に通知した住所にあてて、することができ、

第百九十八条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

6 第四項の規定による社員に対する通知は、その通知が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができ、

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第二項の許可をすることができない。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

一 第四項の規定による公告又は通知があつた日から一月を経過した後に第二項の許可の申立てがあつたとき。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 第四項第二号に規定する期間内に、社員の総数の四分の一を超える数の社員が、書面をもって管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

3 裁判所は、前項の許可をする場合には、次

二 当該譲渡に反対の意思を有する社員は、当該公告又は当該通知があつた日から二週間以内(その旨を書面をもって管財人に通知すべき旨)

8 第四項から前項までの規定は、第二項の許可の時において更生会社がその財産をもって債務を完済することができない状態にある場合には、適用しない。

9 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(更生債権等の弁済の禁止)

第九十九条 会社更生法第四十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権等について準用する。この場合において、同条第六項第一号及び第二号中「第二十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(相殺)

第二百条 会社更生法第四十八条第一項及び第四十九条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第三百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

2 破産法第三十三条の規定は、前項において準用する会社更生法第四十八条第一項の規定による相殺について準用する。この場合において、破産法第三十三条第一項前段中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、「破産宣告」とあるのは「更生手続（同条第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と読み替えるものとする。

(他の手続の中止等)

第二百一条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、

同法第五十条第一項及び第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とあるのは「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第二項」と、同法第五十一条第二項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(更生会社の財産関係の訴えの取扱い)

第二百二条 会社更生法第五十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の訴訟手続について準用する。

(行政庁に係属する事件の取扱い)

第二百三条 会社更生法第五十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。

(更生会社のした法律行為の効力等)

第二百四条 会社更生法第五十四条から第五十九条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された後の行為の効力について準用する。この場合において、同条中「第四十三条第一項」とあるのは、「更生特例法第九十六条において準用する第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(共有関係)

第二百五条 会社更生法第六十条の規定は、相互会社の更生手続において更生会社が他人と共同して財産権を有する場合について準用する。

(双務契約)

第二百六条 会社更生法第六十一条第一項から第四項まで及び第六十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社が当事者である双務契約について準用する。

2 破産法第六十条の規定は、前項において準

用する会社更生法第六十一条第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、破産法第六十条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第九項二規定スル更生債権者ヲ謂フ）」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第七項二規定スル更生会社ヲ謂フ）」と、「破産財団」とあるのは「更生会社財産（同条第十四項二規定スル更生会社財産ヲ謂フ）」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

3 破産法第六十三条及び第六十六条の規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第六十三条第一項中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始ノ決定」と、同項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同条第二項中「破産債権者二於テ同ジ」とあるのは「更生債権者等二」と、「破産債権者トシテ」とあるのは「更生債権者（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第九項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同法第六十六条第二項中「請求権ハ破産者之ヲ有スルトキハ破産財団ニ属シ」とあるのは「請求権ハ」と、「破産債権」とあるのは「更生債権（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第八項二規定スル更生債権ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

(取戻権)

第二百七条 会社更生法第六十四条第一項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利について準用する。

2 破産法第八十八条から第九十一条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産宣告」とあり、並びに同法第八十九条第一項中「破産ノ宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第七項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始ノ決定」と、同法第八十八条及び第九十一条第一項中「破産者」とあるのは「相互会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條二規定スル相互会社ヲ謂フ）（保全管理人ガ選任セラレタル場合ニ於テハ保全管理人）」と、同法第八十九条第一項及び第九十一条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第八十九条第二項中「第五十九条」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六条第一項ニ於テ準用スル会社更生法第六十一条第一項及第二項」と読み替えるものとする。

(取締役の競業禁止義務)

第二百八条 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社についての更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役が自己又は第三者のために更生会社の事業の部に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四條第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四條第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項から第四項までの規定中「取締役又は執行役」

とあり、及び同項中「取締役若しくは執行役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

(取締役等の報酬)

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役及び監査役について準用する。この場合において、同条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十九条及び保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十九条」と読み替えるものとする。

第三款 管財人

第一目 管財人の選任及び監督

第二百十条 会社更生法第六十七条から第七十一条までの規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。この場合において、同法第六十七条第三項中「第一百条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十九条において準用する第一百条第一項」と読み替えるものとする。

第二目 管財人の権限等

(管財人の権限)

第二百十一条 会社更生法第七十二条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「第六十一条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六条第一項において準用する第六十一条第一項」と、同項第八号中「第六十四条第一項」とあるのは「更生特例法第二百七条第一項において準用する第六十四条第一項」と、同条第七項中「第十条第四項」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第四項」と読み替

えるものとする。

(更生会社の業務及び財産の管理)

第二百十二条 会社更生法第七十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の業務及び財産の管理について準用する。(当事者適格等)

第二百十三条 会社更生法第七十四条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産関係の訴えについて準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(郵便物等の管理)

第二百十四条 会社更生法第七十五条及び第七十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社にあてた郵便物等の管理について準用する。この場合において、同法第七十五条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(更生会社及び子会社に対する調査等)

第二百十五条 会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中「(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）」又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

(管財人の自己取引)

第二百十六条 会社更生法第七十八条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の更

生会社との取引について準用する。

(管財人の競業禁止義務)

第二百十七条 会社更生法第七十九条の規定は、相互会社の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。(管財人の注意義務)

第二百十八条 会社更生法第八十条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の職務について準用する。

(管財人の報酬等)

第二百十九条 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 管財人は、その選任後、更生会社、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社若しくは株式会社に対する債権又は更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 管財人は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前各項の規定は、管財人代理及び第二百十條において準用する会社更生法第七十一条の法律顧問について準用する。

(任務終了の場合の報告義務等)

第二百二十条 管財人の任務が終了した場合に、管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は更生会社が財産を管理することができるに至るまで必要な処分をしなければならない。

3 第三百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第七十六条において準用する同法第十一条第四項若しくは第五項に規定する場合又は第七十七條において準用する同法第十三条に規定する場合を除き、管財人は、共益債権を弁済しなければならない。ただし、その存否又は額について争いのある共益債権については、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第三目 更生会社の財産状況の調査

(財産の価額の評定等)

第二百二十一条 会社更生法第八十三条及び第八十四条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産状況の調査について準用する。この場合において、同法第八十三条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八十四条第一項第三号中「第九十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十八条において準用する第九十九条第一項」と、「第一百条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十九条において準用する第一百条第一項」と読み替えるものとする。

(財産状況報告集金)

第二百二十二条 会社更生法第八十五条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の財産状況を報告するための関係人集会について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する前条第一項各号」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

第四款 否認権

(否認の原因)

第二百二十三条 次に掲げる行為であつて、更生手続開始前にされたものは、更生手続開始

後、更生会社財産のために否認することができ
る。

一 更生会社が更生債権者等害することを知つた行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、更生債権者等害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

二 更生会社が支払の停止又は破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この条から第二百二十五条までにおいて「支払の停止等」という。）があつた後にした更生債権者等害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。ただし、これにより利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと又は更生債権者等害する事実を知つていたときに限る。

三 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前三十日以内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないもの。ただし、債権者において、その行為の当時、更生会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つた事実を知らなかつたとき（その行為が支払の停止等があつた後にされたものである場合にあっては、支払の停止等があつたことをも知らなかつたときに限る。）は、この限りでない。

四 更生会社が支払の停止等があつた後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2 前項の規定は、更生会社が租税等の請求権又は第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。
(手形債務支払の場合の例外)

第二百二十四条 前条第一項の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に對する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払つた金額を償還させることができる。

(権利変動の対抗要件の否認)

第二百二十五条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に對抗するために必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

(否認権行使の効果等)

第二百二十六条 会社更生法第八十九条から第九十七条までの規定は、相互会社の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十一条第二項中「第八十六条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十三条第一項第四号」と、同法第九十五条第四項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

(詐害行為取消訴訟等)

第二百二十七条 会社更生法第九十八條の規定は、民法第四百二十四條の規定により更生債権者の提起した訴訟、破産法若しくは民事再

生法の規定による否認の訴訟又は同法の規定による否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が相互会社についての更生手続開始当時係属する場合について準用する。

第五款 更生会社の役員責任の追及

(役員の財産に対する保全処分)

第二百二十八条 会社更生法第九十九条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があつた場合における保全処分について準用する。この場合において、同法第一項第二号中「株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社」とあるのは「基金の拠出に係る払込請求権又は相互会社」と、同法第五項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

(役員責任等の査定申立て等)

第二百二十九条 会社更生法第一百条から第一百三十九条までの規定は、前条において準用する同法第九十九条第一項各号に規定する請求権の査定について準用する。この場合において、同法第一百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百二十八條において準用する前条第一項各号」と、同法第一百一条第三項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替へるものとする。

第六款 担保権消滅の請求等

第一目 担保権消滅の請求

(担保権消滅許可の決定、価額決定の請求等)
第二百三十条 会社更生法第一百四條から第一百二条までの規定は、相互会社の更生手続における担保権の消滅について準用する。この場合において、同法第一百四條第四項及び第六項、第一百六條第六項並びに第一百一條第五項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と、同法第九條及び第一百一條第一

六項中「第七十二條第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一條において準用する第七十二條第四項前段」と、同法第三項中「第三百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八條において準用する第三百三十八條第一項」と読み替へるものとする。

第二目 債権者の第三債務者の供託

第二百三十一条 会社更生法第一百三條の規定は、相互会社の更生手続における更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者について準用する。

第七款 関係人集会

第二百三十二条 会社更生法第一百四條から第一百六條までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第一百四條第一項第二号中「第二百七十七條第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三條第一項」と、同項第三号中「第二百七十七條第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三條第二項」と、同項第四号中「第二百七十七條第七項に規定する株主等委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三條第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「第十七條第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員（第二百五十七條の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第一百五條第三項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八條第三項第三号」と読み替へるものとする。

第八款 更生債権者委員会及び代理委員等

(更生債権者委員会等)
第二百三十三条 会社更生法第一百七條第一項の規定は相互会社の更生手続において更生債権者をもつて構成する委員会がある場合について、同法第二項から第五項までの規定はこ

の項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会(以下この章において「更生債権者委員会」という。)がある場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第一百七十七条第一項の規定は相互会社の更生手続において更生担保権者をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会(以下この章において「更生担保権者委員会」という。)がある場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第一百七十七条第一項の規定は相互会社の更生手続において社員をもって構成する委員会がある場合について、同条第二項から第五項までの規定はこの項において準用する同条第一項の規定により承認された委員会(以下この章において「社員委員会」という。)がある場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

(更生債権者委員会の意見聴取等)
第二百三十四条 会社更生法第十八条から第二百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生債権者委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第百

十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する第十五条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(更生担保権者委員会及び社員委員会への準用)
第二百三十五条 会社更生法第十八条から第二百二十条までの規定は、相互会社の更生手続において更生担保権者委員会又は社員委員会がある場合について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同法第二百二十九条第一項中「第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条」と、同条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十八条において準用する第十五条第一項」と、同法第二百二十条中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百二十一条において準用する第八十四条第二項」と読み替えるものとする。

(代理委員)
第二百三十六条 会社更生法第二百二十二条及び第二百三十三条の規定は、相互会社の更生手続における代理委員の選任について準用する。(報償金等)
第二百三十七条 会社更生法第二百二十四条の規定は、相互会社の更生手続における費用の償還及び報償金の支払について準用する。

第九款 調査命令

(調査命令)
第二百三十八条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができ。

一 第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第一百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 管財人の作成する貸借対照表及び財産目録の当否並びに更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否

三 更生計画又は更生計画の当否
四 その他更生事件に関し調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項

2 裁判所は、前項の処分(以下この章において「調査命令」という。)をする場合には、当該調査命令において、一人又は数人の調査委員を選任し、かつ、調査委員の調査又は意見陳述の対象となるべき事項及び裁判所に対して報告又は陳述をすべき期間を定めなければならない。

3 会社更生法第二百五条第三項から第六項までの規定は、相互会社の更生手続における調査命令について準用する。この場合において、同項中「第十條第三項本文」とあるのは、「更生特例法第七十五条において準用する第十條第三項本文」と読み替えるものとする。

(管財人に関する規定の調査委員への準用)
第二百三十九条 第二百二十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用す

る。この場合において、同法第七十七条第二項中「(商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）」又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

第四節 共益債権及び開始後債権

第一款 共益債権
(共益債権となる請求権)
第二百四十条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 更生債権者等及び社員の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

三 更生計画の遂行に関する費用の請求権(更生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第二百九条第一項(第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百九条第五項及び前条において準用する場合を含む。)の規定、第二百三十三条において準用する同法第一百七条第四項の規定、第二百三十六

条において準用する同法第二百三十三条第五項の規定、第二百三十七条において準用する同法第二百二十四条第一項の規定並びに第二百五十五条において準用する同法第六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五 更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社(第二百一十一條において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。)が権限に基づいてした資

金の借入れその他の行為によって生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後に更生会社に対して生じた請求権
七 更生会社のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、更生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（開始前の借入金等）

第二百四十一条 保全管理人が開始前会社の業務及び財産に関し権限に基づいて資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

2 開始前会社（保全管理人が選任されているものを除く。以下この項及び第四項において同じ。）が、更生手続開始の申立て後更生手続開始前に、資金の借入れその他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

3 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

4 開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を得て第二項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。

（源泉徴収所得税等）
第二百四十二条 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。

（使用人の給料等）

第二百四十三条 相互会社について更生手続開始の決定があった場合において、更生手続開始前六月間の当該相互会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該相互会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とする。

2 前項に規定する場合において、更生計画認可の決定前に退職した当該相互会社の使用人の退職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

3 前項の退職手当の請求権で定期金債権であるものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する額を共益債権とする。

4 前二項の規定は、第二百四十条の規定により共益債権とされる退職手当の請求権については、適用しない。

5 第一項に規定する場合において、更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該相互会社の使用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り金の額の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする。

（社債管理会社等の費用及び報酬）
第二百四十四条 会社更生法第三十一条の規定は、第九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等について準用する。

（共益債権の取扱い）
第二百四十五条 会社更生法第三十二条及び第二百三十三条の規定は、相互会社の更生手続における共益債権の取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第三項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

第二款 開始後債権

第二百四十六条 更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）は、開始後債権とする。

2 会社更生法第三十四条第二項及び第三項の規定は、相互会社の更生手続における開始後債権について準用する。

第五節 更生債権者及び更生担保権者
第一款 更生債権者及び更生担保権者の手続参加

第二百四十七条 会社更生法第三十五条第一項、第三十六条及び第三十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権者等の更生手続への参加について準用する。この場合において、同法第三十六条第二項第五号中「第四百二十二条第二号」とあるのは、「更生特例法第二百五十一条第二号」と読み替えるものとする。

2 破産法第二十四条から第二十七条までの規定は、相互会社について更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第二十四条、第二十五条及び第二十六条第一項中「破産ノ宣告」とあり、並びに同法第二十四条及び第二十五条中「破産宣告」とあるのは「更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ノ開始」と、同法第二十四条及び第二十五条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ）」と、同法第二十四条中「各

破産財団ニ対シ」とあるのは「各更生手続（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第一項二規定スル更生手続ヲ謂フ）ニ於テ」と、同法第二十六条第一項及び第三項中「破産者」とあるのは「更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第七項二規定スル更生会社ヲ謂フ）」と、「請求権」とあるのは「更生債権等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十二項二規定スル更生債権等ヲ謂フ）」と読み替えるものとする。

第二款 更生債権及び更生担保権の届出

（更生債権等の届出）

第二百四十八条 会社更生法第三十八条及び第三十九条の規定は、相互会社の更生手続における更生債権等の届出について準用する。この場合において、同法第三十八条第一項中「第四十二条」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条」と、同法第一号中「原因」とあるのは「原因（更生債権が保険契約に係る債権である場合において、当該保険契約が保険契約者社員とするものであるときは、その旨を含む。）」と読み替えるものとする。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第二百四十九条 会社更生法第四十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（届出名義の変更）

第二百五十条 会社更生法第四十一条の規定は、相互会社の更生手続における届出をした更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権

第二百五十八條 社員は、各々一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、更生会社が更生手続開始の時にその財産をもって債務を完済することができない状態にあるときは、社員は、議決権を有しない。

第七節 更生計画の作成及び認可 第一款 更生計画の条項

(更生計画において定める事項)

第二百五十九条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

一 全部又は一部の更生債権者等又は社員の権利の変更

二 更生会社の取締役及び監査役

三 共益債権の弁済

四 債務の弁済資金の調達方法

五 更生計画において予想された額を超える収益金の使途

六 次のイ及びロに掲げる金銭の額又は見込額及びこれらの使途

イ 第二百一条において準用する会社更生法第五十一条第一項本文に規定する手続又は処分における配当等に充てるべき金銭の額又は見込額

ロ 第二百三十条において準用する会社更生法第八十条第一項の規定により裁判所に納付された金銭の額(第二百三十条において準用する同法第二百二十二条第二項の場合にあつては、同項の規定により裁判所に納付された金銭の額及び第二百三十条において準用する同法第二百一十一条第一項の規定において定める金額の合計額)七 知れている開始後債権があるときは、その内容

2 第二百一十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第二百九十七条第一項各号に掲げる行為、保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為、業

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成十四年十一月十五日

務及び財産の管理の委託(保険業法第四百四十四条第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。以下この章及び第四章第二節において同じ。)、定款の変更、相互会社又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生計画による権利の変更)

第二百六十条 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第二百四十七条第一項において準用する会社更生法第二百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一 更生担保権

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

三 前号に掲げるものの以外の更生債権

四 社員権

2 前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3 会社更生法第六十八條第三項から第七項まで及び第六十九條から第七十二條までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同法第六十八條第三項中「第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百六十條第一項各号」と、同条第四項及び第七項中「第二百四十二條第二号」とあるのは「更生特例法第二百五十一條第二号」と、同法第七十二條中「第二百五十一條第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百五十五條において準用する第二百五十一條第一項本文」と読み替えるものとする。

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 更生会社の取締役及び監査役に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役及び監査役の氏名及び任期

二 代表取締役の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役が共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えないことができる。

(事業の譲渡等)

第二百六十二条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一 保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為

二 保険契約の移転をし、又は移転を受けること

三 業務及び財産の管理の委託

四 定款の変更

(基金の募集)

第二百六十三条 基金の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第六十条第二項第二号に掲げる事項

二 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五十五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすとき

は、その旨
三 更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与えるときは、その旨

(社債の発行)

第二百六十四条 社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百一十一条第二項第一号から第十号まで及び第十五号に掲げる事項

二 担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五十五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

四 更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

(吸収合併)

第二百六十五条 更生会社が他の相互会社と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十条第四号に掲げる事項について、は、更生会社の社員総会(総代会)を設けているときは、総代会)の期日を除く。

二 合併契約の相手方である相互会社の名称
三 更生会社が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四 合併により消滅する相互会社の社員に対して保険業法第六十条第二号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

六 更生会社が合併により消滅する場合において、保険業法第七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

第二百六十六條 更生会社が保険業（保険業法第二條第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十二條第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号
第二百六十七條 更生会社が保険業を営む株式会社と合併して当該株式会社が合併後存続する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十四條第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号
三 合併契約の相手方である株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てる

とき（当該新株に代えて当該株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 更生会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第六十四條第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は

社債を割り当てることを定めたときは、その規定
五 保険業法第五十九條第三項の規定により従うものとされる商法第四百十四條ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第二百六十八條 更生会社が他の相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十一條第四号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である相互会社の名称
三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四 各相互会社の社員に対して保険業法第六十一條第二号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五 合併により設立する相互会社の準備金に関する事項
第二百六十九條 更生会社が保険業を営む株式会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十三條第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号
三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当て

に関する事項
第二百七十條 更生会社が保険業を営む株式会

社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十五條第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会）を設けているときは、総代会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号
三 合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四 更生会社の基金の拠出者若しくは社員又は合併契約の相手方である株式会社の株主等に対して保険業法第六十五條第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

（組織変更）
第二百七十一條 組織変更に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第八十六條第五号に掲げる事項
二 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三 組織変更後の株式会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）
四 組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更

に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
五 組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項

六 組織変更の際に組織変更後の株式会社

の株式を発行する場合（社員に対する割当て及び第四号の割当てを行う場合を除く。）

には、保険業法第九十二條の二第一項各号に掲げる事項

七 第三百十一條第二項の規定により前号に規定する株式の一部を発行しないで組織変更を行う場合における組織変更の際に発行すべき同号に規定する株式の下限の数
2 会社更生法第七十三條の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項について、同法第七十五條から第七十七條までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する事項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五條第二号、第七十六條第二号並びに第七十七條第一項第三号及び第二項第三号中「第二百五條第一項」とあるのは「更生特例法第二百九十六條において準用する第二百五條第一項」と、同法第七十五條第二号及び第三号、第七十六條第二号及び第三号並びに第七十七條第一項第三号及び第四号並びに第二項第三号及び第四号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（組織変更における株式交換）
第二百七十二條 相互会社が他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第三百五十二條第一項に規定する完全親会社をいう。以下この章において同じ。）とするため組織変更の際に株式交換を行う場合における株式交換に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第九十二條の七第一項各号に掲げる事項
二 株式交換契約の相手方である株式会社の商号

三 完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てる

とき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 更生会社の社員に対して保険業法第九十

第五号」と読み替えるものとする。 (関係人集会所が開催される場合における議決権の額又は数の定め方等) 第二百八十四条 裁判所が議決権行使の方法として第二百八十二条において準用する会社更生法第八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、管財人、届出をした更生債権者等又は社員は、関係人集会所の期日において、届出をした更生債権者等又は社員の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第二百五十四条において準用する同法第五十条第一項の規定によりその額が確定した届出をした更生債権者等の議決権及び同項の規定により確定した社員の議決権については、この限りでない。 2 前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じ、議決権を行使することができる。 一 第二百五十四条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等 確定した額 二 前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等 届出の額 三 第二百五十四条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により確定した社員権を有する社員又は前項本文の異議のない議決権を有する社員 一個 四 前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は社員 裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができる。 3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。 (関係人集会所が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等)	第二百八十五条 裁判所が議決権行使の方法として第二百八十二条において準用する会社更生法第八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じ、議決権を行使することができる。 一 第二百五十四条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等 確定した額 二 届出をした更生債権者等(前号に掲げるものを除く。) 裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができる。 三 第二百五十四条において準用する会社更生法第五十条第一項の規定により確定した社員権を有する社員 一個 四 届出をした社員(前号に掲げるものを除く。) 一個。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができる。 2 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号又は第四号の規定による決定を変更することができる。 (議決権の行使の方法等) 第二百八十六条 会社更生法第九十三条から第九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第九十三条第二項中「第百八十九条第二項前段」とあるのは「更生特例法第九十二条前段」と、同法第九十四条第一項中「更生担保権者表又は株主名簿に記載」とあるのは「又は更生担保権者表に記載」と、同法第九十五条中「第二百九十一条」とあるのは「更生特例法第二百九十一条において準用する第二百九十二条」と読み替えるものとする。	(更生計画案の可決の要件) 第二百八十七条 会社更生法第九十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の決議について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第百六十八条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百六十八条第一項各号」と、同項及び同条第五項第三号中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えるものとする。 (更生計画案の変更) 第二百八十八条 会社更生法第九十七条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画案の変更について準用する。この場合において、同条中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「更生特例法第二百八十二条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と読み替えるものとする。 (関係人集会所の期日の続行) 第二百八十九条 会社更生法第九十八条の規定は、相互会社の更生手続における関係人集会所の期日の続行について準用する。この場合において、同条第一項中「第百八十九条第二項第一号又は第三号」とあるのは「更生特例法第二百八十二条において準用する第百八十九条第二項第一号又は第三号」と、同条第三号中「株式」とあるのは「社員権」と読み替えるものとする。 第四款 更生計画の認可又は不認可の決定 (更生計画認可の要件等) 第二百九十条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。 2 会社更生法第九十九条第二項から第七項までの規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「株式会社」と	共に第四十五条第一項第四号」とあるのは「相互会社又は株式会社と共に更生特例法第九十七条第一項第三号又は第五号」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百九十条第一項」と、「株式会社」とあるのは「相互会社又は株式会社」と、同項第六号中「第百八十七条」とあるのは「更生特例法第二百八十七条」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第二百九十一条において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第百五十五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百三十二条において準用する第百五十五条第一項」と、同項及び同条第七項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。 (同意を得られなかった種類の権利がある場合の認可) 第二百九十一条 会社更生法第二百九十条第一項の規定は第二百八十七条において準用する同法第九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られなかったものがあるため更生計画案が可決されなかった場合について、同法第二百九十二条第二項及び第三項の規定は更生計画案につき第二百八十七条において準用する同法第九十六条第一項に規定する種類の権利の一部に同条第五項の要件を満たす同意を得られないことが明らかなるものがある場合について、それぞれ準用する。 (更生計画の効力発生時期) 第二百九十二条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。 (更生計画認可の決定等に対する即時抗告) 第二百九十三条 会社更生法第二百九十二条の規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定に対する即時抗告について準用する。この場合において、同条第二項中「第百六十八
---	---	--	--

条第一項第四号又は第五号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第七十九条」と読み替えるものとする。

第八節 更生計画認可後の手続

第一款 更生計画認可後の効力
(更生計画の効力範囲)
第二百九十四条 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一 更生会社
二 すべての更生債権者等及び社員
三 更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者
四 新相互会社(更生計画の定めるところにより第二百七十五条第一項に規定する条項によつて設立される相互会社をいう。以下この章において同じ。)

五 組織変更後の株式会社、更生計画の定めるところにより株式移転(共同して行う株式移転を除く。)によつて設立される株式会社又は新株式会社(更生計画の定めるところにより第二百七十六条において準用する会社更生法第八十三条第一項に規定する条項によつて設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。)

2 更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。
(更生債権等の免責等)
第二百九十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免かれ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。
一 更生計画の定め又はこの章の規定によつて認められた権利

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、代表取締役又は監査役をいう。)(又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権
三 第二百五十一条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権
四 租税等の請求権のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法第十四条第一項(地方税法において準用する場合を含む。)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、若しくは免かれようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの
会社更生法第二百四十二条第二項の規定は、相互会社の更生手続において更生計画認可の決定があつた場合における前項第三号及び第四号に掲げる請求権について準用する。
(届出をした更生債権者等の権利の変更等)
第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、「第二百三十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社、同項第五号」と、同法第二百七条中「第六百九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六百九条第一項」と、同法第二百八条第一項中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

第二款 更生計画の遂行
(更生計画の遂行)
第二百九十七条 会社更生法第二百九条(第三項を除く。)の規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第六百九条第七項に規定する更生会社(更生特例法第九十七条第一項に規定する組織変更後の株式会社を含む。)」と、同条第二項中「第二百三十三条第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社及び同項第五号に掲げる株式会社(組織変更後の株式会社を除く。)」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第二号中「第二百五十一条第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百五十五条において準用する第二百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第七十七条第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

3 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社(組織変更後の株式会社を除く。)(に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。
(社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

2 第二百九十八条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の社員総会若しくは総代会若しくは取締役会又は新相互会社若しくは新株式会社(の創立総会の決議を要しない。
(更生会社の取締役等に関する特例)
第二百九十九条 第二百六十一条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 第二百六十一条第二項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選任の方法を定めたときにおけるその選任についても、同様とする。

3 前項の場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項並びに同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用しない。

4 更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

6 第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役を選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(事業の譲渡等に関する特例)
第三百条 更生計画において更生会社が保険業法第四十一条又は第四十九条において準用す

る商法第二百四十五条第一項第一号に掲げる行為をすることを定めた場合における当該更生会社に対する保険業法第四百三十三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をした」とあるのは「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があった」と、「当該決議をした」とあるのは「当該決定のあった」とする。

（保険契約の移転に関する特例）

第三百一条 更生計画において更生会社が第二百六十二条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、保険業法第二百三十六条の二及び第二百三十七条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第二百三十八条の規定の適用については、同条中「第二百三十六条第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

（定款の変更に関する特例）

第三百二条 会社更生法第二百三十三条の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合について準用する。

（基金の募集に関する特例）

第三百三条 第二百六十三条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、基金の拠出についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について無記名式の社債券

が発行されている場合又は社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一 各更生債権者等又は各社員が引受権を有する基金の拠出の内容

二 一定の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、基金の拠出についての引受権を失う旨

三 引受権を譲り渡すことができる旨

2 前項の通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 基金の拠出についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、当該引受権を失う。

4 第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第四項において準用する商法第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

（社債の発行に関する特例）

第三百四条 会社更生法第二百七条第一項から第三項までの規定は、第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項中「新株予約権証券若しくは無記名式」とあるのは「無記名式」と、「第四章」とあるのは「第二百七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2 第二百六十四条の規定により更生計画にお

いて更生会社が社債を発行することを定めたときは、保険業法第六十一条第二項において準用する商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

（合併に関する特例）

第三百五条 第二百六十五条第三号又は第二百六十八条第三号の規定により更生計画において合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

2 会社更生法第二百三十三条第一項の規定は、第二百六十七条第三号又は第二百七十条第三号の規定により更生計画において合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が生息債権者等に対して合併に際して発行する新株（第二百六十七条第三号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てた場合について準用する。

3 第二百六十五条第四号、第二百六十七条第四号、第二百六十八条第四号又は第二百七十条第四号の規定により更生計画において基金の拠出者、社員又は株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、基金の拠出者、社員又は株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（保険業法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二百六十五条から第二百七十条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、保険業法第二百六十五条の二及び第二百六十六条の規定、同法第二百七十三条第一項において準用する商法第四百三十三条の規定並びに保険業法第二百七十三条第一項において準用する商法第四百三十六条第二項において準用する同法第三百七十六條第三項の規定は、更生会社については、

適用しない。

5 第二百六十七条の規定により更生計画において更生会社が株式会社と合併することを定めた場合においては、保険業法第五百九条第三項の規定により従うものとする商法第四百三十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

6 第四項に規定する場合においては、保険業法第四百三十三条第一項において準用する商法第四百三十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の社員、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第三百六条 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の株式会社についての設立の登記をした時に生ずる。

2 第二百七十一条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が組織変更の際に発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項に規定する場合においては、保険業法第八十六条から第八十七条まで、第九十条及び第九十六条の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組織変更計画書」とあるのは、「更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）」とする。

5 会社更生法第二百三十一条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百七十三条第一

項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十一條第二項において準用する第七十三條第一項第一号」と、同項及び同法第四項中「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同法第二項中「第二百七十三條第二項」とあるのは「更生特例法第二百七十一條第二項において準用する第七十三條第二項」と、同法第三項中「第二百五十四條第一項及び第二百五十七條ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一條第一項」とあるのは「第二百六十一條第一項」と読み替えるものとする。

（組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例）
第三百七条 会社更生法第二百十五條第一項及び第三項の規定は、第二百七十一條第二項において準用する同法第二百七十五條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する新株を発行することを定めた場合について準用する。

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員」と、並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同法第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第二百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公

告スルコトヲ要ス」と、同法第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）
第三百八条 第二百七十一條第二項において準用する会社更生法第二百六条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたとときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2 会社更生法第二百十五條第一項の規定は、第二百七十一條第二項において準用する同法第二百七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同法第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第二百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同法第二項において準用する同法

第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 第二項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十二及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一の規定は、適用しない。

（組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例）
第三百九条 第二百七十一條第二項において準用する会社更生法第二百七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 会社更生法第二百七条第一項から第三項までの規定は、第二百七十一條第二項において準用する同法第二百七十七條第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七十七條第一項中「新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第二百七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 第二百七十一條第二項において準用する会社更生法第二百七十七條第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が社債を発行することを定めたときは、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）
第三百十條 第二百七十一條第二項において準

用する会社更生法第二百七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 会社更生法第二百十五條第一項の規定は、第二百七十一條第二項において準用する同法第二百七十七條第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 前項に規定する場合における商法第三百四十一條ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同法第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第二百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同法第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八條及び第三百四十一條ノ五並びに同法第三百四十一條ノ十五第四項において準

用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

(組織変更における株式の発行に関する特例)
第三百十一條 第二百七十一條第一項第六号の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際に組織変更後の株式会社の株式を発行することを定めた場合においては、保険業法第九十二條の二第二項において準用する商法第九十二條の二第五項において準用する商法第九十三條ノ二及び第九十五條並びに保険業法第九十二條の三の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、同項の株式のうち割当てをすることができなかったものがあるときは、第二百七十一條第一項第七号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで組織変更を行うことができる。ただし、商法第六百十六條第四項の規定に反しない場合に限る。(組織変更における株式交換に関する特例)
第三百十二條 会社更生法第二百十九條第一項の規定は、第二百七十二條第三号の規定により更生計画において完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して株式交換に際して発行する新株(同号に規定する自己の株式を含む。)を割り当てた場合について準用する。

2 第二百七十二條第四号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

3 第二百七十二條の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際に他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合における保険業法第九十二條の六第一項及び第九十二條の七第一項中「組織変更計画書及び株式交換契約書」とあるのは「株式交換契約書」とする。

(組織変更における株式移動に関する特例)
第三百十三條 会社更生法第二百二十條第一項の規定は、第二百七十三條第二号の規定により更生計画において設立される完全親会社が更生債権者等に対して株式移動に際して発行する新株を割り当てた場合について準用する。

2 第二百七十三條第三号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式移動の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

3 第二百七十三條の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際に株式移動をすることを定めた場合においては、保険業法第九十二條の九第二項において準用する商法第三百六十六條の規定は、更生会社については、適用しない。

(解散に関する特例)
第三百十四條 第二百七十四條において準用する会社更生法第八十二條本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めたときは、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、保険業法第五百五十六條の二及び第五百五十七條の規定は、適用しない。

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)
第三百十五條 第二百七十五條第一項の規定又は第二百七十六條において準用する会社更生法第八十三條第一項の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社の設立をすることを定めた場合においては、当該新相互会社又は新株式会社(以下この条において「新法人」という。)についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 前項に規定する場合においては、新法人の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社更生法第二百二十五條第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第百八十三條第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第二百七十六條において準用する第百八十三條第一項第二号」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する場合においては、新法人の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

5 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新法人の設立に關してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に關して支出した費用を負担する。

6 第二百九十九條第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役の選任又は選定について、第三百三十三條第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は社員に対して基金の提出についての引受権を与える場合について、第三百四條の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九條第一項中「第二百六十一條第一項第一号」とあるのは「第二百七十五條第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、

「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一條第二項」とあるのは「第二百七十五條第一項第六号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7 会社更生法第二百十一條第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役(委員会等設置会社にあっては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の選任又は選定について、第三百七條第二項の規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十六條において準用する会社更生法第八十三條第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第三百八條から第三十條までの規定は新株式会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一條第一項中「第百七十三條第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十六條において準用する第百八十三條第一項第九号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社の(更生特例法第二百九十四條第一項第五号に規定する新株式会社の)が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「更生特例法第二百七十六條において準用する第百八十三條第一項第九号」と、同条第二項中「第百七十三條第二項」とあるのは「更生特例法第二百七十六條において準用する第百八十三條第一項及び第二項並びに第三百十條第一項及び第二項中「第二百七十一條第二項」とあるのは「第二百七十六條」と、第三百八條第一項及び第二項中「第百七十六條」とあるのは「第百八十三條第一項第十号」と、同条第一項、第三百九條第一項及び第三百十條第一項中「組織変更の効力が生じた」とあるのは「新株式会社の

が成立した」と、第三百九条第一項中「第七十七條第一項」とあり、同条第二項中「第七十七條第一項第四号」とあり、並びに第三百十條第一項及び第二項中「第七十七條第二項」とあるのは「第八十三條第一項第十一号」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第二十二條第四項において準用する商法第六十七條、保険業法第二十三條第四項において準用する商法第九十二條第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六條第四項において準用する商法第八十一條、第八十三條、第八十四條（同条第一項中同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に關する部分を除く）、第八十五條及び第八十六條、保険業法第三十條において準用する商法第九十二條ノ二、第九十三條、第九十五條、第九十六條及び第九十八條並びに保険業法第八十三條第一項において準用する商法第四百二十八條の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、商法第六十六條第三項、第六十七條、第六十八條第二項、第六十八條ノ二、第六十九條、第七十條、第七十三條、第七十三條ノ二、第七十五條第二項第九号、第八十一條、第八十三條、第八十四條（同条第一項中同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に關する部分を除く）、第八十五條、第八十六條、第九十二條から第九十八條まで、第二百二十二條ノ二第二項後段及び第四百二十八條の規定は、適用しない。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百十六條 更生手続開始後に更生会社の第二百九十五條第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であつた者で、更生計画の定め

により更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き新相互会社の同様に規定する取締役等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の株式会社、新相互会社又は新株式会社における在職期間とみなす。

（非訟事件手続法の特例）

第三百十七條 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法第二百六條第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一 更生計画において新株式会社を設立すること、更生会社が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合、商法第二百二十條第二項（保険業法第八十九條第三項（同法第九十二條の六第二項（同法第九十二條の八第二項において準用する場合を含む））又は第六十四條第三項（同法第六十五條第二項において準用する場合を含む））において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する事件

二 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立すること、組織変更の際に組織変更後の株式会社の株式を発行すること、更生会社が基金を募集すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することとを定めた場合、商法第七十八條（同法第二百八十條ノ十四第一項、第二百八十條ノ

三十七條第四項及び第三百四十一條ノ十三第三項並びに保険業法第二十三條第四項、第六十條第四項及び第九十二條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事件

（基金の拠出等についての引受権の譲渡）

第三百十八條 更生計画の定めによつて更生債権者等又は社員に対して更生会社又は新相互会社の基金の拠出又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

2 更生計画の定めによつて更生債権者等又は社員に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の特例）

第三百十九條 会社更生法第二百二十九條の規定は、更生債権者等又は社員が組織変更後の株式会社の株式を更生計画の定めによつて取得する場合について準用する。

（許可、認可等に基づく権利の承継）

第三百二十條 更生計画において更生会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利及び義務を新相互会社又は新株式会社に移転することを定めたときは、当該新相互会社又は当該新株式会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利及び義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第三百二十一條 更生計画において新相互会社又は新株式会社が更生会社の租税等の請求権に係る債務を承継することを定めたときは、当該新相互会社又は当該新株式会社は当該債務を履行する義務を負い、更生会社は当該債務を免れる。

2 更生手続開始の決定があつたときは、更生

会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するものとする。ただし、法人税法第十三條第一項ただし書及び地方税法第七十二條の十三第四項の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による更生会社の財産の評価換え及び債務の消滅による益金で、更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二條第九号に規定する欠損金額（同法第五十七條第一項又は第五十八條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第二條第九号の二に規定する連結欠損金額（同法第八十一條の九第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額に達するまでの金額は、当該財産の評価換え又は債務の消滅のあつた各事業年度又は各連結事業年度の同法による所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税及び事業税については、法人税法第七十一條又は第八十一條の十九及び地方税法第七十二條の二十六の規定は、適用しない。

第三款 更生計画の変更

第三百二十二條 会社更生法第二百三十三條第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で更生計画に定める事項を変更する必要がある場合について準用する。

2 前項において準用する会社更生法第二百三十三條第五項に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができない。

3 会社更生法第二百二條第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第六十八條第一項第四号又は第五号」とあるのは「更

生特例法第二百六十条第一項第四号」と、同条第五項中「第十六条」とあるのは「更生特例法第七十九条」と読み替えるものとする。

4 会社更生法第七十二条第七項の規定は、更生計画の変更により第二百一十一条において準用する同法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定めが取り消された場合について準用する。この場合において、同法第七十二条第七項中「第十條第四項」とあるのは、「更生特例法第七十五条において準用する第十條第四項」と読み替えるものとする。

第九節 更生手続の終了

第一款 更生手続の終了事由

第三百二十三條 会社更生法第二百三十四條の規定は、相互会社の更生手続の終了について準用する。この場合において、同条第二号中「第四十四條第一項」とあるのは、「更生特例法第九十六條において準用する第四十四條第一項」と読み替えるものとする。

第二款 更生計画認可前の更生手続の終了

第一目 更生計画認可前の決定

(不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力)

第三百二十四條 会社更生法第二百三十五條の規定は、相互会社の更生手続において更生計画認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、同条第二項中「第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」と読み替えるものとする。

第二目 更生計画認可前の更生手続の廃止

(更生が困難な場合の更生手続廃止等)

第三百二十五條 会社更生法第二百三十六條、第二百三十七條及び第二百三十八條第一項から第五項までの規定は、相互会社の更生手続における更生手続廃止の決定について準用する。この場合において、同法第二百三十六條第三号中「第九十八條第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百八十九條において準用する第九十八條第一項本文」と、同法第二百三十七條第一項中「第三百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十八條において準用する第三百三十八條第一項」と、「第十七條第一項」とあるのは「更生特例法第八十條第一項」と、同法第二百三十八條第三項中「第十六條」とあるのは「更生特例法第七十九條」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百三十五條の規定は、前項において準用する同法第二百三十六條又は第二百三十七條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同法第二百三十五條第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、同条第二項中「第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」と読み替えるものとする。

第三款 更生計画認可後の更生手続の終了

第一目 更生手続の終結

(更生手続終結の決定)

第三百二十六條 会社更生法第二百三十九條の規定は、相互会社の更生手続における更生手続終結の決定について準用する。

(更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力)

第三百二十七條 会社更生法第二百四十條の規定は、相互会社の更生手続における更生手続

終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。

第二目 更生計画認可後の更生手続の廃止

第三百二十八條 会社更生法第二百四十一條第一項から第三項までの規定は、相互会社の更生手続廃止の決定について準用する。

2 会社更生法第二百三十八條第一項から第三項までの規定は前項において準用する同法第二百四十一條第一項の規定による更生手続廃止の決定をした場合について、同法第二百三十八條第四項の規定は当該決定を取り消す決定が確定した場合について、同法第二百四十條の規定は前項において準用する同法第二百四十一條第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十八條第三項中「第十六條」とあるのは、「更生特例法第七十九條」と読み替えるものとする。

第十節 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人との協力)

第三百二十九條 会社更生法第二百四十二條の規定は、相互会社の更生手続において更生会社についての外国倒産処理手続(外国で開始された手続であつて、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下この節において同じ。)がある場合について準用する。

(更生手続の開始原因の推定)

第三百三十條 会社更生法第二百四十三條の規定は、相互会社についての外国倒産処理手続がある場合について準用する。この場合において、同条中「第十七條第一項」とあるのは、「更生特例法第八十條第一項」と読み替えるものとする。

(外国管財人の権限等)

第三百三十一條 会社更生法第二百四十四條及び第二百四十五條第一項の規定は、相互会社

の外国倒産処理手続における外国管財人(外国倒産処理手続において相互会社の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。)について準用する。この場合において、同法第二百四十四條第一項中「第十七條第一項第一号」とあるのは「更生特例法第八十條第一項第一号」と、同条第二項及び第三項中「第二百四十二條第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十九條において準用する第二百四十二條第一項」と、同項中「第八十四條第一項」とあるのは「更生特例法第二百七十七條において準用する第八十四條第一項」と、同条第四項中「第四十三條第一項」とあるのは「更生特例法第九十六條において準用する第四十三條第一項」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百四十五條第二項及び第三項の規定は、相互会社の更生手続における管財人について準用する。

第十一節 雑則

(更生会社についての登記の嘱託等)

第三百三十二條 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第二百十條において準用する会社更生法第六十九條第一項ただし書の許可があつたときはその旨並びに管財人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があつたときはその旨及び各管財人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の

登記を開始前会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5 前項に規定する保全管理命令の登記には保全管理人の氏名又は名称及び住所、保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第百八十九条第一項において準用する会社更生法第六十九条第一項ただし書の許可があったときはその旨並びに保全管理人が職務を分掌することについて同項ただし書の許可があったときはその旨及び各保全管理人が分掌する職務の内容をも、前項に規定する監督命令の登記には監督委員の氏名又は名称及び住所並びに第百九十条第二項の規定により指定された行為をも登記しなければならない。

6 第四項の規定は、同項に規定する裁判の変更若しくは取消しがあった場合又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

7 第一項の規定は、更生計画認可の決定があった場合又は第百二十三条において準用する会社更生法第二百三十四条第二号から第五号までに掲げる事由が生じた場合について準用する。

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9 登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定によって抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10 第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消し

た登記について、それぞれ準用する。

第三百三十三条 第二百一十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、第二百一十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合について準用する。

(登記のある権利についての登記の嘱託等)
第三百三十四条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分

の登記を嘱託しなければならない。

一 開始前会社に属する権利で登記がされたものに關し第百八十五条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分があったとき。

二 登記のある権利に關し第百九十五条第一項の規定又は第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分があったとき。

2 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があった場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて保険業法第百五十一条において準用する商法第三百八十七条第二項(保険業法第百八十四条において準用する商法第四百五十四條第二項)において準用する場合を含む。の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記の抹消がされた場合において、更生手続開始の決定を取り消す決

定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定により抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は更生計画認可の決定があった場合において裁判所書記官が更生会社に属する権利で登記がされたものについて破産法第百二十条後段の規定による登記があることを知ったときについて、前項の規定はこの項において準用する第三項の規定により登記の抹消がされた後に当該更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合について、それぞれ準用する。

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)
第三百三十五条 第三百三十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2 会社更生法第二百四十六条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生会社が他の相互会社又は株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の相互会社又は株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 合併後存続する更生会社の合併による変更の登記
二 合併により設立する相互会社又は株式会社の合併による設立の登記

4 第一項及び第二項の規定は、他の相互会社又は株式会社が更生会社と合併して合併後存続する場合における更生会社の解散の登記については、適用しない。

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又

は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、社員、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される相互会社及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(否認の登記)

第三百三十六條 会社更生法第二百五十条の規定は、相互会社の更生手続における否認の登記について準用する。この場合において、同条第二項中「第二百三十四条第二号若しくは第三号」とあるのは「更生特例法第三百二十三條において準用する第二百三十四条第二号若しくは第三号」と、「第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十五條第一項において準用する第二百三十六條若しくは第二百三十七條第一項」と、同条第三項中「第二百四十一条第一項」とあるのは「更生特例法第三百二十八條第一項において準用する第二百四十一条第一項」と読み替へるものとする。

(登記嘱託書等の添付書面等)
第三百三十七條 この章の規定による登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面その他のものは、政令で定める。

(登録免許税の特例)
第三百三十八條 第三百三十二条から第三百三十四条までの規定並びに第三百三十六條において準用する会社更生法第二百五十条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 更生計画において更生会社が株式会社と合併してその株式会社と合併後存続することを定めた場合におけるその株式会社の合併による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一(合併により増加した資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分につ

いては、千分の三・五」とする。

3 更生計画において更生会社が株式会社と合併して株式会社を設立することを定めた場合における株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

4 更生計画において更生会社がその組織を変更して株式会社になることを定めた場合における当該組織変更による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（資本の金額のうち、更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

5 更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合における資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

6 会社更生法第二百五十二条第三項の規定は、第二百七十二条の規定により更生計画において更生会社が株式交換をすることを定めた場合における株式交換による資本の増加の登記の登録免許税の税率について準用する。

7 会社更生法第二百五十二条第四項の規定は、第二百七十三条の規定により更生計画において更生会社が株式移転をすることを定めた場合における当該株式移転による株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

8 会社更生法第二百五十二条第七項の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において新株式会社を設立することを定めた場合における新株式会社の設立の登記の登録免許税の税率について準用する。

許税の税率について準用する。

9 会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において新相互会社又は当該更生計画の定めにより設立された株式会社が更生会社から不動産又は船舶に関する権利の移転又は設定を受けることを定めた場合におけるその移転又は設定の登記の登録免許税の税率について準用する。

（登録への準用）

第三百三十九条 第三百三十四条、第三百三十五条第五項、第三百三十六條において準用する会社更生法第二百五十條、第三百三十七條及び前条第一項の規定は、登録のある権利について準用する。

（最高裁判所規則）

第三百四十條 この章並びに次章第三節及び第六節に定めるもののほか、相互会社の更生手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前にされた更生手続開始の申立てに係る株式会社、協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）及び相互会社（同条第六項に規定する相互会社をいう。）の更生事件については、なお従前の例による。

（債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第十八条第一項（同条第二項、同法第十八条の二第三項及び第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。）を「会社更生法（平成十四年法律第 号）第

二百四十八条第一項（同条第二項及び同法第二百四十九条第六項において準用する場合を含む。）並びに第二百四十八条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第六十一条第一項（同条第二項及び同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十四條第一項（同条第二項及び同法第三百三十五條第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十四條第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第十五条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）」に、「更生債権」を「会社更生法第二条第十二項本文若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第十二項本文若しくは第六十九條第十二項本文に

規定する更生債権等」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第十六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第九十七條、第九十八條、第九十八條の四及び第二百八十五條」を「会社更生法（平成十四年法律第 号）第六十九條、第七十條、第八十條並びに第八十一條第一項及び第五項」に、「第九十七條第一項」を「第六十九條第一項」に、「第九十八條中」を「第七十條中」に、「第二百八十五條第一項」を「第八十一條第一項」に改め、「内閣総理大臣」と、

の下に「同条第五項中」を加える。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の項を削り、同表に次のように加える。

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

会社更生法（平成十四年法律第 号）

第七十六條及び第二百四十條の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	第二条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法（平成十四年法律第 号）	第二百二十九條	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第二十七号」を削り、「若しくは第六十号」を「第六十号若しくは第六十六号」に改める。

別表第二十七号を次のように改める。
二十七 削除

別表第五十五号中「第九百九十五条第一項」を「第五百三十九条第一項」に、「第九百九十六条第一項」を「第五百四十条第一項」に改め、同表に次の一号を加える。

六十六 会社更生法(平成十四年法律第

号) 第二百五十五条(詐欺更生) 又は第二百五十六條(第三者の詐欺更生) の罪

(民事再生法の一部改正)

第十九条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十条第二項及び第九百二十条第三項」を「第五十条第二項並びに第九百二十条第三項及び第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(破産宣告前の保全処分)

第十六条の二 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第九百九十五条第一項に規定する保全処分を命ずることができる。

一 破産宣告前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止又は再生計画不認可の決定があつた場合

二 破産宣告後の再生債務者につき再生計画認可の決定の確定により破産手続が効力を失つた後に第九百九十三条若しくは第九百九十四条の規定による再生手続廃止又は再生計画取消しの決定があつた場合

2 裁判所は、前項第一号の規定による保全処分を命じた場合において、前条第一項の規定による破産の宣告をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分を取り消さなければならない。

3 第一項第一号の規定による保全処分は、同号に規定する決定を取り消す決定があつた場合は、その効力を失う。同項第二号に規定する再生手続廃止又は再生計画取消しの決定を取り消す決定があつた場合における同号の規定

第一類第三号

法務委員会議録第八号 平成十四年十一月十五日

定による保全処分についても、同様とする。

4 破産法第九百九十二条前段の規定にかかわらず、第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八十五条第五項中「進行することができるとき」の下に、「又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき」を加える。

第九十一条第一項を次のように改める。

裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等の再生債務者財産から、これらの者に対し、その事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

第九十五条第四項を次のように改める。

4 第一項及び第三項の届出は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

第九百八条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 債権者委員会に再生債務者の再生に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した再生債権者の申立てにより、再生債務者財産から、当該再生債権者に対し、相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。

第九百二十条第一項中「又は保全管理人」を「(保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第三項において同じ。)」に改め、同条第三項中「又は保全管理人」を削り、同条に次の一項を加える。

4 保全管理人が再生債務者の業務及び財産に關し権限に基づいて資金の借入れその他の行為によつて生じた請求権は、共益債権と

する。

第九百六十七条ただし書を次のように改める。

ただし、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

第九百六十九条から第九百七十二条までを次のように改める。

(決議に付する旨の決定)

第九百六十九条 再生計画案の提出があつたときは

は、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一 一般調査期間が終了していないとき。

二 財産状況報告書提出における再生債務者等による報告又は第九百二十五条第一項の報告書の提出がないとき。

三 裁判所が再生計画案について第九百七十四条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件のいずれかを満たさないものと認めるとき。

四 第九百九十一条第二号の規定により再生手続を廃止するとき。

2 裁判所は、前項の決議に付する旨の決定において、議決権を行使することができる再生債権者(以下「議決権者」という。)の議決権行使の方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

一 債権者集会の期日において議決権を行使する方法

二 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。)により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法

三 前二号に掲げる方法のうち議決権者が選挙するものにより議決権を行使する方法。

この場合において、前号の期間の末日は、第一号の債権者集会の期日より前の日でなければならない。

3 裁判所は、第一項の決議に付する旨の決定をした場合には、再生計画案又はその要旨を

記載した書面を第九百九十五条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を除く。)に送達しなければならない。この場合においては、第九百九十二条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対し、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定める期間内に限りすることができ旨を記載した書面を送達しなければならない。この場合においては、第九百九十二条第四項及び第五項の規定を準用する。

5 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第九百九十四条前段の申立てをすることができ者が前項の期間内に再生計画案の決議をするための債権者集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

(債権者集会が開催される場合における議決権の額の定め方等)

第九百七十条 裁判所が議決権行使の方法として前条第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めた場合においては、再生債務者等又は届出再生債権者は、債権者集会の期日において、届出再生債権者の議決権につき異議を述べることができる。ただし、第九百九十四条第一項の規定によりその額が確定した届出再生債権者の議決権については、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じ、議決権を行使することができる。

一 第九百九十四条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者確定した額

二 前項本文の異議のない議決権を有する届

出再生債権者 届出の額

三 前項本文の異議のある議決権を有する届出再生債権者。裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第三号の規定による決定を変更することができる。

(債権者集会所が開催されない場合における議決権の額の定め方等)

第百七十一条 裁判所が議決権行使の方法として第百六十九条第二号に掲げる方法を定めた場合においては、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じ、議決権を行使することができる。

一 第百四十一条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出再生債権者 確定した額

二 届出再生債権者(前号に掲げるものを除く)。裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権を行使させない旨を定めたときは、議決権を行使することができない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第二号の規定による決定を変更することができる。

(代理人による議決権行使)

第百七十二條 議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

第百七十二條の次に次の三條を加える。

(再生計画案の可決の要件)

第百七十二條の二 再生計画案を可決するには、次に掲げる同意がなければならない。

一 議決権者(債権者集会所に出席し、又は第百六十九条第二号に規定する書面等投票をしたものに限る。)の過半数の同意

二 議決権者の議決権の総額の二分の一以上の議決権を有する者の同意

(再生計画案の変更)

第百七十二條の三 再生計画案の提出者は、議

決権行使の方法として第百六十九条第二号第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、再生債権者に不利な影響を与えないときに限り、債権者集会所において、裁判所の許可を得て、当該再生計画案を変更することができる。

(債権者集会所の期日の統行)

第百七十二條の四 再生計画案についての議決権行使の方法として第百六十九条第二号第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該再生計画案が可決されるに至らなかった場合において、第百七十二條の二各号に掲げる同意のいずれかがあり、又は債権者集会所の期日において出席した議決権者の過半数であつて出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者が期日の統行に同意したときは、裁判所は、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、統行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、統行期日において当該再生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、同項本文の再生計画案の可決は、当該再生計画案が決議に付された最初の債権者集会所の期日から二月以内にされなければならない。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を延長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

第百八十七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、再生計画の変更によつて不利な影響を受けたい再生債権者は、手続に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者(変更計画案について決議をするための債権者集会所に出席した者を除く。)であつて従前の再生計画に同意したものは、変更

計画案に同意したものとみなす。

第百九十一条第三号を次のように改める。

三 再生計画案が否決されたとき、又は第百七十二條の四第一項本文の規定により債権者集会所の統行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないとき。

第百九十七條の見出しを「(抵当権の実行としての競売手続の中止命令等)」に改める。

第百九十七條に次の一項を加える。

3 裁判所は、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなる場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

第百九十七條第五項中「第百七十七條第一項本文」を「第百七十七條第一項本文」に改める。

第百九十七條第三項中「第百七十七條」を「第百六十九條第一項」に、「同条」を「同項第三号」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、議決権行使の方法として第百六十九條第二項第一号に掲げる方法を定めて前条第一項後段の再生計画案を決議に付する旨の決定をしなければならない。

第百九十七條第三項前段を次のように改める。

簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会所の期日及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を記載した呼出状を第百九十五條第一項に規定

する者に送達しなければならない。

第百九十七條第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第百九十七條第一項中「第百九十七條第二項」を「第百九十七條第三項」に改め、同条第三項中「第百九十七條第四項」を「第百九十七條の二」に、「賛成した」を「同意した」に、「当該同意」を「第百九十七條第一項後段に規定する同意」に改める。

第百九十七條中「第百七十七條、第百七十七條第一項及び第二項、第百七十七條」を「第百七十一條、第百七十一條」に改める。

第百九十七條第三項を次のように改める。

3 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、前二項の場合を除き、議決権行使の方法として第百六十九條第二号に掲げる方法を定めて再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

第百九十七條第三項を次のように改める。

3 給与所得者等再生における第九十五條第四項及び第百六十七條ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案を決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定」とする。

第百九十七條第一項中「その職務」を「その職務」に、「債権者集会所の決議又は書面による決議」を「債権者集会所の期日における議決権の行使又は第百六十九條第二号に規定する書面等投票による議決権の行使」に改める。

(農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十條 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項を次のように改める。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、民事再生法第百六十九條第一項の規定による再生計画案を決議に

付する旨の決定がされた後は、することができない。

第二十六條第一項及び第二項を次のように改める。

機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第一号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

2 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第六十九條第二項第二号又は第三号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、同項第二号に規定する期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

(民事再生法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件については、なお従前の例による。ただし、破産宣告前の再生債務者につき再生手続開始の申立ての棄却、再生手続廃止若しくは再生計画不認可の決定があったとき又は破産宣告後の再生債務者につき再生計画認可の決定により破産手続が効力を失った後に民事再生法第九十三條若しくは第九十四條の規定による再生手続廃止若しくは再生計画取消しの決定があったときは第十九條の規定による改正後の同法第十六條の二の規定を、再生債務者が再生手続開始後に住宅資金貸付債権の一部を弁済しなければ住宅資金貸付契約の定めにより当該住宅資金貸付債権の全部又は一部について期限の利益を喪失することとなる

るときは第十九條の規定による改正後の同法第九十七條第三項の規定を適用する。

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正)

第二十二條 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九條第四項第三号を次のように改める。

三 会社更生法(平成十四年法律第 号)

第二百四十六條第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号) 第五百五十九條第一項若しくは第四項若しくは第三百三十二條第一項若しくは第四項の規定による登記

第十條第六項第一号中「第十八條第一項(同法第十八條の二第三項又は他の法律において準用する場合を含む。)」を「第二百四十八條第一項(同条第一項において準用する場合を含む。)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三百三十四條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第 号)の施行の日から施行する。
(機械類信用保険法に関する経過措置)
第二條 この法律の施行の日が中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第 号) 第一条第二号の規定の施行の日前である場合には、第二条中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号) 第五条第一項第一号の規定」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三條 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

会社更生法の施行に伴い、証券取引法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号

法務委員会議録第八号

平成十四年十一月十五日

平成十四年十二月三日印刷

平成十四年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F